

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

1 基本目標

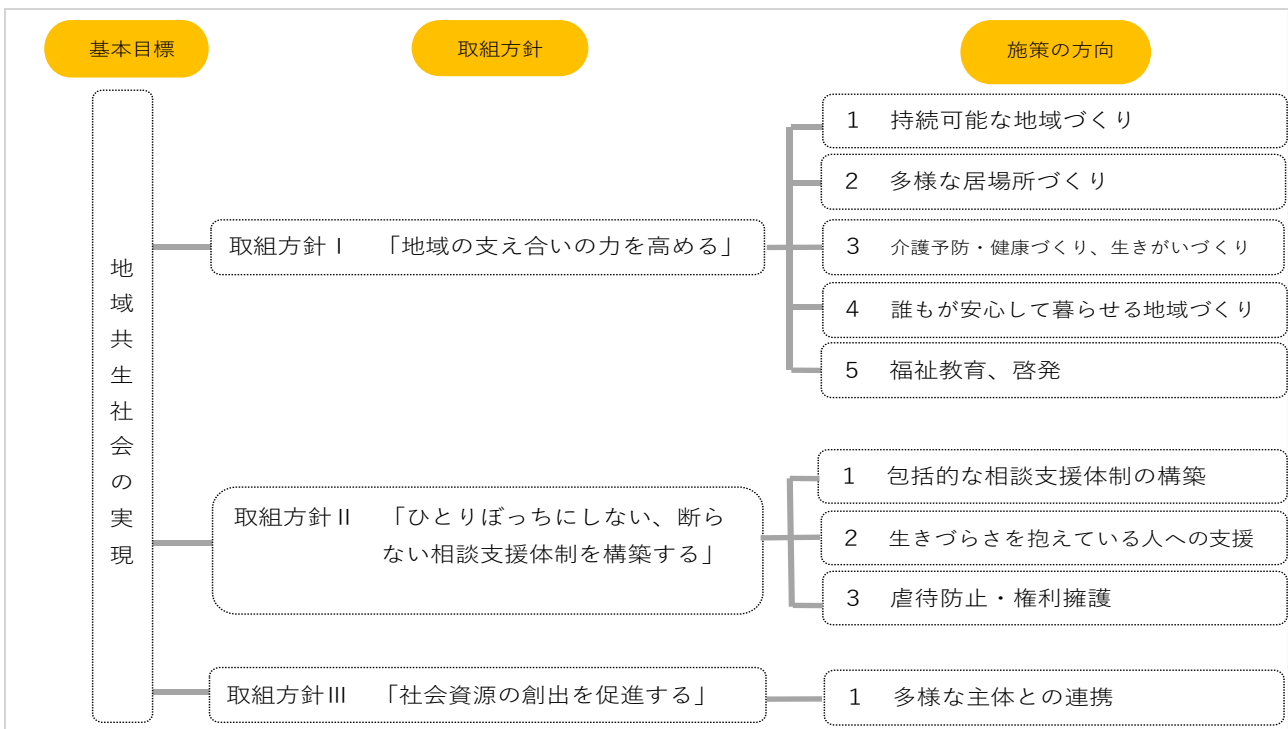
基本目標

地域共生社会の実現

市の取組みでは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指し、「地域共生社会の実現」を基本目標に設定します。

2 取組方針、施策の方向、主要施策、具体的な取組み

- 第4期計画では、地域の取組みである共助との関わり方に応じて「直接的手法」と「間接的手法」に分類し、さらに、公助の手法に応じて9つの「サービス類型」に分類していましたが、第5期計画では、基本目標を実現するための市が取り組むべき施策について、施策の方向ごとの構成としました。
- 新型コロナウイルス等の感染症への対応として、オンラインの活用等の視点を取り入れています。



・基本目標 『地域共生社会の実現』

◆取組方針Ⅰ「地域の支え合いの力を高める」

施策の方向1 持続可能な地域づくり

- 主要施策（1）コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援
- 主要施策（2）地域福祉活動におけるオンラインの活用支援
- 主要施策（3）地域づくりに向けた支援
- 主要施策（4）地域づくりの担い手、リーダーの育成

施策の方向2 多様な居場所づくり

- 主要施策（1）居場所（通いの場）の拡充
- 主要施策（2）地域福祉活動の拠点確保

施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいつくり

- 主要施策（1）介護予防・健康づくり
- 主要施策（2）生きがいつくり

施策の方向4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- 主要施策（1）生活支援サービスの拡充
- 主要施策（2）地域見守り体制の充実
- 主要施策（3）防犯体制の強化
- 主要施策（4）災害に備える地域づくり

施策の方向5 福祉教育・啓発

- 主要施策（1）福祉教育の推進
- 主要施策（2）啓発活動の推進

◆取組方針Ⅱ「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」

施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築

- 主要施策（1）包括的な相談支援体制の構築
- 主要施策（2）コミュニティソーシャルワーク機能の強化
- 主要施策（3）地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充
- 主要施策（4）身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくりへの支援

施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

- 主要施策（1）生活のしづらさを抱えている方々への対応
- 主要施策（2）自殺対策
- 主要施策（3）生活困窮者自立支援の促進
- 主要施策（4）子どもの貧困への対応
- 主要施策（5）住宅確保要配慮者に対する支援
- 主要施策（6）再犯防止の推進

施策の方向3 虐待防止・権利擁護

- 主要施策（1）虐待防止
- 主要施策（2）権利擁護

◆取組方針Ⅲ 「社会資源の創出を促進する」

施策の方向1 多様な主体との連携

- 主要施策（1）社会福祉法人の公益的な取組みの促進
- 主要施策（2）企業、学校、NPOなど多様な主体との連携の促進
- 主要施策（3）新たなプラットフォームの形成

取組方針Ⅰ 地域の支え合いの力を高める

【現状や課題】

- 老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、認知症高齢者の増加、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題、ヤングケアラーなど、個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える世帯が顕在化、増加しています。
- 地域づくりの面では、地域福祉活動を支える担い手が不足するだけでなく、高齢化・固定化していることも深刻な問題であり、活動の継続が難しくなっている地域も出てきています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、室内の活動を中心に、多くの地域福祉活動が休止・中止を余儀なくされ、地域福祉活動の停滞が見られました。

【今後の取組方針】

- コロナ禍も含め、地域社会の様々な変化や地域の実情を的確に捉えたうえで、地域の多様な主体が分野を越え、世代を越え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めるため、CSW や生活支援コーディネーター等が、様々な地域団体や地域に関わりのある事業者等多様な主体との連携・協力を進め、持続可能な地域づくりに向けた支援を行います。
- また、すべての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域づくりの担い手、リーダーの育成、多様な居場所づくり、健康づくり、見守りや支え合い活動などの生活支援サービスの拡充を支援します。
- さらに、地域福祉を推進していくためには、より多くの市民が地域活動や福祉への理解や関心を深め、様々な情報や学習・体験を通じ、福祉の心を育むことが大切であることから、福祉教育や啓発活動を推進します。

施策の方向1 持続可能な地域づくり

<主要施策（1）コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援>

【現状や課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、様々な地域福祉活動やイベントが休止・中止を余儀なくされたことにより、高齢者のフレイル（虚弱）・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響、人と人とのつながる力やボランティアのモチベーションの低下などが懸念されています。

【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、コロナ禍においても、つながりを絶やさず、つながり続けるため、「新しい生活様式」を実践しつつ、情報提供等も含め、地域団体の活動再開や継続を支援します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
1	生活支援体制の充実 【再掲】 No93,122,134	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。			
	[地域包括ケア推進課]	第2層生活支援コーディネーター配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域
2	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No92,94,123,135	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図るとともに、コロナ禍においても、地域のつながりを絶やさず、つながり続けるために、情報提供等も含め、地域団体の活動再開や継続を支援します。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える支援を要する方の個別支援と支援を要する方が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

<主要施策（2）地域福祉活動におけるオンラインの活用支援>

【現状や課題】

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの地域福祉活動が中止・休止を余儀なくされた中、SNSを活用した子育てサロンやオンライン会議システムを活用した認知症カフェの開催など、市内各地において、オンラインを活用し、接触を避けつつも、人と人とのつながりを維持しようとする試みが見られました。
- 一方、主に高齢者を中心とする地域福祉活動においては、高齢者のスマホ普及率の相対的な低さや対面を重視する傾向等により、活用は一部にとどまっています。

【今後の取組方針】

- コロナ禍にあっても地域福祉活動が継続できるよう、CSW や生活支援コーディネーター等がオンラインの活用を支援します。

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

- 地域福祉活動者の高齢化や担い手不足が進む中、SNSやオンラインの活用は、若い世代が参加しやすい環境づくりや地域活動の負担感の軽減に寄与する可能性があることから、まずは、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、スマートフォンに関する講座を開催するとともに相談員を養成します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
3	スマホ講座の開催 [スマートシティ推進課]	高齢者のデジタル活用の不安の解消に向けて、スマホ講座を開催します。			

コラム

スマホ講座の開催

社会のデジタル化を進めるなかで、デジタルを使いこなせる方々と、そうではない方々の間に「デジタル格差」（デジタルデバイド）が生じています。

このような課題に対応し、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現するため、スマホ講座を開催します。



（講座内容）

- ・スマホ体験会
- ・カメラ地図講座
- ・LINE 講座
- ・Zoom 講座 等

<主要施策（3）地域づくりに向けた支援>

【現状や課題】

- 地域に暮らす、様々な世代や境遇の人が、ともに助け合って生活していく社会を実現するためには、地域資源を活用した居場所づくりや、ボランティアによる助け合い活動等の拡充を通じて、住民の相互理解を深め、地域における人と人とのつながりを構築していく必要があります。

- 地域福祉の更なる推進のためには、社協地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、企業や学校等が、より一層つながることで、既存の取組みの充実や、地域のニーズに対応した新たな取組みを展開していく必要があります。

【今後の取組方針】

- 多様な主体による地域課題解決に向けた自主的な取組みの立ち上げや活動資金等の支援を行う区地域活性化支援事業を実施します。
- 将来にわたり、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、地域運営委員会の設立や活動を支援します。
- 市社会福祉協議会を通じ、社協地区部会の活動を支援します。
- 費用面も含め、地域団体が活動しやすい環境づくりを行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
4	区地域活性化支援事業 [各区地域振興課]	地域課題の解決や地域の活性化などを目的に、対象団体や対象事業等の応募資格を定め、審査・選考の上、交付決定した地域団体等の活動を支援します。			
5	地域運営委員会の支援 [市民自治推進課]	将来にわたり、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小学校区から中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される「地域運営委員会」の設立や活動を支援します。			
6	ボランティア活動補償制度 [市民自治推進課]	市内のボランティア団体等が安心して活動できるよう、活動中に起こった事故による死亡若しくは傷害又は損害賠償を補償します。			
7	社協地区部会活動の支援 [地域福祉課]	各種社協地区部会活動の実施回数	回	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動 260町内自治会 地域支え合い活動（新規） 1地区 ◆ふれあいいきいきサロン 2,700回 ◆子育てサロン 390回 ◆散歩クラブ 360回 ◆地区部会ボランティア講座 120回 (※ ◆…補助金充当事業)	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動 270町内自治会 地域支え合い活動（新規） 1地区 ◆ふれあいいきいきサロン 3,000回 ◆子育てサロン 520回 ◆散歩クラブ 450回 ◆地区部会ボランティア講座 120回 (※ ◆…補助金充当事業)

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
8	いきいき活動外出支援事業	高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等の自主的な活動のため民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成します。			
	[高齢福祉課]	利用団体数、利用者数	団体数、人数	264団体、8,309人	266団体、8,372人
9	子育てサークルの支援	育児のための情報交換や知識の普及、子育て親子の友達づくりなど、地域で自主的に活動している子育てサークルを支援します。			
	[健康支援課]	相談等開催件数/ 参加人数	回、人	・開催回数：254回 ・参加人数：4,572人	・開催回数：370回 ・参加人数：6,600人

コラム

市民主体のまちづくり ～地域活性化支援事業～

千葉市は、市民主体のまちづくりを後押しするため、「地域活性化支援事業」を通じ、各区において地域課題の解決や地域の活性化、地域の魅力を発信する事業などに対して、活動資金等の支援を行っています。市ホームページでは、各区で既に活動している団体の様子を紹介していますので、それらの活動を参考に地域活動を始めてみませんか。

本事業について詳細は、各区地域振興課にお気軽にお問合せください。

－ 活動の様子 －



～日常生活での困りごとに対し、身近な人たちで支え合う地域づくり活動～



～「千葉で一番美しい通学路」づくりによる地域での多世代交流プロジェクト～

<主要施策（4）地域づくりの担い手、リーダーの育成>

【現状や課題】

- 高齢者の就業者の増加など社会情勢の変化等により、交流の場・通いの場や見守り活動、支え合い活動や食事サービスなどにおける地域福祉活動の担い手の高齢化や不足が見られます。
- 地域団体の中心的役割を担う役員やリーダーの高齢化も進んでおり、若い世代の参画や後継者の育成が必要です。

【今後の取組方針】

- 地域課題の解決に向け、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を育成するため、「ちばし地域づくり大学校」を開催します。
- これまで地域福祉に関心がなかった方や若い世代などが、地域福祉活動やボランティア活動の担い手となるよう、シニアリーダー講座、認知症サポーター養成講座やボランティア入門講座等を開催します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
10	ちばし地域づくり大学校	地域課題の解決力を強化するため、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を養成します。			
	[高齢福祉課]	修了者数	人	72人	72人
11	認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き行います。また、認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを目指し、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の企業の方や、子ども・学生を対象とした認知症サポーターの養成を推進します。			
	[地域包括ケア推進課]	認知症サポーター 延べ養成者数	人	93,000人	101,000人
12	シニアリーダー講座	介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学べる講座を開催し、自主的な介護予防活動グループのリーダーとして活動する人材を育成します。			
	[健康推進課]	講座受講者数	人	130人	130人
13	介護支援ボランティア制度の運用	介護予防及び地域における支援の担い手を増やすため、登録者数の拡大や受入施設とのマッチングを強化し、活動の促進を図ります。			
	[介護保険管理課]	ボランティア登録者数	人	2,600人	2,700人

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
14	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	障害に対する基本的な知識と理解の促進を図るため、障害者福祉センター及び療育センター（ふれあいの家）において、手話、点字、ガイドボランティア等の講習会を開催します。			
	[障害福祉サービス課]	ボランティア養成講習会修了者数 ・要約筆記講習会 ・音訳講習会 ・手話講習会 ・点字講習会	人	【要約筆記講習会】 ・予定修了者数 20人 【音訳講習会】 ・予定修了者数 20人 【手話講習会】 ・予定修了者数 160人 【点字講習会】 ・予定修了者数 20人 ※修了証交付の条件： 実開催数の70%以上の出席	【要約筆記講習会】 ・予定修了者数 20人 【音訳講習会】 ・予定修了者数 20人 【手話講習会】 ・予定修了者数 160人 【点字講習会】 ・予定修了者数 20人 ※修了証交付の条件： 実開催数の70%以上の出席
15	精神保健福祉ボランティア養成講座	精神保健福祉や精神障害に関する講座を開催し、精神保健福祉ボランティアとして活動する人材を育成します。			
	[こころの健康センター]	精神保健福祉ボランティア延べ養成者数	人	45人	45人
16	ボランティア活動の促進 【再掲】 No82	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉市ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。			
	[地域福祉課]	ボランティア新規登録者数	人	180人	200人
17	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	外国人市民と日本人市民の相互理解促進による多文化共生社会実現のため、通訳・翻訳ボランティアによる外国人市民の日常生活支援や日本語ボランティアによる日本語交流活動を実施します。			
	[国際交流課]	ボランティア登録件数	件	2,589人	2,694人
18	社会福祉セミナー	福祉に対する理解促進を図るため、千葉市社会福祉研修センターにおいて、暮らしに身近な福祉に関する研修を実施します。			
	[地域福祉課]	研修受講率 (受講者数/定員数)	%	・実技を伴わない研修の受講率 85%以上 ・実技を伴う研修の受講率 75%以上	・実技を伴わない研修の受講率 85%以上 ・実技を伴う研修の受講率 75%以上
19	民生委員協力員	希望する民生委員に、活動を補佐する民生委員協力員を配置し、民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図ります。			
	[地域福祉課]				

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
20	生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	地域における生涯を通じた学習活動を支援するため、団体・グループ等の指導者やボランティア等の養成を図ります。			
	[生涯学習振興課（教育委員会）]	【生涯学習センター】 ①指導者の養成講座 ②学習ボランティア活動支援講座 【公民館】 ③講座実施数／受講者数	①講座数／延受講者数 ②講座数 ③講座／人	①16講座/500人 ②101講座 ③36講座／805人	①16講座/500人 ②101講座 ③35講座／780人
21	応急手当普及啓発事業	応急手当のできるバイスタンダー※を育成することで、要援護者、社会的弱者など市民全体の生命を守り、救命率の向上を図ります。 ※bystander：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）			
	[救急課]	救命講習受講者数	人	20,000人	20,000人

コラム

ちばし地域づくり大学校

ちばし地域づくり大学校は、地域活動やボランティア活動の担い手や地域でリーダーとして活躍する人材を養成することを目的としています。

カリキュラムは、ボランティア活動の実践者による講義や様々な分野のボランティア団体で実地体験を行うなど実践的なものになっています。

基礎コースとステップアップコースがあり、それぞれ自分に合ったコースを選んで受講することができます。



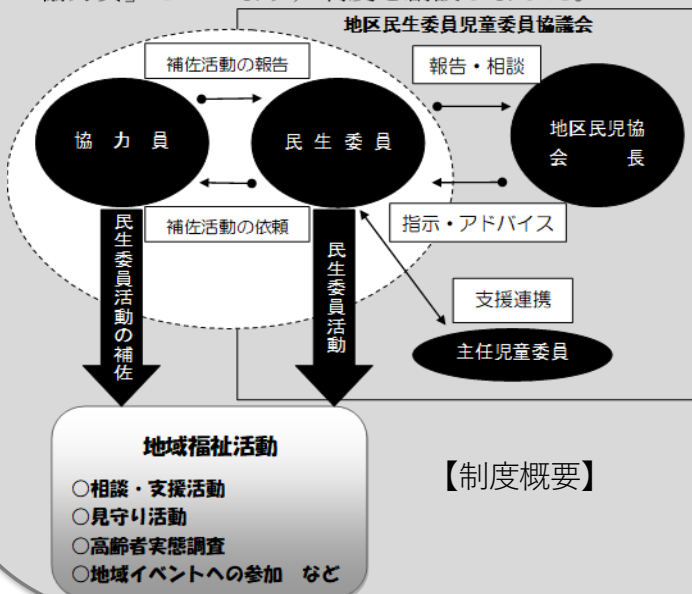
コラム

民生委員協力員制度

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、地域の福祉に関する住民の相談相手として、地域の見守りや福祉行政への橋渡しなど、様々な活動を行っています。

しかしながら、近年では、少子・超高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加などにより、民生委員の重要性が増す一方、負担の増加やなり手不足の問題が生じております。

そこで、①民生委員の負担軽減、および②新たな地域福祉の担い手の掘りおこしを目的に、平成26年7月に民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」（以下「協力員」といいます）制度を創設しました。



- 民生委員（主任児童委員は除く）1人につき、1人の協力員を配置可（配置は任意）
- 協力員は、民生委員の指示・指導のもと、委員活動全般を補佐（一部の委員活動を除く）
- 協力員の任期は、ともに行動する民生委員と同じ（最長3年間）
- 協力員には、秘密を遵守する旨の誓約書の提出を求めており、民生委員と同様の守秘義務あり

<参考> 「施策の方向1 持続可能な地域づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地区部会活動従事者に対する研修の実施	アンケート等により地区部会の意見・ニーズを収集し、研修を実施します。
民生委員・児童委員に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生・貸付係 民生委員・児童委員全体研修、地区民児協会長・副会長研修を年1回実施します。 ● 研修C 主任児童委員研修を年1回実施します。 改選時（3年毎）に新任民生委員・児童委員を対象とした新任研修を実施します。
ボランティア活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア ボランティアの相談・登録を行い、ボランティア情報紙等を発行して、ボランティア情報を提供します。また、新たにボランティア活動に参加する人やすでに登録しているボランティアに対し、多種多様なボランティア講座を開催し、人材の確保・育成に努めます。 ● 市民後見人 25歳から70歳までの住民に対し、基礎編、応用・実務編として2か年度に渡り、成年後見人等に必要な知識等を習得する養成研修を実施します。
社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進	社会福祉法人と地域のニーズに合った「地域における公益的な取組」を提案し、地域の課題解決に努めます。また、本会自らも「地域における公益的な取組」を実施します。
企業等との連携・協働	企業等からの相談に基づき、社会貢献活動の提案を行うとともに、企業等の取組みの参考になるような事例を収集し、本会ホームページに掲載します。また、地域活動の活性化を図るため、企業等のSDGsの取り組みと連携します。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



施策の方向2 多様な居場所づくり

<主要施策（1）居場所（通いの場）の拡充>

【現状や課題】

- 居場所（通いの場）は、仲間（つながり）づくり、健康づくり、生きがいくくりなど、様々な効果があるとされています。また、見守り機能やちょっとした困りごとの相談機能なども持ち合わせているとされています。
- 市内には、住民主体の通いの場が976箇所^{*}あり、健康体操、茶話会やスポーツなど、多岐にわたる様々な活動が行われています。

（※ 厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（令和2年度実施分）に関する調査結果）

【今後の取組方針】

- 年齢や性別、障害の有無等により、支える側と支えられる側を固定することなく、誰もが何らかの役割を持てる場所や機会、誰もが気軽に参加しやすい場、場の確保支援が大切であり、多様な形の居場所（通いの場）の拡充に向けて、CSW や生活支援コーディネーター等による支援や各種助成等を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
22	認知症カフェ設置促進	認知症の方とその家族並びに地域住民や専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域に増やすことで相互交流を促進し、認知症の方の重度化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の方と家族を地域で支える体制を推進します。			
	[地域包括ケア推進課]	認知症カフェ数	か所	43か所	49か所
23	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業 【再掲】No43	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会や地区部会、NPO法人等に対して助成します。			
	[高齢福祉課]	登録団体数	団体	訪問支援6団体 通所支援12団体	訪問支援7団体 通所支援14団体
24	ひきこもりサポート (居場所団体への助成)	ひきこもり当事者が安心して参加できる居場所を提供し、社会参加に向けた活動への支援等を行う団体や個人に対し、その実施に必要な経費を補助します。			
	[精神保健福祉課]	補助金交付団体数	団体	2団体	2団体
25	こどもの居場所づくり	学校でも家庭でもない、第三の子どもの居場所として、信頼できる大人が見守るどこでもこどもカフェの開催を支援し、子どもたちが気軽に立ち寄り、安心・安全に過ごせる地域の身近な居場所の提供を促進します。			
	[こども企画課]				

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
26	放課後子ども教室推進事業 [生涯学習振興課（教育委員会）]	小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。			

コラム

どこでもこどもカフェ

子どもを取り巻く環境の変化により、見守りが必要な子どもが多くみられる中、子どもに身近な地域において「子どもの居場所」を確保することは喫緊の課題となっています。

「どこでもこどもカフェ」は、子どもに信頼される大人が見守る中で、気軽に話をしたり、一緒に勉強したり、また仲間と遊ぶことができるなど、子どもたちにとって安心・安全な居場所となることを目的としています。出入りも、何をして過ごすかも子どもたちの自由です。

千葉市では、市民ボランティア団体等が実施する「どこでもこどもカフェ」の運営に必要な経費の一部を補助することで、どこでもこどもカフェの運営を支援しています。



<主要施策（2）地域福祉活動の拠点確保>

【現状や課題】

- 地域福祉活動は、自治会館や公共施設などを借りて、実施することが多く、活動の充実や活性化には、拠点確保に向けた支援が必要です。

【今後の取組方針】

- 地域福祉活動の拠点を確保するため、施設の目的に支障をきたさない範囲で市の施設を開放します。
- 社会福祉施設における地域交流スペースや、空き家等の活用について、CSW や生活支援コーディネーター等が支援します。

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
27	社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進 [地域福祉課] [高齢福祉課] [介護保険事業課]	社会福祉施設について、施設の規模等を考慮して地域交流スペース等を設置するよう事業候補者に提案を行うこと等により、地域住民等が地域福祉活動に利用できる場所の確保を進めます。 また、地域住民等が地域福祉活動のために利用できる地域交流スペース等に係る情報の公表を進めます。			
	地域づくり拠点としての公民館の活用 [生涯学習振興課（教育委員会）]	公民館の運営に地域が参画する制度設計を行うことで、「地域の総合交流拠点」として、地域福祉活動団体の活動を支援します。			
29	空き家の有効活用事業 [住宅政策課]	地域団体と公民館が共同で企画する市民向け講座や展示等	事業	99事業	100事業
	空き家の有効活用事業 [住宅政策課]	地域福祉活動等を行う団体に、活動場所として活用できる空き家の紹介を行います。			
30	学校施設開放	小学校の空き教室などを、学校教育に支障のない範囲内において地域活動や生涯学習の場として市民利用に供します。			
	[学校施設課（教育委員会）]	開放校数	校数	7校	8校

<参考> 「施策の方向2 多様な居場所づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
子どもの居場所づくりへの支援	子どもの居場所づくりに取り組む団体同士をつなぎ情報共有ができる場をつくり、ホームページ等での情報発信などによって、子どもの居場所の創設と活動継続に向けた支援を行います。
多世代交流等の推進	地域で暮らす高齢者、障害者、子育て世代等の当事者が参画し、お互いに交流するイベントを開催します。また、共助という観点や地域の方々にも役割を担っていただくという意味合いからもボランティアを養成し、イベントの運営に協力していただきます。
ふれあい・いきいきサロンの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をサロン活動に派遣し、活動内容の充実を図ります。
ふれあい・子育てサロンの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をサロン活動に派遣し、参加者が抱える相談に対応するなど活動内容の充実を図ります。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいくくり

<主要施策（1）介護予防・健康づくり>

【現状や課題】

- 健康に支障が生じ、医療や介護が必要になる期間が長くなると、経済的にも精神的にも大きな負担を生じ、個人の生活の質の低下を招く恐れがあります。
- すべての市民が健康でいきいきと活動し、身近な地域で健康づくりに参加できる環境をつくる必要があります。
- また、高齢者については、フレイル状態を早期に把握し、適切なサービスにつなげることによって、疾病予防・重度化防止の促進を目指す必要があります。

【今後の取組方針】

- すべての市民にとって、健康づくりの取組みが継続しやすい環境づくりを推進するため、運動サークルやウォーキングコースの情報提供、健康づくりの取組みへのポイント付与や運動・スポーツの機会の充実に向けた支援などを行います。
- 介護・支援を必要としない高齢者の割合の増加を目指し、健康教育や広報を通じて、生活習慣の改善や運動、社会参加の重要性などフレイルに関する知識の周知に努めます。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
31	健康づくり事業	市内に所在する地区組織が行う健康づくりにポイントを付与し、既定のポイントで賞品が当たる抽選への応募や表彰などのインセンティブを授与することにより、生活習慣の改善を促すとともに地区組織活動の推進による絆づくりを促進します。			
	[健康推進課]				
32	ヘルスサポーターの養成	家庭や身近な地域の中で、健康づくりのための運動を実践するヘルスサポーター（健康づくり支援者）を養成します。			
	[健康推進課]				
33	食生活改善推進員の養成	地域の健康づくりのために、「食」を通じたボランティア活動を行う食生活改善推進員（愛称「ヘルスメイト」）を養成します。			
	[健康推進課]				
34	各区の特色に応じた運動に関する講習会等の実施	市民が自身の健康状態や身体能力に気付き健康的な運動習慣を獲得する機会のひとつとして、関連団体と協働するなど各区の特色に応じた運動体験や周知啓発を実施し、地域住民の主体的な健康づくりを支援します。			
	[健康推進課]				
35	障害者スポーツ大会等の開催	障害者の社会参加や理解促進はもとより、健康づくりや生きがいくくりを促進するため、身体障害者スポーツ大会やゆうあいピックの開催、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などを実施します。			
	[障害者自立支援課]				

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
36	学校体育施設開放事業	学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。			
	[スポーツ振興課]	利用人数	人	2,000,000人	2,200,000人
37	ちばしパラスポーツコンシェルジュ	障害者が地域のスポーツ活動に参加しやすくするために、コーディネーターが障害の種類・程度に応じてスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。 また、パラスポーツに関する情報発信や、団体や施設等が行う体験会等の普及活動への支援を行います。			
	[スポーツ振興課]	マッチング件数	人	60人	65人
38	千葉県パラスポーツ振興補助金 [スポーツ振興課]	障害者のスポーツ活動参加を促進し、生きがいや生活の質の向上、健康づくりの機会等を創出するため、市民団体等が行うパラスポーツ振興事業に対し補助金を交付します。			

コラム

健康づくり事業

地域の仲間と健康づくり～健康と景品をゲット！！～

地区組織で行う健康づくりへの取組みに応じて加算される点数を500点集めると、素敵な賞品が当たる抽選に応募できます。

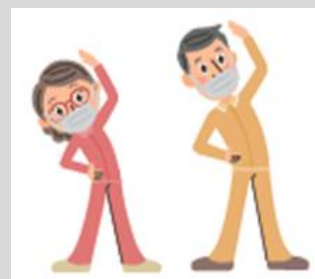
地域の皆さんと一緒に健康づくりに取組みませんか？

地域の自主グループや自治会などで活動し、生活習慣の改善や地域の絆づくりを進めていきましょう。

○点数の対象となる取組み

- ・ウォーキングやラジオ体操などの運動
- ・健（検）診の利用
- ・健康づくりに関する講座・イベントに参加
- ・運動自主グループに登録

○景品内容（例）



コラム

フレイル予防

フレイルとは、加齢により心と身体の活力が弱まった状態です。健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間を意味し、加齢により生じやすい衰え全般を指します。

フレイルであることに早めに気づき、生活習慣の改善や運動、社会参加など適切な予防を行うことで、健康な状態へ戻ることもできます。

《食事・お口の健康》

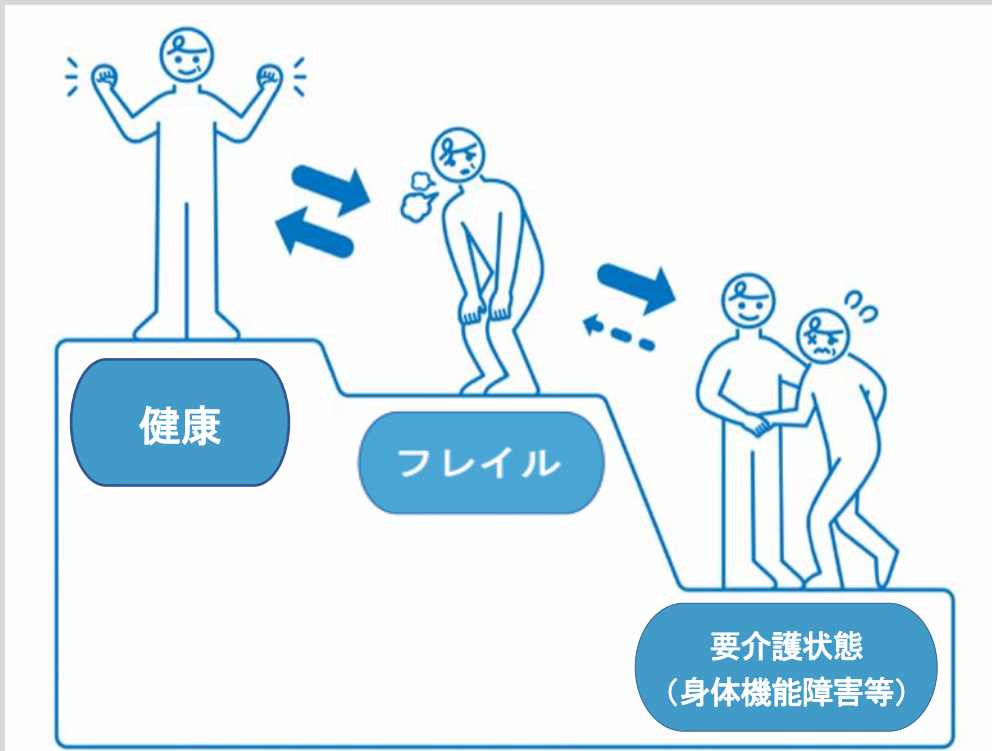
フレイルを予防するためには、日々の食事を通じて良好な栄養状態を保つことが重要です。1日3食、主食・主菜・副菜を組み合わせ、しっかり噛んで食べる、口周りの筋肉を保つ等、日頃から意識して気をつけましょう。

《身体を動かす習慣》

家で過ごす時間が長くなると、筋力が落ちて動けなくなることが心配されます。転倒などを予防するためにも、日頃から身体を動かす習慣を身に付けましょう。

《人とのつながり》

趣味などのサークル活動や地域活動などは、健康寿命を延ばすとされています。楽しさややりがいを持てる自分に合った活動を見つけましょう。



厚生労働省「食べて元気にフレイル予防」パンフレットより

<主要施策（2）生きがいづくり>

【現状や課題】

- 「人生100年時代」を迎え、本市においても100歳以上の高齢者が350人を超えるなど100歳まで生きることが珍しくない社会となっており、高齢者から若者まで、すべての市民に活躍の場があり、すべての市民が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります。
- 高齢者について、就労をはじめ、地域活動やボランティア活動など、社会参加を促進する体制をつくる必要があります。

【今後の取組方針】

- 誰もが役割を持ち、いきいきと暮らせる社会を実現するため、生涯現役応援センター等の窓口において、高齢者等の就労、地域活動・ボランティア活動などの社会参加に関する情報提供・相談・紹介を行うとともに、シルバー人材センターの充実や老人クラブの育成を図ります。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
39	生涯現役応援センター	高齢者の就労や地域活動等の情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行う総合相談窓口を設置して社会参加を促進します。 出張相談を積極的に展開し、利用者の増加に努めます。			
	[高齢福祉課]	マッチング件数	人	208人	228人
40	シルバー人材センター	高齢者の就業機会創出のため雇用開拓をさらに進めるとともに、人手不足の介護分野の担い手となるべく訪問介護事業所（生活援助）を設立します。			
	[高齢福祉課]	就業延べ人員	人	218,992人	221,879人
41	老人クラブの育成	地域の自主活動団体である老人クラブが介護予防・社会奉仕活動に積極的に取り組めるよう、会員の増強や事務負担軽減について支援します。			
	[高齢福祉課]	単位老人クラブの 会員数	人	12,017人	12,175人
42	いきいきプラザ・いきいきセンター（老人福祉センター）の管理運営	健康で生きがいのある生活が送れるよう、生活相談や健康相談、介護予防訓練、各種講座や趣味などの活動支援事業を実施します。			
	[高齢福祉課]	延べ利用者数	人	631,102人	639,420人

<参考> 「施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいくくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
ふれあい・散歩クラブの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をクラブ活動に派遣し、活動内容の充実を図ります。

施策の方向4 誰もが暮らしやすい地域づくり

<主要施策（1）生活支援サービスの拡充>

【現状や課題】

- すべての人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活支援サービスのさらなる充実が必要です。
- 生活支援サービスの充実には、身近な地域で、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組みを支援する必要があります。

【今後の取組方針】

- 支え合いのまちづくりを推進するため、CSW や生活支援コーディネーター等が、地域支え合い活動、高齢者等のごみ出し支援や外出支援等の住民主体による生活支援サービスの拡充に向けた支援を行うとともに、生活支援サイトの充実を図るなど、情報発信に努めます。
- 地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
43	地域支え合い型訪問支援・ 通所支援事業 【再掲】No23	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会や地区部会、NPO法人等に対して助成します。			
	[高齢福祉課]	登録団体数	団体	訪問支援6団体 通所支援12団体	訪問支援7団体 通所支援14団体
44	高齢者等ごみ出し支援事業	高齢者や障害者等の単身世帯でごみ出しが困難と認められる世帯のごみ出しに係る利便性を図るため、家庭系ごみ収集団体が対象世帯から家庭系ごみを収集し、ごみステーションへ排出した当該団体に対して助成します。			
	[高齢福祉課]	登録団体数	団体	56団体	61団体

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
45	高齢者に対する外出支援	社会福祉法人や生活支援コーディネーター、NPO法人等と連携して情報共有を行うことにより、公共交通機関の利用が困難な高齢者が含まれる町内自治会等と、福祉施設や地元スーパーが連携して実施する福祉施設のデイサービス送迎車を活用した、自宅と地元スーパー間の無料送迎サービスを推進します。また、高齢者の外出支援や、家族などの介護負担軽減を図るため、階段昇降機によるサービスの普及を目的として事業者の階段昇降機導入等に係る経費を助成します。			
	[高齢福祉課]				
46	地域見守り活動支援事業 【再掲】 No50	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守り活動や助け合い活動を実施するための初期経費を助成することにより、地域見守り活動や助け合い活動の促進を図ります。			
	[高齢福祉課]	初期費用交付団体数	団体	2団体	2団体
47	福祉有償運送支援事業	心身に障害があることなどを理由に公共交通機関の利用が困難な高齢者等の移動を支援するため、福祉有償運送を行う者に対して、立ち上げ及び運営に要する費用を助成します。			
	[高齢福祉課]				
48	千葉市の生活支援サイトの充実	地域住民を主体とする生活支援・介護予防サービスについて、生活支援コーディネーターが活動状況を調査し「千葉市生活支援サイト」に公開することにより、市民に周知を図ります。併せて、関係機関に生活支援サイトの周知を図ります。			
	[地域包括ケア推進課]				
49	ファミリー・サポート・センター事業	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中の保護者を助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動を支援します。			
	[幼保支援課]				

コラム

地域支え合い型訪問支援・通所支援事業（サービスB）

～あなたのまちにも、あなたの支援を待っている人がいます！～

高齢化の進展により、令和7年度には市内で約4,000人の介護人材が不足すると推計されており、専門職によるサービスを必要としない利用者の受け皿として、NPO法人や地域団体等の多様な主体によるサービスは非常に重要なものになっています。

支えられる側はもちろんのこと、支える側の高齢者の介護予防にも繋がり、住民主体サービスをきっかけに、見守り活動やごみ出し支援等の地域の支え合い活動が活発になるなど、住民主体サービスの広がりや超高齢化社会に適応した地域包括ケアシステムの構築には欠かせないものです。

令和3年10月末現在、千葉市では訪問支援5団体・通所支援8団体が登録しています。買い物や掃除などの生活支援のほか、集会所や公園などの通いの場での体操・趣味活動など、工夫を凝らした多種多様な活動が活発に行われています。

活動内容について詳細は、高齢福祉課にお気軽にお問合せください。



<主要施策（2）地域見守り体制の充実>

【現状や課題】

- 近年、単身世帯の増加や地域社会及び家族からの孤立等により、見守りなどを行う地域コミュニティの再構築が求められています。
- 多様な主体による地域見守り体制の充実を図る必要があります。

【今後の取組方針】

- 一人暮らし高齢者等の見守り体制を強化するため、新たに地域で見守り活動を立ち上げる団体に対し、初期費用を助成するとともに、事業者と連携し、高齢者を見守る体制の充実を図ります。
- 地域における孤独死を防止するため、宅配業者や日常業務で地域を巡回しているライフライン事業者などの民間企業が、異変を発見した場合、区に通報する「孤独死防止通報制度」の協力事業者を増やします。
- 児童生徒の安全確保を図るため、地域住民や保護者による学校セーフティウォッチ事業を実施します。

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
50	地域見守り活動支援事業 【再掲】No46	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守り活動や助け合い活動を実施するための初期経費を助成することにより、地域見守り活動や助け合い活動の促進を図ります。			
	[高齢福祉課]	初期費用交付団体数	団体	2団体	2団体
51	民間企業と連携した高齢者の見守り支援	民生委員や町内自治会など地域による見守り活動に加え、民間企業とも連携し高齢者の見守り支援の強化を図ります。			
	[高齢福祉課]				
52	徘徊高齢者SOSネットワーク事業	認知症の方が行方不明となった場合に、警察と市関係機関等によるネットワークを活用するほか、家族等の申し出によりSNS、メールや防災行政無線等を通じて地域住民等と情報共有を図り、早期発見につなげます。			
	[地域包括ケア推進課]				
53	学校セーフティウォッチ	地域住民や保護者が登下校時を中心に「学校セーフティウォッチャー」として見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア活動を推進します。			
	[学事課（教育委員会）]	SW一人当たりの児童生徒数、講習会	人、回	【SW一人当たりの児童生徒】 3.10人 【講習会】 2回	【SW一人当たりの児童生徒】 3.06人 【講習会】 2回
54	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会の活動をサポートするとともに、研修内容の充実に努めます。			
	[地域福祉課]				
55	孤独死防止通報制度の運用	連絡会議の開催や事業者向け携行用カードの配布により、既存のライフライン事業者や配達事業者等の協力事業者（R2年度末時点：31事業者）に対して制度の周知を徹底するとともに、新たな協定締結に向けて各企業に働きかけを行います。			
	[地域福祉課]	新規協定締結件数	件	1件	1件

<主要施策（3）防犯体制の強化>

【現状や課題】

- 市内で起きている犯罪を種類（罪種）別で整理すると、全体の7割以上が窃盗犯となっており、特に自転車盗の件数が多くなっています
- 犯罪の発生場所別では、「住宅」「駐車場」「駐輪場」「道路上」等での発生件数の割合が高く、地域の身近な場所で、犯罪が多発している傾向があります。
- いわゆる「電話de詐欺」や悪徳商法による被害を防ぐため、家族はもちろん、地域全体で見守る必要があります。

【今後の取組方針】

- 安全、安心なまちづくりに向け、地域における防犯パトロール隊や防犯ウォーキングの活動等を支援するとともに、警察や事業者と協働し、犯罪発生情報等の防犯情報を提供します。
- 子どもたちの登下校の安全確保を図るため、こども110番のいえを拡大します。
- 悪徳商法等を題材にした消費者教育講座を開催します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
56	市民防犯活動の支援	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。			
	[地域安全課]	講座・交流会実施回数 ／アドバイザー派遣数 ／助成件数	回、件、件	【地域安全まちづくり講座】 ・実施回数 1回 【防犯アドバイザーの派遣】 ・派遣回数 6回 【防犯街灯の管理費、設置費、修理費の助成】 ・管理費助成 53,860灯 ・設置費助成 175灯 ・修理費助成 200件 【防犯パトロール隊への物品配付】 ・支援団体 190団体 【防犯パトロール隊交流会の開催】 ・開催回数 1回 【防犯カメラの設置費、工事費の助成】 ・設置台数 40台	【地域安全まちづくり講座】 ・実施回数 1回 【防犯アドバイザーの派遣】 ・派遣回数 6回 【防犯街灯の管理費、設置費、修理費の助成】 ・管理費助成 53,860灯 ・設置費助成 175灯 ・修理費助成 200件 【防犯パトロール隊への物品配付】 ・支援団体 190団体 【防犯パトロール隊交流会の開催】 ・開催回数 1回 【防犯カメラの設置費、工事費の助成】 ・設置台数 40台
57	地域防犯ネットワークの推進 [地域安全課]	市、警察及び事業者が協働して、地域の見守りネットワークを構築し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪発生情報等の防犯情報をスピーディーに配信する、ちばし安全・安心メールを実施します。			
58	防犯ウォーキングの推進 [各区地域振興課]	市民が日頃のウォーキング等を兼ねて、気軽にパトロールを実施する「防犯ウォーキング」を推進するため、専用の帽子等を貸与します。			

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
59	こども110番のいえ	子どもたちの登下校時等における安全の確保を図るため、各中学校区青少年育成委員会が地域住民・事業者に緊急避難場所として「こども110番のいえ」への登録を依頼し、プレートを掲示してもらい、地域ぐるみで、子どもたちの安全を守っていく場所を確保します。			
	[健全育成課]				
60	くらしの巡回講座・連携事業	地域の見守り活動を行う団体や町内自治会、学校、公民館等からの依頼に応じて、消費生活相談員等による悪質商法の最新の手口や対処法に係る講座や、ライフステージに対応した各種消費者教育講座を実施します。			
	[消費生活センター]				

<主要施策（4）災害に備える地域づくり>

【現状や課題】

- 近年、台風や地震など災害が多発しており、自分（家族）の身は自分（家族）守る、との考えのもと、食料や飲料水の備蓄など、日常的な災害に対する備えや、災害時の対応を行っておく「自助」や、災害時に、まず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合う、また、災害時に円滑に助け合いができるように、平常時から地域で助け合いに備える「共助」の重要性がより認識されました。
- 自助・共助による防災対策においては、市民の意識向上及び地域参加・協力が不可欠です。

【今後の取組方針】

- 地域の防災力向上のため、避難所運営委員会の設立育成及び自主防災組織の育成を図るとともに、防災知識の普及啓発を図ります。
- 地域による避難行動要支援者の支援体制の強化を図るため、避難行動要支援者名簿の活用を促進します。

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
61	避難所運営委員会の設立育成	災害時に避難所の迅速な開設及び円滑な運営を行うため、地域の町内自治会等が主体となる避難所運営委員会の設立を促進するとともに、活動に要する経費を助成し運営体制の構築を図ります。			
	[防災対策課]	活動支援団体数	団体	176団体	185団体
62	自主防災組織の育成	町内自治会等が自主防災組織を設置する際の機材供与や、自主防災組織が実施する防災訓練、機材購入・賃借の際に助成します。			
	[防災対策課]	新規結成数	団体	16団体	16団体
63	防災アドバイザー派遣	結成して間もない自主防災組織等に防災アドバイザー（防災ライセンススキルアップ講座修了者）を派遣し、災害発生時の対応や平時の活動内容（防災訓練等）における指導・助言をすることで、活発な活動を推進します。			
	[防災対策課]	防災アドバイザー派遣人数	人	20人	20人
64	防災知識の普及啓発	出前講座や広報紙による防災情報の発信や、防災ライセンス講座、防災ライセンススキルアップ講座及び防災リーダー研修会の開催により、防災知識の普及・啓発に努めます。			
	[防災対策課]	防災ライセンス及びスキルアップ講座受講人数	人	160人	160人
65	避難行動要支援者の支援体制	避難行動要支援者一人ひとりに合わせた避難行動等を定める「個別避難計画」の作成を促進します。令和4年度から概ね3年程度で、ハザードマップ上のリスクや心身の状況から、優先して計画を作成する要支援者を選定するとともに、優先順位が高い方から順次計画を作成します。 また、地域による安否確認や避難支援等に活用するため、市が保有する要支援者名簿情報を、平常時に協定を締結した町内自治会等に提供し、支援体制の構築を推進します。			
	[防災対策課]	計画作成数	件	134件	334件
66	災害時におけるボランティア体制の整備 [地域福祉課]	災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協が設置する災害ボランティアセンターの運営について、設置場所や資機材の確保等、支援体制の整備を行います。			
67	交通安全総点検 [各区地域振興課]	安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進します。			

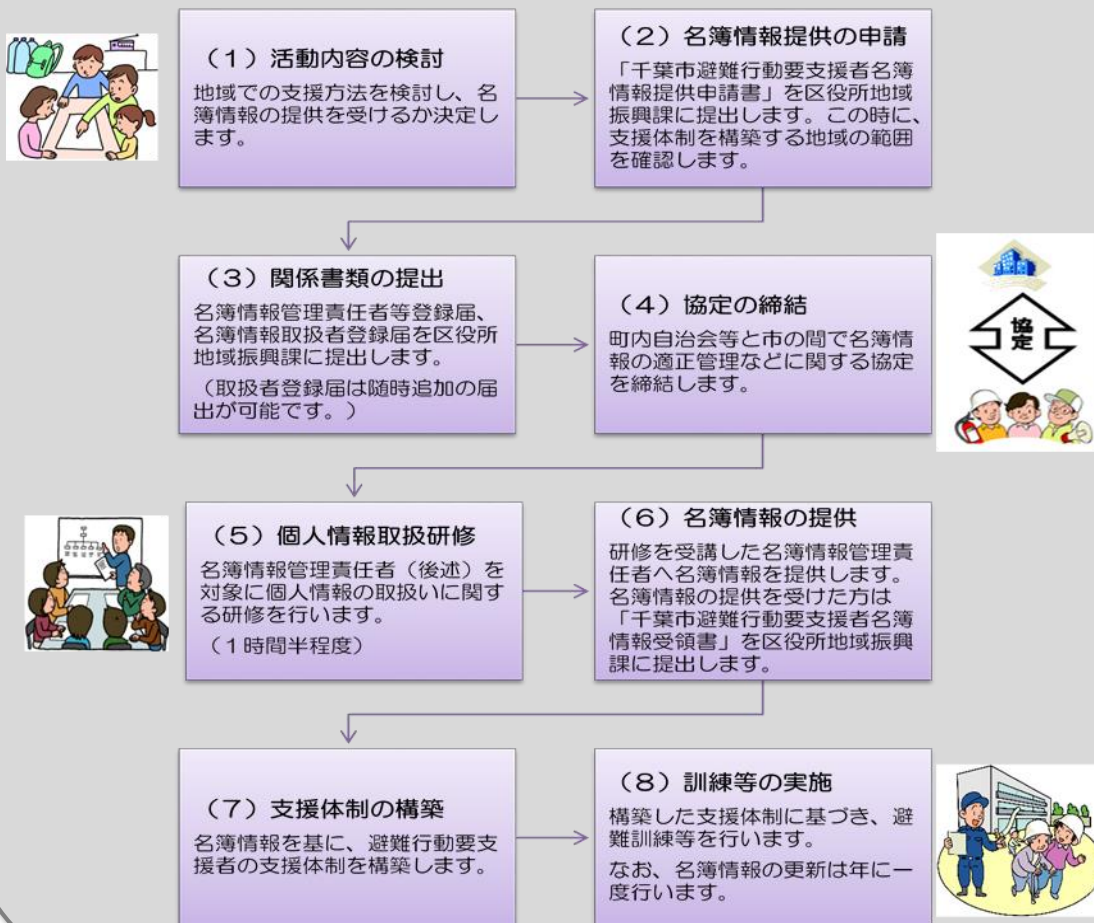
<参考> 「施策の方向4 誰もが安心して暮らせる地域づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地域支えあい活動の促進	地区部会エリアで支えあい活動が拡充するよう、ノウハウの提供や各種助成金制度を活用し支援します。
見守り活動の促進	地区部会エリアで見守り活動が拡充するよう、ノウハウの提供や助成を通じ支援します。
ふれあい食事サービス事業への支援	助成等を通じ、実施地区部会を支援します。また、開催方法の工夫などについて情報提供していきます。
災害時の体制整備の強化	災害時に本会職員と協働で運営できるスタッフを養成し、本会職員と運営ボランティアによる災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。また、災害資機材の整備を行います。

コラム

避難行動要支援者名簿情報の申請・提供の流れ

名簿情報の申請・提供の流れ



施策の方向5 福祉教育・啓発

<主要施策（1）福祉教育の推進>

【現状や課題】

○ 地域福祉を推進していくためには、義務教育段階から福祉に対する理解や関心を深め、様々な学習や体験を通して共に支えあう福祉の心を育むことが必要です。

【今後の取組方針】

- 市社会福祉協議会や学校と連携し、福祉教育を推進します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、障害及び障害者への更なる理解促進のため、小学生等への福祉講話を実施します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
68	福祉教育の推進	市社協が行う福祉教育推進のための各種事業を支援します。			
	[地域福祉課]	①福祉体験用具貸出、職員派遣等件数 ②広報紙・福祉冊子の発行、配付	①件 ②-	①50件 ②実施	①55件 ②実施
69	学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育 [教育指導課（教育委員会）]	総合的な学習の時間等における福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、高齢者や障害者と互いに支え合いながら地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、自他を認め合い、尊重し合う資質や能力、態度の育成に努めます。			
70	福祉講話の実施	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、市内の小中学校等において、障害者本人が学校に赴き、児童生徒の視点に立って体験談等を語るとともに、障害者スポーツ関係者によるスポーツ・レクリエーションや手話などの体験学習を通じて障害者と交流を深めることにより、障害及び障害者への理解を促進します。			
	[障害者自立支援課]	実施回数	回	40回	40回
71	青少年育成事業	青少年健全育成活動を行う団体が実施する青少年の健全育成事業及び広く市民に周知する参加型の事業などについて、経費の一部を助成します。			
	[健全育成課]	補助金交付団体数	団体数	6団体	6団体

<主要施策（2）啓発活動の推進>

【現状や課題】

- 令和2年度に実施した地域福祉活動に関するWEBアンケートにおける「お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。」との質問に対し、約48%の方が「わからない」と回答しており、地域福祉、地域福祉活動の認知度に課題があります。
- 地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が福祉に対する理解や関心を深め、地域福祉活動につながるよう、様々な学習や体験を通して共に支えあう福祉の心を育むことが必要です。

【今後の取組方針】

- 様々な地域福祉に関する事柄について、より効果的な周知手法や工夫を検討し、普及・啓発を図っていきます。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
72	認知症への理解の促進 [地域包括ケア推進課]	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の方や家族を見守り支援する認知症サポーターを引き続き養成する他、認知症の方が自身の思いや希望を自らの言葉で発信する機会を推進します。また、世界アルツハイマーデー及び月間の機会を捉えて、認知症の普及・啓発イベントを開催します。			
73	認知症介護研修 [地域包括ケア推進課]	介護者講習会・交流会参加者延べ人数	人	300人	300人
74	障害者差別解消の推進 [障害者自立支援課]	平成28(2016)年4月の障害者差別解消法施行にあわせて開設した「障害者差別解消相談窓口」の広報に努めるとともに、講演会の開催やリーフレットの作成などにより、障害者への理解と合理的配慮の提供を促進します。			
75	障害者への情報保障 [障害者自立支援課]	地域福祉活動団体が講演会などを企画する際、聴覚障害者への筆談や手話、視覚障害者への読み上げや拡大文字の使用など、可能な限り障害者本人の希望に沿った対応を行う「合理的配慮」について情報提供します。			
76	障害者週間における啓発活動 [障害者自立支援課]	障害者週間（12月）にあわせて障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ります。 また、同大会において障害者への理解促進をテーマにした作文及びポスターの最優秀賞受賞者を表彰します。			
77	身体障害者連合会への支援 [障害者自立支援課]	政令指定都市間で開催される各種会議や親善スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者理解に資する講演会や文化・スポーツに関するイベント等の開催を通じて、市内に居住するすべての身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進を図ります。			

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
78	児童福祉週間における啓発活動	児童福祉週間（5月）等における啓発活動を通して、地域とともに、子ども福祉についての関心と理解を深めます。			
	[こども家庭支援課]				
79	青少年育成委員会への支援	青少年健全育成を目的とし、地域の危険箇所の点検、こども110番のいえ事業、レクリエーションやスポーツ活動、研修会、環境浄化活動や補導活動、あいさつ運動等の事業を行う中学校区青少年育成委員会に対して、補助金を交付します。			
	[健全育成課]				
80	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベースを活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。			
	[地域福祉課][高齢福祉課] [市民自治推進課][国際交流課] [生涯学習振興課（教育委員会）]				
81	ボランティアに関する情報の発信	ボランティアデータベースを活用した情報発信およびボランティア関係機関である、千葉県国際交流協会、千葉県ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市民活動支援センター等においてボランティア情報を発信します。			
	[地域福祉課][市民自治推進課] [国際交流課] [生涯学習振興課（教育委員会）]				
82	ボランティア活動の促進 【再掲】No16	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉県ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。			
	[地域福祉課]				
83	地域福祉に関する情報提供	各区支え合いのまち推進協議会における事例紹介や各区支え合いのまち推進協議会が発行する推進協だより、また、多様な媒体を活用した本計画の周知により、地域福祉に関する情報を提供します。			
	[地域福祉課]				
84	市政出前講座	専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による活動に寄与するため、地域に出向いて市の施策や制度・事業などを説明します。			
	[広報広聴課]				
85	交通安全対策	交通事故の実態や傾向について、ホームページや市政だよりなどの広報媒体を通じて広く情報を提供するとともに、地域の要請に応えた交通安全教育を推進するなど、警察をはじめとした関係機関、団体と連携しながら交通安全思想の普及・啓発を図ります。			
	[地域安全課]				
86	人権週間等における人権啓発活動	人権週間（12月）等における啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。			
	[男女共同参画課]				

<参考> 「施策の方向5 福祉教育・啓発」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
ボランティア活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア ボランティアの相談・登録を行い、ボランティア情報紙等を発行して、ボランティア情報を提供します。また、新たにボランティア活動に参加する人やすでに登録しているボランティアに対し、多種多様なボランティア講座を開催し、人材の確保・育成に努めます。 ● 市民後見人 25歳から70歳までの住民に対し、基礎編、応用・実務編として2か年度に渡り、成年後見人等に必要な知識等を習得する養成研修を実施します。
成年後見制度の普及・啓発	<p>ホームページによる情報提供、パンフレットの作成、講習会の開催及び講師の派遣を実施します。</p>
福祉教育の推進	<p>学校や地域等に福祉体験用具の貸出、本会職員による出前講座等を行います。</p> <p>また、学校における福祉教育が円滑に行われるよう、学校教員や小・中学校の児童・生徒に対し情報紙や冊子を配付するとともに、教員向け福祉教育講座を開催します。</p> <p>なお、毎年、市立小・中学校6校を3年間、ボランティア活動推進協力校として指定し、企画・提案や助成金を通じて、学校が行う福祉教育を支援します。</p>



千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」

取組方針Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する

【現状や課題】

- 8050世帯、ダブルケアやゴミ屋敷など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの属性を越えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備が必要です。

【今後の取組方針】

- 国が示している重層的支援体制整備事業の活用も含め、本市に適した包括的な相談支援体制のあり方を検討します。
- ひとりぼっちをつくらない、断らない相談支援体制を構築するため、CSWの増員等コミュニティソーシャルワーク機能の強化、地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充やサロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくりへの支援などを行います。

施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築

<主要施策（1）包括的な相談支援体制の構築>

【現状や課題】

- 制度の狭間に陥った世帯や、複雑化・複合化する課題を抱えた世帯が顕在化しており、属性を問わない包括的な相談支援体制のあり方等について、検討を進める必要があります。
- 既存の相談支援機関同士の連携を促進する必要があります。

【今後の取組方針】

- 国が示している重層的支援体制整備事業の活用も含め、本市に適した包括的な相談支援体制のあり方を検討します。
- 様々な相談支援機関のネットワーク化を促進するため、相談支援機関向けコンシェルジュを配置します。
- 個別課題や地域生活課題の解決及びネットワーク化を図るため、地域ケア会議の充実を図ります。
- 生活に困窮された方の支援を行うため、生活自立・仕事相談センターの充実を図ります。
- 支援が必要な家庭の早期発見から虐待の未然防止、再発防止に至るまでの切れ目のない支援を行うため、地域に根差した身近な相談窓口として、庁内外の関係機関と連携しながら支援を実施する子ども家庭相談支援拠点を設置します。

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
87	包括的相談支援体制の構築 【再掲】 No96,136	複雑化・複合化した生活課題を抱える方に対して、適切に支援を実施するため、重層的支援体制整備事業の実施を視野に入れた、分野横断的な包括的相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。			
	[地域福祉課]				
88	相談支援機関向けコンシェルジュ	相談支援機関を対象に、分野や世代をまたぐような、複合的・複雑化した生活課題を抱える個人・世帯の増加に対応するため、単独の相談支援機関だけでは解決困難な案件について、相談支援機関からの連絡により、複数の相談支援機関間のコーディネートや、団体等とのコーディネートを行います。			
	[地域福祉課]				
89	地域ケア会議の充実 【再掲】 No125	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。			
	[地域包括ケア推進課]				
90	生活自立・仕事相談センターの充実 【再掲】 No109	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。			
	[保護課]				
91	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般からより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。			
	[こども家庭支援課]				

<主要施策（2）コミュニティソーシャルワーク機能の強化>

【現状や課題】

- 制度・分野ごとの相談支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯や支援を必要としても自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立している世帯などを確実に支援に繋げる必要があります。

【今後の取組方針】

- アウトリーチ等を通じた個別支援の実施や、住民等が主体となって地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりへの支援に取り組んでいる CSW 等の増員及び育成を図り、包括的な支援体制の構築を推進します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
92	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,94,123,135	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える支援を要する方の個別支援と支援を要する方が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

<主要施策（3）地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充>

【現状や課題】

- 地域の居場所（通いの場）の参加者の中には、何らかの支援を必要としているにもかかわらず、支援制度につながる事が難しい方もいます。

【今後の取組方針】

- 地域の居場所（通いの場）の参加者が気軽に相談できる体制づくりを促進するため、CSWや生活コーディネーター等が、専門職の参画調整等、運営の支援を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
93	生活支援体制の充実 【再掲】 No1,122,134	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。			
	[地域福祉課]	第2層生活支援 コーディネーター 配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域
94	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,92,123,135	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える支援を要する方の個別支援と支援を要する方が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
95	地域リハビリテーション活動支援事業	あんしんケアセンターや千葉地域リハビリテーション広域支援センターとの連携により、リハビリテーション専門職による住民主体の通いの場への技術的助言、立ち上げ支援等を行います。			
	[健康推進課]	事業利用者の満足度	%	70%	70%

＜主要施策（４）身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくりへの支援＞

【現状や課題】

- 高齢者や子育て世帯などの地域住民が抱える悩みを、サロンなど身近な居場所において、気軽に相談できる体制づくりが必要です。

【今後の取組方針】

- 「家に閉じこもりがちになってしまいがちな人」「子育てに困っている人」が人と出会い、ちょっとしたことが気軽に相談でき、笑顔になれる、元気になれるサロンなどの居場所における相談体制づくりへの支援を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
96	包括的相談支援体制の構築 【再掲】 No86,135	複雑化・複合化した生活課題を抱える方に対して、適切に支援を実施するため、重層的支援体制整備事業の実施を視野に入れた、分野横断的な包括的相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。			
	[地域福祉課]				
97	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	公民館に気軽に相談できる子育てサポーターを配置し、子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、月2～3回程度「子育てママのおしゃべりタイム」を実施しています。 希望があれば、子育てサークル等の相談にも応じています。 また、家庭教育アドバイザー※が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。 ※臨床心理士等の資格を有する者のうち、家庭教育に関する専門的な知識を身に付けた者。			
	[生涯学習振興課（教育委員会）]	開催件数・参加者数/ サポーター登録者数	回、人	開催回数 140回・ 参加者数 1,500人/ サポーター登録者数 42人	開催回数 140回・ 参加者数 1,500人/ サポーター登録者数 42人

<参考> 「施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地域生活課題の解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー 困難を抱えた方からの相談や地域に出向いた際に得た地域生活課題に対し、ニーズに応じた支えあいの仕組みづくりを行います。 ● 生活福祉資金の貸付 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら支援します。 ● 生活困窮者の自立支援 千葉市貧困対策アクションプランを踏まえ、包括的な相談支援として、個人に対してワンストップ型の相談窓口により情報・サービスの拠点として機能し、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し生活困窮者支援を行います。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを行います。 ● 権利擁護支援 日常生活自立支援事業の実施及び、本会が成年後見人等を受任して判断能力が十分でない方の権利擁護を図ります。 ● 生活支援コーディネーター 日常生活圏域で活動する第2層コーディネーターの総合調整、活動支援及び定例会を開催します。地域づくり推進を目的とした中心的な団体等との連携促進・ネットワーク構築及びシンポジウムや交流会等を開催します。多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携協働を推進するための区域協議体を開催します。
コミュニティソーシャルワーク機能の強化	コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、生活自立・仕事相談センターや成年後見支援センターなど関連部署が連携して、支援の手が届かない制度の狭間にいる人たちに寄り添いながら困りごとの解決に向けた支援を行います。
ふれあい・子育てサロンの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をサロン活動に派遣し、参加者が抱える相談に対応するなど活動内容の充実を図ります。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

<主要施策（1）生活のしづらさを抱えている方々への対応>

【現状や課題】

- ひきこもり、精神障害者、依存症者や性的少数者など、生きづらさを抱えている方々が顕在化しています。

【今後の取組方針】

- 多様性を理解し尊重することができる地域共生社会の実現を目指し、相談体制の充実や様々な支援に加え、正しい理解の促進を図ります。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
98	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業	ひきこもりに関する正しい知識と理解の促進を図る研修を実施します。また、希望者には研修修了後、サポーター名簿へ登録するとともに、地域への派遣を行います。			
	[精神保健福祉課]	登録者数/派遣人数	人	55人/48人	65人/48人
99	ひきこもり地域支援センターの充実	ひきこもり状態にある方およびその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談・支援を行います。			
	[精神保健福祉課]	新規相談件数/ 相談延べ件数	件	200件/1,600件	200件/1,700件
100	精神障害者家族会への支援	本市に住所を有する精神障害児・者又はその保護者及び関係者で組織された精神障害者家族会が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し、補助金を交付することにより、家族会の運営を支援するとともに、精神障害への正しい理解の促進を図ります。			
	[精神保健福祉課]				
101	依存症者を支援する民間団体への助成	千葉市内を活動拠点として、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症に関する問題に取り組む自助グループ等の民間団体を対象に、活動費用の一部を補助します。			
	[精神保健福祉課]	依存症に関する問題に取り組む民間団体へ補助する団体数	団体	3団体	3団体
102	依存症者等への支援推進	依存症当事者及びその家族への相談や支援を行います。			
	[こころの健康センター]	アルコールミーティング、依存症治療・回復プログラム、ギャンブル等依存症相談延べ来所者数	人	200人	200人

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
103	障害者福祉団体への支援	本市に住所を有する障害児・者又はその保護者及び関係者で組織された障害者福祉団体（精神障害者家族会を除く）が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し補助金を交付することにより、障害者の福祉の向上や地域社会への参加を促進します。			
	[障害者自立支援課]				
104	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行います。			
	[障害福祉サービス課]				
105	重度訪問介護利用者の大学就学支援	重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障害者の社会参加を促進します。			
	[障害福祉サービス課]				
106	LGBT専用相談窓口の設置	日常生活においてLGBT当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、LGBT専用の相談窓口を設置します。			
	[男女共同参画課]				

<主要施策（2）自殺対策>

【現状や課題】

- 令和2年は、全国で21,081人、千葉市で142人の方が自殺で亡くなっています。（厚生労働省・地域における自殺の基礎資料）
- 自殺は、本人にとっての悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみなどをもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。
- 多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、さまざまな悩みなどにより、心理的に追い込まれた末の死といわれています。

【今後の取組方針】

- 自殺の原因となる失業、多重債務、長時間労働などの問題に関する相談や支援により、自殺を防ぎ、予防する取組みを推進するとともに、ゲートキーパーの養成や地域住民等への啓発活動を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
107	ゲートキーパーの養成	悩みを抱える方の「孤立・孤独」を防ぎ自殺を予防するため、悩みを抱える方のサインに気付き、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成します。			
	[こころの健康センター]	ゲートキーパー 養成者数	人	57人	65人
108	自殺予防に向けた意識啓発	悩みを抱える方に気づき、声をかけ、話を聴いて、相談窓口につながるよう、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、集中的に広報を行います。			
	[精神保健福祉課]				

コラム

ゲートキーパー ～大切ないのち、みんなで守ろう～

自殺はさまざまな悩みにより追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題です。

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげて見守る、そんな命を支える人を「ゲートキーパー」といいます。ゲートキーパーに特別な資格は必要ありません。

あなたの身近にいる人が、悩みや問題を抱えている様子なら、まずはやさしく声をかけてみてください。ほんの少しの勇気と行動が、みんなの大切な命を守ります。

命を守るためにゲートキーパーができること



<主要施策（3）生活困窮者自立支援の促進>

【現状や課題】

- 生活自立・仕事相談センターは、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却に向けて「包括的」かつ「継続的」な相談支援を実施し、自立を促進することを目的とする生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口で、2021年度末現在、美浜区を除く5区に設置されています。
- 延べ相談件数は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経済的困窮に陥る世帯が増加した影響等により、令和元年度の22,807件から令和2年度は24,961件となりました。

【今後の取組方針】

- 生活自立・仕事相談センターでは、就労や家計管理等に関する生活問題への相談・助言にとどまらず、相談者個々の状態に応じた支援プランを作成し、生活立て直しに向けた支援を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
109	生活自立・仕事相談センターの充実 【再掲】 No90	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。			
	[保護課]	新規相談件数	件	3,500件	4,000件

<主要施策（4）子どもの貧困への対応>

【現状や課題】

- 本市においても、経済的に困難な状況にある生活保護世帯や児童扶養手当、就学援助を利用している世帯の児童や社会的養護の対象児童など、支援を要する子どもは約13,000人、約13人に1人となっており、また、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

【今後の取組方針】

- 困難な状況に置かれている子どもや家庭に寄り添い、支援を行うため、子どもナビゲーターを配置します。

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
110	子どもの貧困対策総合コーディネート事業 (子どもナビゲーター)	複合的な課題を抱え、生活困窮等の状況にある子どもや家庭に寄り添い、生活・学習習慣の改善を直接働きかけるとともに、子どもや家庭に関わる様々な支援員・支援機関と連携し、適切な支援先につなげていくコーディネーターを配置します。			
	[こども家庭支援課]	支援児童延べ数	人	175人	215人

<主要施策（5）住宅確保要配慮者に対する支援>

【現状や課題】

- 平成29年10月に、賃貸人が、住宅確保要配慮者（高齢者世帯、子育て世帯、被災者、日本の国籍を持たない方、障がい者、低額所得者など）の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の制度が始まりました。

【今後の取組方針】

- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、家賃債務保証料等の助成などを行うとともに、居住支援協議会にて支援施策を検討します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
111	住宅確保要配慮者への円滑入居支援	高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料等の助成などを行います。			
	[住宅政策課]	助成件数	件	11件	11件
112	居住支援協議会 [住宅政策課]	市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する支援施策を検討し、居住の安定確保を図ります。			

コラム

新たな住宅セーフティネット制度

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として平成29年に設立された制度です。

1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

セーフティネット住宅として登録していただくと、専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」に掲載され、賃貸住宅を探している方に広く周知されます。

2 登録住宅の改修・入居への経済的支援

専用住宅に住宅確保要配慮者が入居する場合、入居者の負担を軽減するため、家賃債務保証料等を低廉化するために必要な経費の一部を補助します。また、専用住宅を改修する場合は、国からの補助が出る場合があります。

3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

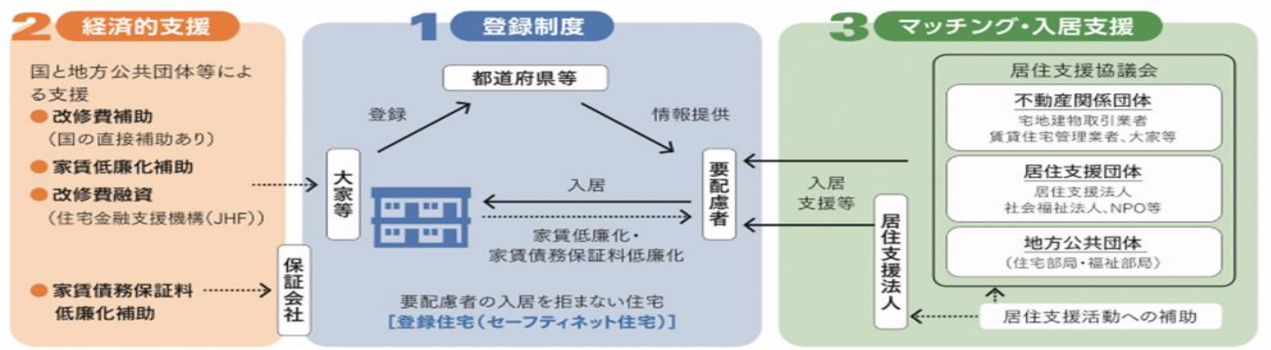
地方公共団体、不動産関係団体等が連携して設立した居住支援協議会において、住宅確保要配慮者、大家等の双方に住宅情報の提供等の支援を行います。

1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

2 登録住宅の改修・入居への経済的支援

3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

新たな住宅セーフティネット制度の3つの柱



<主要施策（6）再犯防止の推進>

【現状や課題】

- 全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にあり、刑法犯により検挙された再犯者は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人数も減少し続けていることから、再犯者の割合は増加しています。
- 再犯の防止には、福祉サービスの利用支援、就労や居住支援などを含めた包括的な寄り添い支援が必要です。

【今後の取組方針】

- 再犯防止の推進を図るため、新たに地方再犯防止推進計画を策定します。
- 国等の関係機関や民間の団体等と緊密に連携・協力するとともに、保護司の活動を支援します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
113	地方再犯防止推進計画の策定 [地域福祉課]	「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定します。			
114	保護司の活動支援 [地域福祉課]	保護司会連絡協議会への補助金、千葉県更生保護助成協会への負担金を交付し、活動を支援します。また、保護司の活動促進のため、開設されている更生保護サポートセンターについて、引き続き開設場所の提供を行います。			

<参考> 「施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
<p>地域生活課題の解決に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー 困難を抱えた方からの相談や地域に出向いた際に得た地域生活課題に対し、ニーズに応じた支えあいの仕組みづくりを行います。 ● 生活福祉資金の貸付 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら支援します。 ● 生活困窮者の自立支援 千葉市貧困対策アクションプランを踏まえ、包括的な相談支援として、個人に対してワンストップ型の相談窓口により情報・サービスの拠点として機能し、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し生活困窮者支援を行います。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを行います。 ● 権利擁護支援 日常生活自立支援事業の実施及び、本会が成年後見人等を受任して判断能力が十分でない方の権利擁護を図ります。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



施策の方向3 虐待防止・権利擁護

<主要施策（1）虐待防止>

【現状や課題】

- 高齢者虐待については、虐待防止連絡会を開催し、あんしんケアセンター、民生委員、在宅サービス事業者、弁護士、警察などとの連携の強化を図っています。
- 障害者虐待については、被虐待者への対応と同時に、家族や事業所等への支援も行き、再発防止に努めています。
- 児童虐待については、相談対応件数が増加しており、一時保護児童数も増加傾向にあります。このため、児童相談所の機能を強化させるとともに、一時保護体制の充実を図ることが喫緊の課題となっています。。
- 様々な機関が、それぞれの専門性を高め、連携を図るとともに、社会全体で虐待の防止に取り組む必要があります。

【今後の取組方針】

- 高齢者、障害者や児童への虐待及びDVを防止するため、また、早期発見、早期対応ができるよう、関係機関の連携強化を図るとともに、発生防止に向けた啓発活動等を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
115	高齢者虐待の予防と早期発見・適切な対応	<p>市民へ高齢者虐待防止のパンフレットによる啓発と相談窓口の周知を行うとともに、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関（者）との連携の強化、高齢者虐待防止連絡会の開催等により、地域における高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けてネットワークの強化を図ります。</p> <p>また、個別ケース会議や事例検討会等の研修会を開催し、相談を担当する職員の対応力向上を図るとともに、関係者間で対応方針や方向性を共有し対応する等、相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>さらに、緊急を要する高齢者虐待の発生時には、必要に応じて警察等と連携し対応する他、被虐待者と虐待者を分離する場合の緊急受け入れ先である施設の居室を確保します。</p> <p>そのほか、介護施設等における虐待防止体制を推進するため、新任職員や指導的立場にある職員を対象に研修を行い資質の向上を図るとともに、施設等に対し、虐待防止及び身体拘束に関する指導・監督を引き続き行います。</p>			
	[地域包括ケア推進課]				

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
116	障害者虐待の防止	各保健福祉センターに障害者虐待防止センターを設置し、通報に対応するとともに、一時的に保護する居室を確保するなど障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止します。更に、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者の支援を行います。 また、障害者虐待の防止に係る講演会などの啓発活動を実施します。			
	[障害者自立支援課]				
117	児童虐待・DVへの対応	民生委員・児童委員、小中学校や特別支援学校の教諭を対象とした研修会の実施、暴力によらない子育ての周知等、児童虐待の発生防止に向けた取組みを行います。 また、児童虐待及びDVの予防、早期発見、早期対応のため、要保護児童対策及びDV防止地域協議会の機能をより強化し、関係機関と円滑に連携を図ります。			
	[こども家庭支援課] [児童相談所]				
118	児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発活動	児童虐待防止推進月間（11月）及び女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）における啓発活動を通じて、児童虐待及びDV問題についての関心と理解を深め、児童虐待及びDVのない地域づくりのための取組を行います。			
	[こども家庭支援課] [男女共同参画課]				

<主要施策（2）権利擁護>

【現状や課題】

- 高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加や精神障害者等の増加により、日常生活自立支援事業の需要はますます高まっています。支援を必要としている方に制度の仕組みを理解していただけるよう周知・啓発を図るとともに、事業を実施する市社会福祉協議会の支援体制を強化するなど、本事業の更なる充実が必要です。
- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合でも、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

【今後の取組方針】

- 高齢や障害等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方々でも、福祉サービスを利用する手続きや日常的な金銭管理を代行して、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れるよう、市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。
- 認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して生活ができるよう、市社会福祉協議会が実施する法人後見事業を支援します。
- 子どもの権利を保護するため、未成年後見制度の利用を促進します。

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

「第6章 成年後見制度利用促進基本計画」（P139～P153）に主な取組事業を記載

（第6章記載以外の主な取組事業）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
119	日常生活自立支援事業への支援	高齢や障害のために日常生活に支障が出ている方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、市社協が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の実施を支援します。			
	[地域福祉課]	日常生活自立支援事業利用者数	人	・利用者数407人 (うち新規117人)	・利用者数444人 (うち新規117人)
120	法人後見事業への支援	権利擁護支援を必要とする市民への対応を図るため、市民との協働で市社協が法人として成年後見等の業務を受任する「法人後見事業」の実施を支援します。			
	[地域福祉課]	法人後見事業受任件数	件	・受任件数40件 (うち新規2件)	・受任件数40件 (うち新規2件)
121	未成年後見制度の利用促進	子どもに親権者がいない場合、又は親権者が行方不明などの理由で親権を行うことができない場合に、子どもの権利を保護するため未成年後見制度の利用を促進します。			
	[こども家庭支援課] [児童相談所]				

<参考> 「施策の方向3 虐待防止・権利擁護」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地域生活課題の解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー 困難を抱えた方からの相談や地域に出向いた際に得た地域生活課題に対し、ニーズに応じた支えあいの仕組みづくりを行います。 ● 生活福祉資金の貸付 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら支援します。 ● 生活困窮者の自立支援 千葉市貧困対策アクションプランを踏まえ、包括的な相談支援として、個人に対してワンストップ型の相談窓口により情報・サービスの拠点として機能し、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し生活困窮者支援を行います。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを行います。 ● 権利擁護支援 日常生活自立支援事業の実施及び、本会が成年後見人等を受任して判断能力が十分でない方の権利擁護を図ります。
ボランティア活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア ボランティアの相談・登録を行い、ボランティア情報紙等を発行して、ボランティア情報を提供します。また、新たにボランティア活動に参加する人やすでに登録しているボランティアに対し、多種多様なボランティア講座を開催し、人材の確保・育成に努めます。 ● 市民後見人 25歳から70歳までの住民に対し、基礎編、応用・実務編として2か年度に渡り、成年後見人等に必要な知識等を習得する養成研修を実施します。
権利擁護のネットワークづくり	<p>行政、司法・福祉・医療の専門家、住民等による協議会を設置し、権利擁護を必要とする方が早期に発見され適切な支援が受けられるよう仕組みを構築します。</p>
成年後見制度の普及・啓発	<p>ホームページによる情報提供、パンフレットの作成、講習会の開催及び講師の派遣を実施します。</p>

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



取組方針Ⅲ 社会資源の創出を促進する

【現状や課題】

- 少子高齢化の進展等により、様々な地域課題が顕在化する中、地域福祉活動を支える担い手の高齢化や不足もあり、多くの地域で、新たな活動が生まれづらい状況があります。
- 従前の地域福祉活動の担い手の枠にとらわれず、幅広い視点で、社会資源を創出するため、多様な主体との連携をより一層支援していく必要があります。

【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人、企業、学校、NPO法人等と地域を結びつけ、関係者間の情報共有やサービス提供団体のネットワークの構築を推進し、社会資源の創出を促進します。

施策の方向1 多様な主体との連携

<主要施策（1）社会福祉法人の公益的な取組みの促進>

【現状や課題】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人と地域を結びつけ、買物支援バスの運行や、地域交流スペースを利用した高齢者向けの食事会の開催等、社会福祉法人の公益的な取組を支援しています。
- 一方、社会福祉法人の公益的な取組について、「具体的に何を取り組んでいいのかわからない。」「地域にどんなニーズがあるのかわからない。」といった声も聞かれます。

【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人の地域における公益的な取組みを支援します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
122	生活支援体制の充実 【再掲】 No1,93,134	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。なお、サービスの創出・担い手の確保において、社会福祉法人は重要な主体であり、公益的な取組みを促進する観点からも、引き続き連携を図ります。			
	[地域包括ケア推進課]	第2層生活支援コーディネーター配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
123	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,92,94,135	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。また、コミュニティソーシャルワーカーが、公益的な取組に関する相談や地域との調整等により、社会福祉法人を支援します。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える支援を要する方の個別支援と支援を要する方が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				
124	社会福祉法人の公益的な取組みの促進	地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人の地域における公益的な取組みを支援する市社会福祉協議会と連携し、取組事例の広報を行います。			
	[地域福祉課]				

<主要施策（2）企業、学校、NPO など多様な主体との連携の促進>

【現状や課題】

- 地域団体においては、担い手の不足や高齢化が進んでおり、地域生活課題を解決するためには、従前にも増して、社会福祉法人をはじめ、企業、学校、NPO法人や専門職団体など、多様な主体と、幅広い視点で連携を検討していく必要があります。

【今後の取組方針】

- あんしんケアセンターや行政が開催する地域ケア会議や、生活支援コーディネーターの活動を通じて、把握された地域課題について、地域の多様な主体と共有・連携を図りながら、地域の解決に向けた検討を行います。
- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、市医師会などの関係機関との連携を推進するために設置された「在宅医療・介護連携支援センター」が、在宅医療・介護専門職への相談支援や多職種研修の開催支援などを通じて、多職種の連携強化を図るとともに、在宅医療介護の地域課題を把握し、PDCAサイクルに基づく課題解決を図るため、多職種連携の様々な取組みを行います。
- 地域コミュニティの活性化やまちづくりを推進するため、企業、NPO法人、学校、保育園やこども園など多様な主体との連携を促進します。

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
125	地域ケア会議の充実 【再掲】No89	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。			
	[地域包括ケア推進課]	地域ケア会議 開催回数	回/年	200回	250回
126	在宅医療・介護連携センターの運営	現在の在宅医療・介護連携支援センターについて、市内の病院やあんしんケアセンターなどの関係機関と効率的な連携推進を図るため、相談体制の拡充を含め検討します。 これにより、切れ目のない相談支援を推進するとともに、入退院支援などにおける医療介護連携を迅速に支援できる体制を構築します。			
	[在宅医療・介護連携支援センター]	相談件数	件	450件	600件
127	多職種連携の推進	各区のあんしんケアセンターの圏域ごとに、地域・医療・介護・生活支援などの関係者が参加する多職種連携会議を実施し、在宅医療・介護連携のテーマに基づいて、地域の抱える様々な課題を抽出し共有します。 抽出された課題は、地域ケア会議など市内で行われる会議と連携して、PDCAサイクルに沿って解決を図り、一体的に取り組みます。			
	[在宅医療・介護連携支援センター]	多職種連携関係加算 算定件数	件	115件	120件
128	エンディングサポート (終活支援)事業	元気なうちから終末期の医療や介護などについて考えていただくきっかけを提供し、民間事業者等との連携により死後の葬儀・埋葬、財産処分などの問題も含めた終活に関する相談支援体制を確立し、エンディングに関する不安解消につなげます。			
	[在宅医療・介護連携支援センター]	終活支援 シンポジウム参加者	人	200人	300人
129	保育所(園)・認定こども園地域活動事業 [幼保運営課]	市内すべての認可保育所(園)において、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。			
130	学校と地域の連携・協働体制の整備事業	地域の教育力を生かし、学校教育の充実や地域コミュニティの活性化を図る、学校支援地域本部事業等を推進します。			
	[学事課(教育委員会)]	設置校	校数	65校	75校
131	公益活動団体の連携促進 [市民自治推進課]	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。			

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
132	民間企業等との連携	UR都市機構、企業、大学等様々な主体と積極的に連携し、まちづくりを進めます。			
	[政策調整課・経済企画課]				
133	コミュニティビジネスの支援	コミュニティビジネスの普及・推進のため、交流会やシンポジウムの開催などにより、情報を提供します。			
	[産業支援課]				
134	生活支援体制の充実 【再掲】 No1,93,122	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。			
	[地域包括ケア推進課]				
135	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,92,94,123	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える支援を要する方の個別支援と支援を要する方が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

コラム

在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住民や医療・介護専門職と連携し、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築に取り組んでいます。



入退院支援の手引き

【主な取組み】

- ・在宅医療・介護連携支援センターの運営
- ・医療介護専門職向けの相談支援
- ・多職種連携に関する研修や会議の実施
- ・入退院時における多職種連携ガイドの作成
- ・終末期医療に関するシンポジウムの開催
- ・医療介護資源の情報提供

コラム

エンディングサポート

自らが望む人生の最終段階において、意思や希望を前もって考え、家族や医療・介護の支援チームとの共有を図り、最後まで自分らしく過ごせる地域づくりに取り組みます。

【主な取組み】

- ・意思決定支援の研修、講演会の開催
- ・専門職向け終末期医療研修会の開催
- ・市民向け終末期シンポジウムの開催
- ・住民主体の研修会や講演会の開催支援



○エンディングノートの活用

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、終末期をどのように過ごしていくか、自分の思いを記すノートです。

好きなことやプロフィールの他、医療や介護における希望を、家族や支援者と共有する大切なツールとなります。

コラム

コミュニティビジネス支援

コミュニティビジネスとは、地域の課題を、地域の人材、施設及び資金などの地域資源を活かしながら、自立持続可能なビジネス的アプローチで解決を図る過程で、創業や雇用創出に繋げ、新たな「地域の担い手」の創出を目指すものです。

千葉市では、コミュニティビジネスの育成と振興を目的に、コミュニティビジネスの起業に際しての創業的支援を行う機関として、中間支援団体、行政機関、金融機関などが連携した「千葉市コミュニティビジネス推進協議会」を平成17年3月に設立しました。

また、千葉地域におけるコミュニティビジネスの普及推進を目的に、基調講演や事例発表、パネルディスカッションなどを通じて、コミュニティビジネスに対する市民の認識を深め、事業化を志す者を増やすなど気運の醸成を図るため、シンポジウムを毎年開催しております。



<主要施策（3）新たなプラットフォームの形成>

【現状や課題】

- 地域づくりは、既に様々な形で展開されていますが、中長期的な視点で、つながりを生み出す新たな手法を模索する必要があります。

【今後の取組方針】

- 重層的支援体制整備事業の「地域づくりに向けた支援」で指向する、今まであまり福祉と関わりのなかった層にも参加してもらえるような新たなプラットフォームの形成について検討を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
136	包括的相談支援体制の構築 【再掲】 No87,96 [地域福祉課]	複雑化・複合化した生活課題を抱える方に対して、適切に支援を実施するため、重層的支援体制整備事業の実施を視野に入れた、分野横断的な包括的相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。			

<参考> 「施策の方向1 多様な主体との連携」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進	社会福祉法人と地域のニーズに合った「地域における公益的な取組」を提案し、地域の課題解決に努めます。また、本会自らも「地域における公益的な取組」を実施します。
大学と地域の連携の推進	市内にキャンパスを有する千葉市・大学連絡会議に参画している13大学と連携し、地域活動につなげていきます。
企業等との連携・協働	企業等からの相談に基づき、社会貢献活動の提案を行うとともに、企業等の取組みの参考になるような事例を収集し、本会ホームページに掲載します。また、地域活動の活性化を図るため、企業等のSDGsの取組みと連携します。
NPO・団体との連携・協働	地域におけるNPO・団体の活動を把握し、地域課題解決のため連携・協働します。
権利擁護のネットワークづくり	行政、司法・福祉・医療の専門家、住民等による協議会を設置し、権利擁護を必要とする方が早期に発見され適切な支援が受けられるよう仕組みを構築します。
コミュニティソーシャルワーク機能の強化	コミュニティーソーシャルワーカーが中心となり、生活自立・仕事相談センターや成年後見支援センターなど関連部署が連携して、支援の手が届かない制度の狭間にいる人たちに寄り添いながら困りごとの解決に向けた支援を行います。



千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 基本計画策定にあたって

(1) 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成28(2016)年5月13日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が施行されました。

促進法では、市町村は当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとしております。(促進法第14条第1項)

高齢化の進展による認知症高齢者の増加や、障害者の親の高齢化及び親亡き後の支援等、今後高まることが予測される権利擁護支援のニーズに対し、本市における成年後見制度の利用促進に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

(2) 成年後見制度の趣旨及び内容

<成年後見制度の趣旨>

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方(以下「本人」という。)に対し、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、不動産や預貯金などの財産管理や、介護・福祉サービスの利用、施設入所等の契約締結などの法律行為を本人に代わって行ったり、本人の誤った判断による行為を取り消して本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

また、同制度は、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、障害のある人の今ある能力の活用(現有能力の活用)、障害がある人となない人とが平等に生活する社会を実現するというノーマライゼーションの理念と、本人の保護の理念との調和を旨として制定されています。

<成年後見制度の主な内容>

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が十分でない方の権利を守る支援者である成年後見人等を選任することで、本人を法的に支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見は、「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所の審判により開始されます。

また、選任される成年後見人等については、家族等が親族後見人として選任される場合と、第三者である専門職等が成年後見人等になる場合があります。

2 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題

(1) 状況

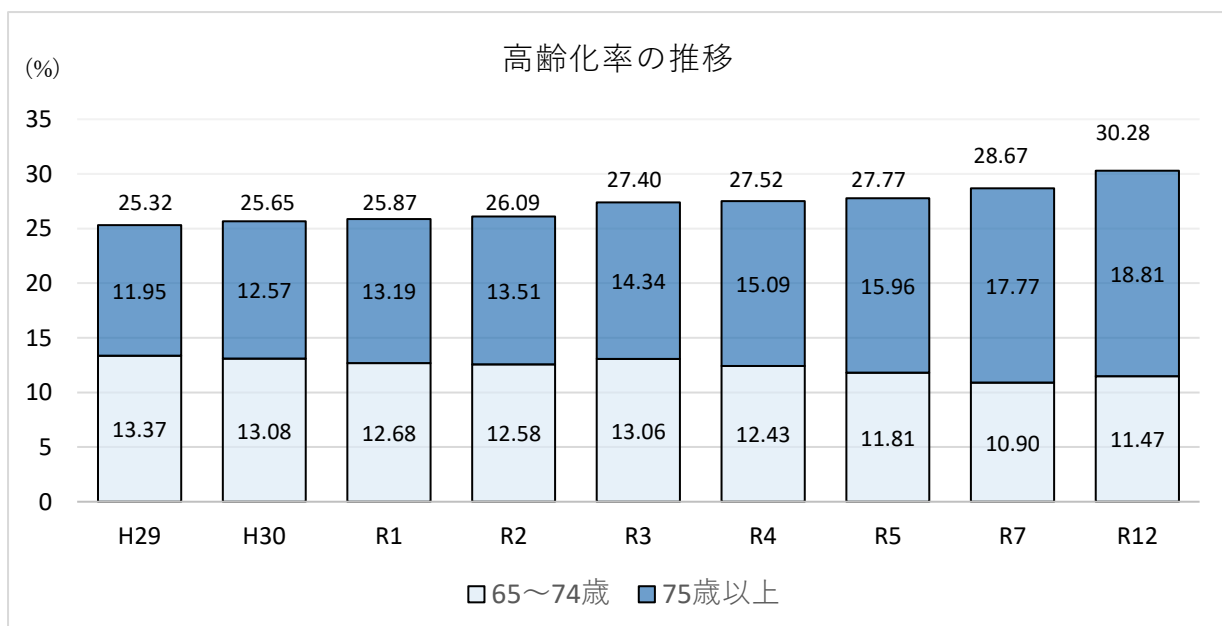
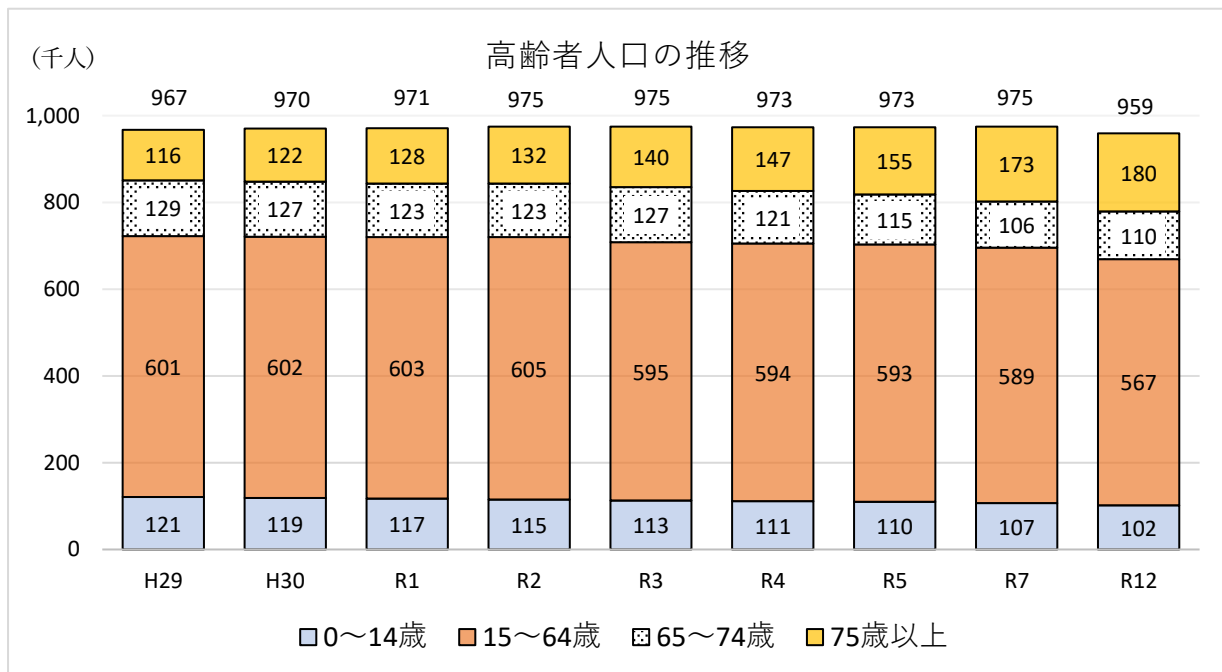
ア 高齢者の状況

○高齢者人口・高齢化率の推移

本市の総人口は、令和2（2020）年9月末現在で97万4千人（住民基本台帳人口）、そのうち65歳以上の高齢者人口は25万4千人、高齢化率は26.1%となっています。

また、9月末時点で比較すると令和元（2019）年には、75歳以上の後期高齢者の人口が、65～74歳までの前期高齢者を上回っています。

将来推計では、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、65歳以上の高齢者人口は27万9千人、高齢化率は28.68%まで上昇することが見込まれており、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22（2040）年は、総人口の減少が続くのにに対して、高齢者人口は32万4千人、高齢化率は35.63%まで上昇することが見込まれています。



注1：令和2（2020）年までは、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値

注2：令和3（2021）年～12（2030）年は平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

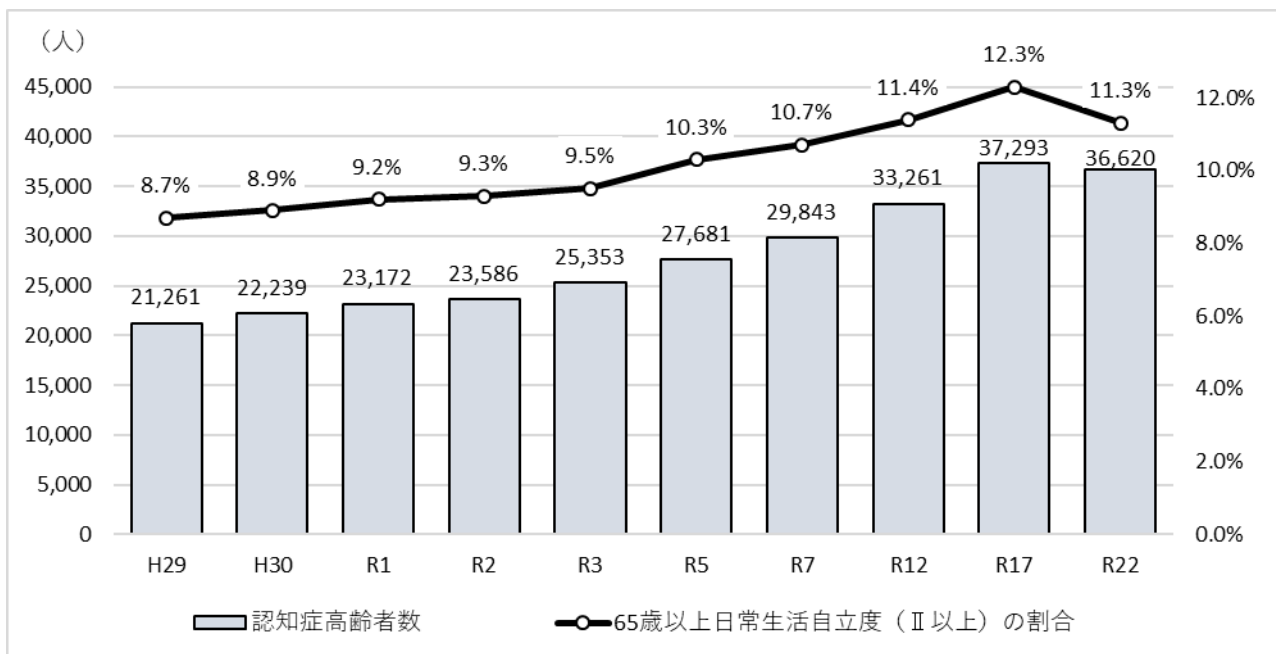
注3：高齢者人口等の推移は、四捨五入の上、千人単位で表示しているため、総人口と年齢の内訳の合計が一致しない場合がある。

注4：高齢化率は千人単位での計算をしていないため、65歳以上の人口を全人口で割っても数値が一致しない場合がある。

○認知症高齢者数の推移

本市の認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）は、令和2（2020）年9月末現在で約2万4千人です。認知症高齢者は、令和7（2025）年には約3万人まで、令和17（2035）年には約3万7千人まで、増加することが見込まれています。

認知症高齢者数の推移（再掲）



注1：令和2（2020）年度までの65歳以上人口は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績値。令和3（2021）年度以降の65歳以上人口は、平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

注2：認知症日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態をいいます。

注3：認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの。

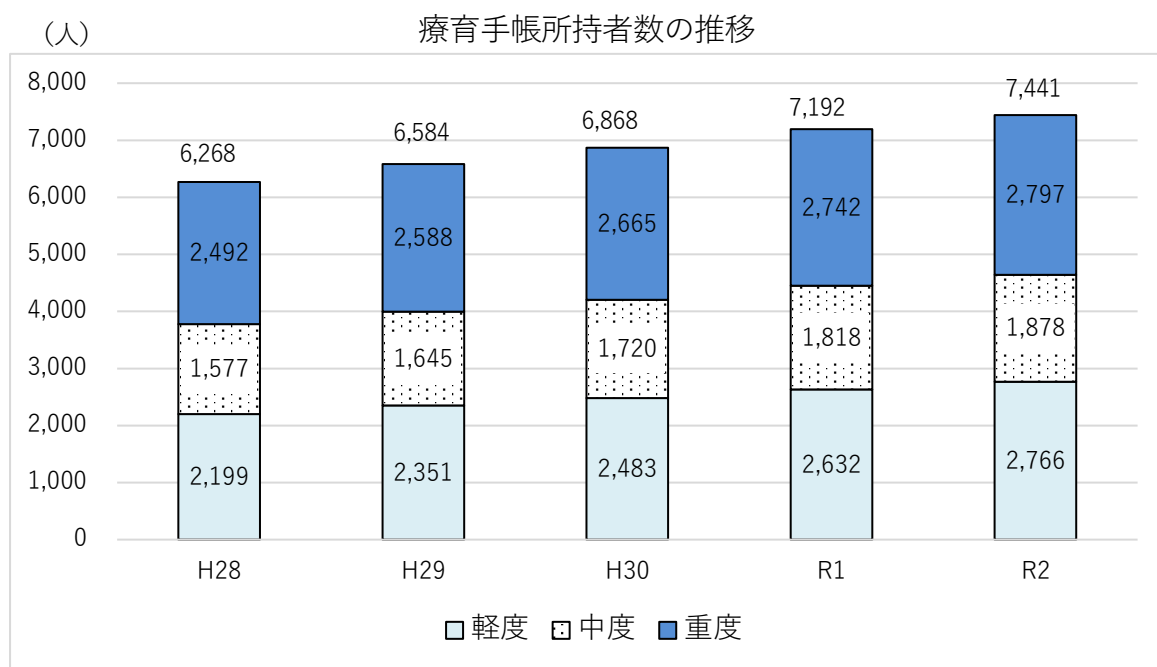
注4：令和3（2021）年以降の認知症高齢者数は、各年の高齢者人口（65歳以上人口）に、直近3年の実績から求めた出現率を乗ずる方法で推計した。

注5：この推移と推計には、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。

イ 障害者の状況

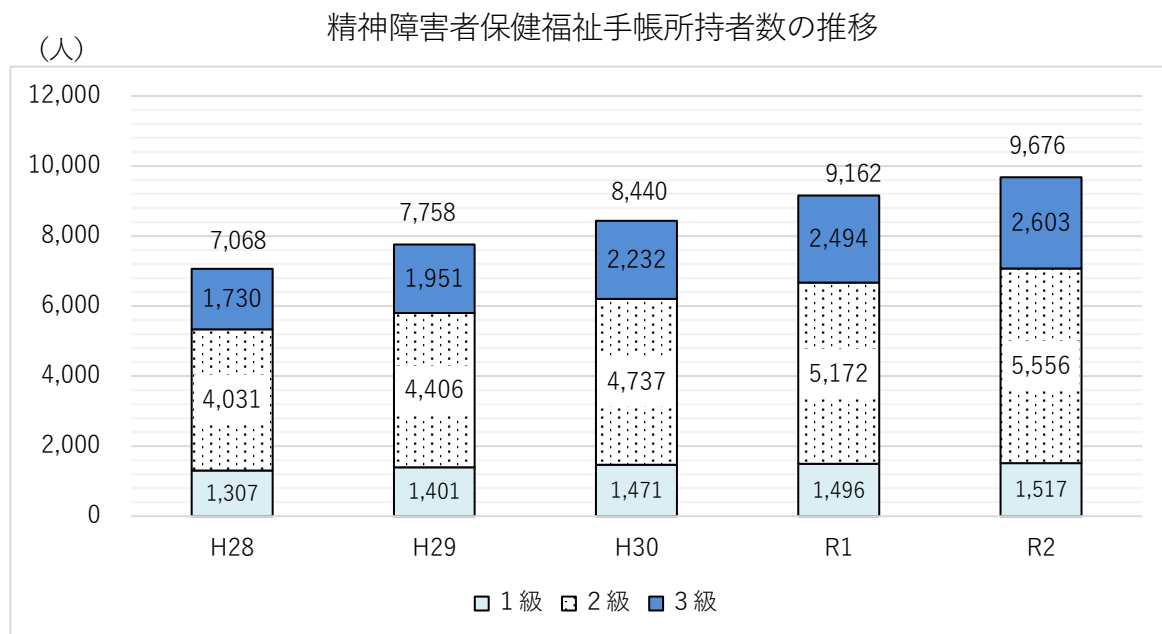
○療育手帳所持者数の推移

本市の知的障害者数（療育手帳所持者）は、令和3（2021）年3月末現在で約7千4百人です。平成28年以降、知的障害者数（療育手帳所持者）は増加しています。



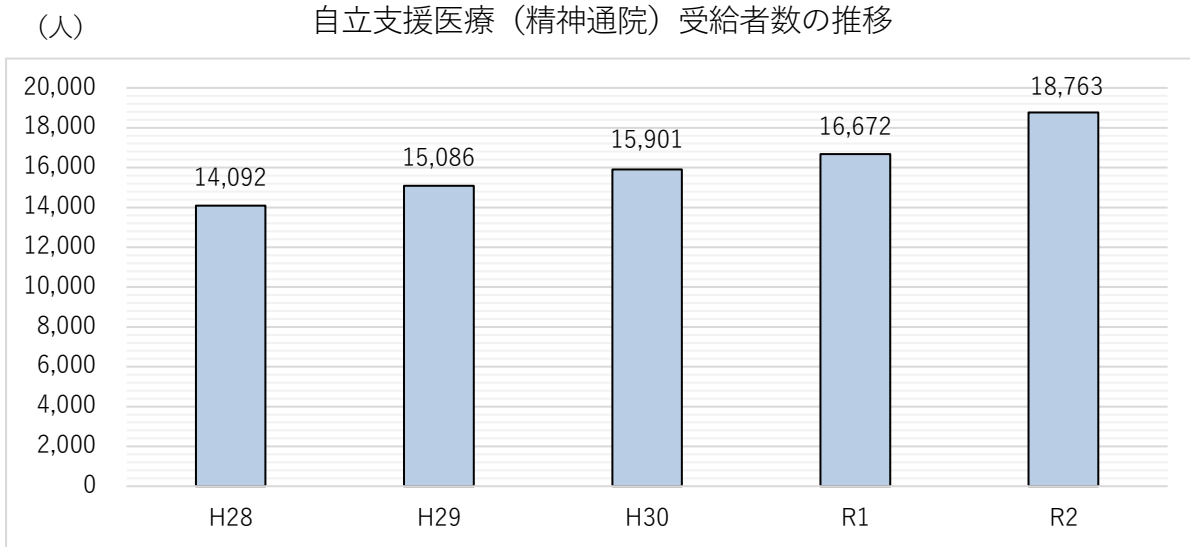
○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者数（精神保健福祉手帳所持者）は、令和3（2021）年3月末現在で約9千6百人です。平成28年以降、精神障害者数（精神保健福祉手帳所持者）は増加しています。



○自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の推移

本市の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和3（2021）年3月末現在で約1万9千人です。平成28年以降、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は増加しています。



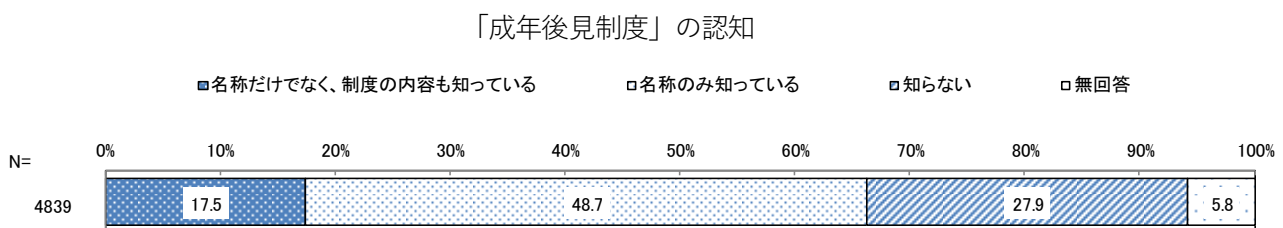
ウ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本市では老人福祉法及び介護保険法に基づき3年を1期とする次期計画「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）【計画期間：令和3年～5年度（2021～2023年度）】を策定するにあたり、市民の高齢者社会についての意義・生活状況、介護予防及び介護に対する考え方、保健・医療・福祉サービスの利用実態、ニーズ等を調査し、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域の抱える課題の特定（地域診断）することを目的とした調査を実施しています。

- 調査対象 市内在住の一般高齢者及び要支援1・2の方 8,400人
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 令和元年12月20日～令和2年1月10日
- 調査事項 成年後見制度に関する調査事項

(1) あなたは「成年後見制度」を知っていますか（○は1つ）

成年後見制度の認知について、「名称のみ知っている」が48.7%で最も高く、次いで「知らない」が27.9%、「名称だけでなく、制度の内容も知っている」が17.5%となっている。

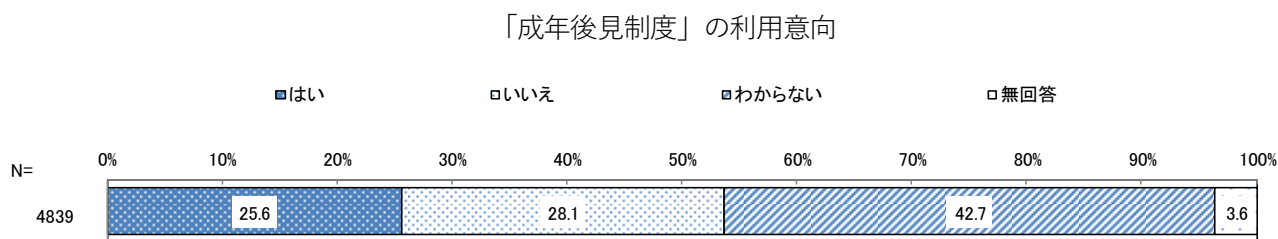


上段:実数、下段:%

全 体	「成年後見制度」の認知			
	名称だけで なく、制度の 内容も知って いる	名称のみ 知っている	知らない	無回答
4839	848	2358	1350	283
100.0	17.5	48.7	27.9	5.8

(2) あなたは、あなた自身の判断能力が低下し、自分で身の回りの契約行為や財産管理などができなくなった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか (○は1つ)

成年後見制度を利用したいと思うかについて、「わからない」が42.7%と最も高く、「いいえ」が28.1%、「はい」が25.6%となっている。



上段:実数、下段:%

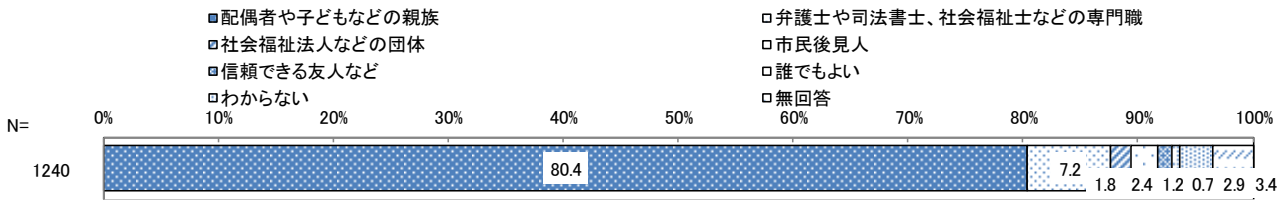
全 体	成年後見制度の利用意向			
	はい	いいえ	わからない	無回答
4839	1240	1358	2067	174
100.0	25.6	28.1	42.7	3.6

【(2) で「1. はい」と回答された方のみ】

(3) ①将来的にあなた自身の判断能力が不十分となった場合、だれに後見人となって支援してほしいですか (○は1つ)

後見人となって支援してほしい相手について、「配偶者や子どもなどの親族」が80.4%と最も高く、「弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職」が7.2%、「わからない」が2.9%となっている。

後見人となって支援してほしい相手



上段: 実数、下段: %

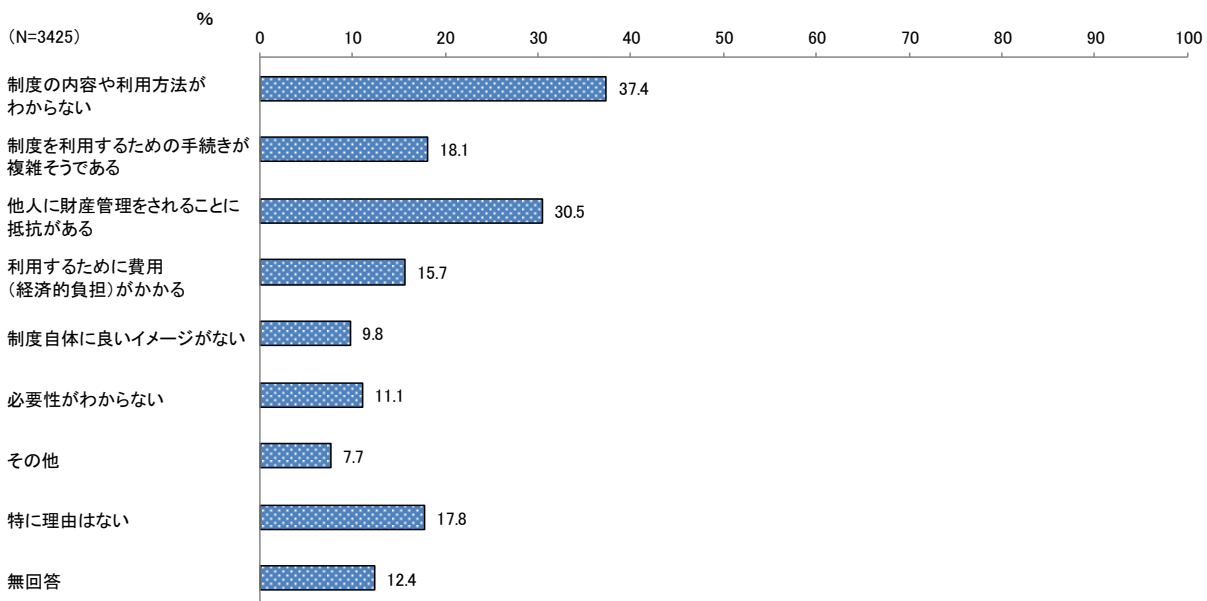
全体	後見人となって支援してほしい相手							
	配偶者や子どもなどの親族	弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職	社会福祉法人などの団体	市民後見人	信頼できる友人など	誰でもよい	わからない	無回答
1240	997	89	22	30	15	9	36	42
100.0	80.4	7.2	1.8	2.4	1.2	0.7	2.9	3.4

【(2)で「2. いいえ」または「3. わからない」と回答された方のみ】

(4) ②あなたが、「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由は何ですか
(○はいくつでも)

成年後見制度を「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由について、「制度の内容や利用方法がわからない」が37.4%と最も高く、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」が30.5%、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が18.1%となっている。

「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由



第6章 成年後見制度利用促進計画

上段:実数、下段:%

全体	「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由								
	制度の内容や利用方法がわからない	制度を利用するための手続きが複雑そうである	他人に財産管理をされることに抵抗がある	利用するために費用(経済的負担)がかかる	制度自体に良いイメージがない	必要性がわからない	その他	特に理由はない	無回答
3425	1280	620	1044	537	334	381	263	608	425
100.0	37.4	18.1	30.5	15.7	9.8	11.1	7.7	17.8	12.4

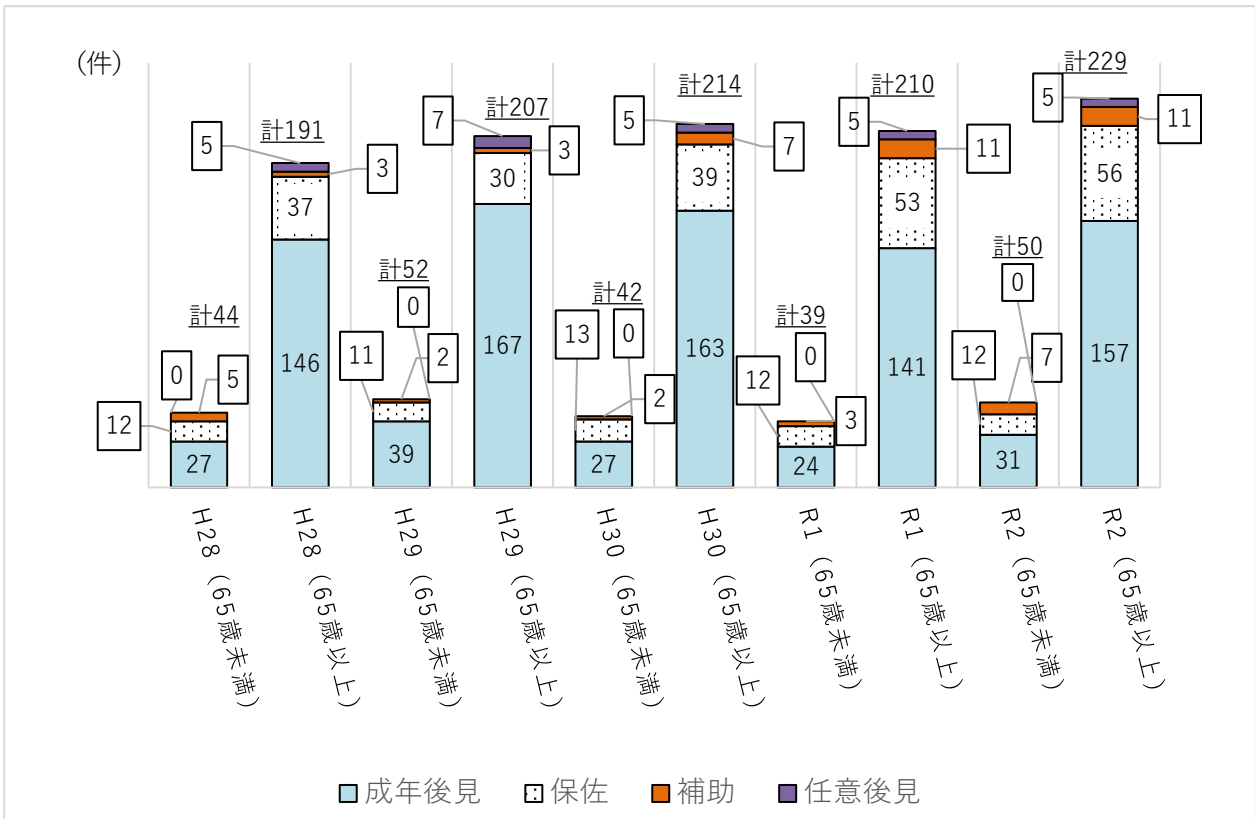
注)「その他」の内容として、以下が挙げられた。

- ・子どもに頼む
- ・財産がない
- ・家族信託制度の利用で十分と思っている

エ 成年後見制度に関する取組み状況

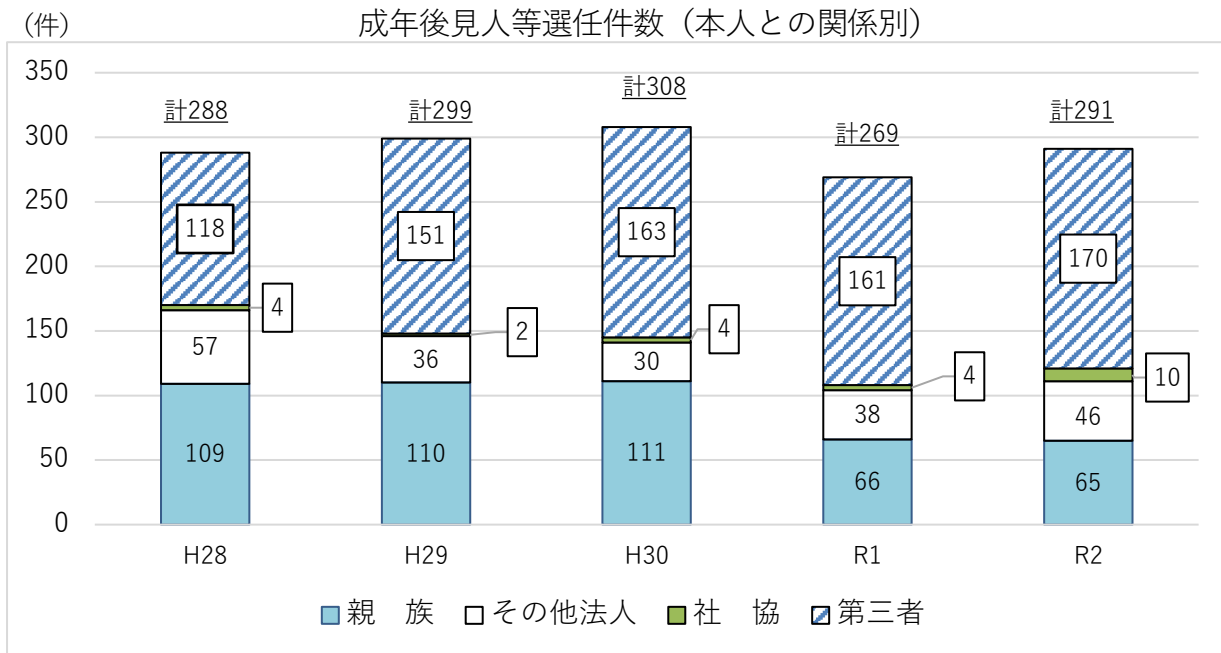
65歳以上の方の申立て件数は増加しており、令和2年度には229件の申立て件数がありました。65歳未満の方の申立て件数はほぼ横ばいです。また、65歳未満の方の任意後見の申立て件数は平成28年から令和2年まで0件となっています。

申立て件数 (年齢別: 65歳未満・65歳以上)



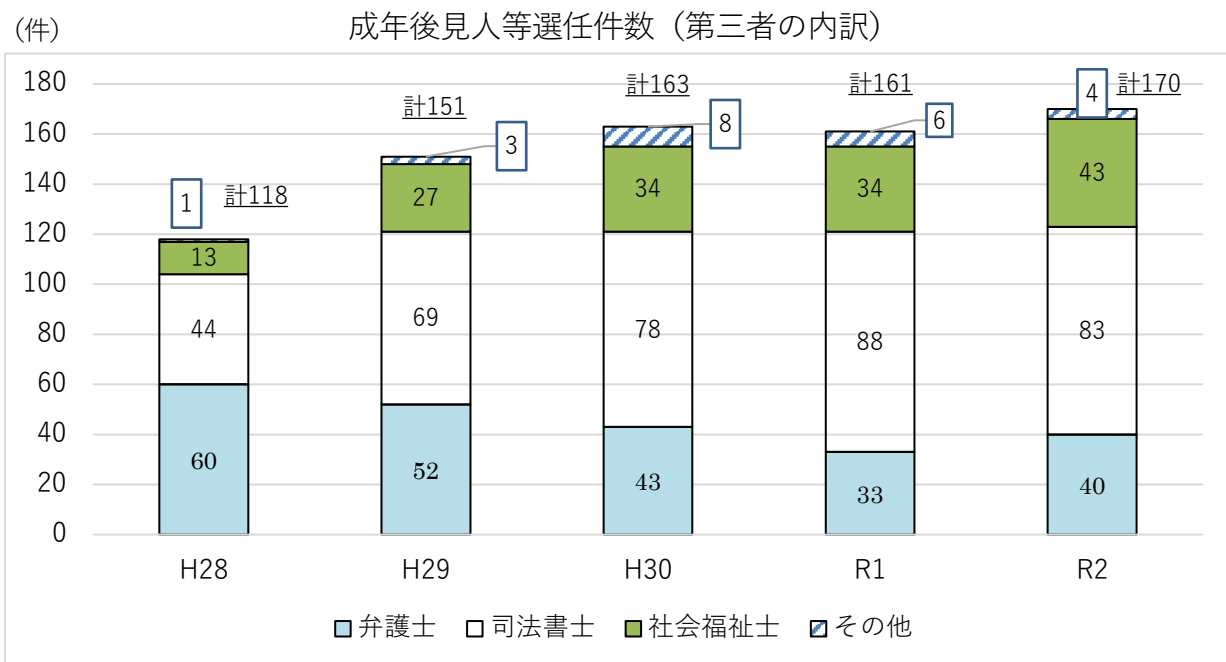
※本人住所が千葉市の方が対象。

成年後見人等選任件数は第三者が一番多く令和2年度は170件となっています。次に親族が多くなっており令和2年度は65件となっています。第三者の選任件数は増加傾向にあります。親族の選任件数は減少しています。



- (注)
- ・ 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件について、後見人等が選任されたものを対象
 - ・ 1件に複数の後見人等が選任された場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、本表の総数は、申立件数の総数とは一致しない。
 - ・ 本人住所が千葉市の方が対象。

第三者の成年後見人等選任件数は令和2年の司法書士の選任件数が83件と一番多くなっています。弁護士と社会福祉士の選任件数は弁護士40件、社会福祉士が43件とほぼ同じ件数となっています。司法書士の選任件数が令和元年から2年にかけて減少しましたが、弁護士と社会福祉士の選任件数は増加しています。

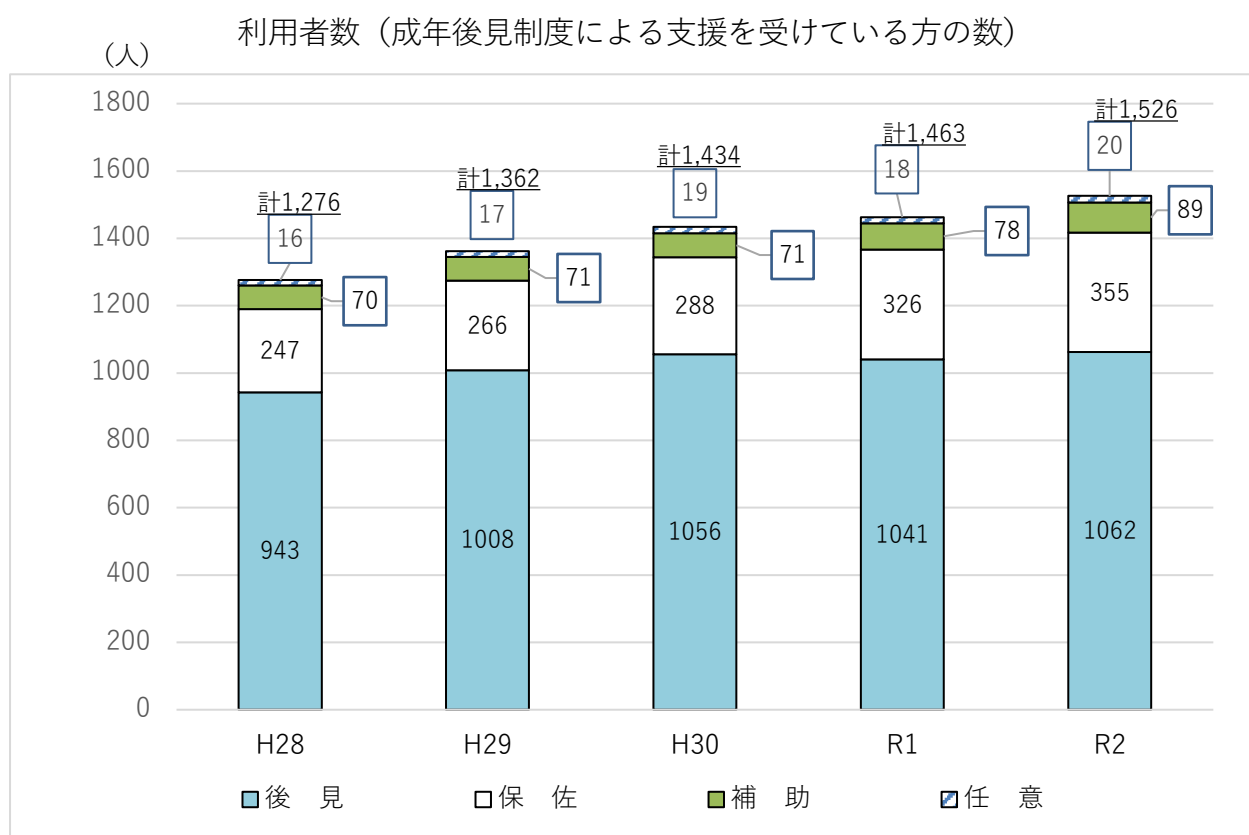


第6章 成年後見制度利用促進計画

- (注) ・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件について、後見人等が選任されたものを対象
- ・1件に複数の後見人等が選任された場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、本表の総数は、申立件数の総数とは一致しない。
 - ・本人住所地が千葉市の方が対象。

成年後見制度の利用者数は、後見、保佐、補助類型とも毎年増加しており、令和2年には市内の制度利用者数は1,526人となっています。

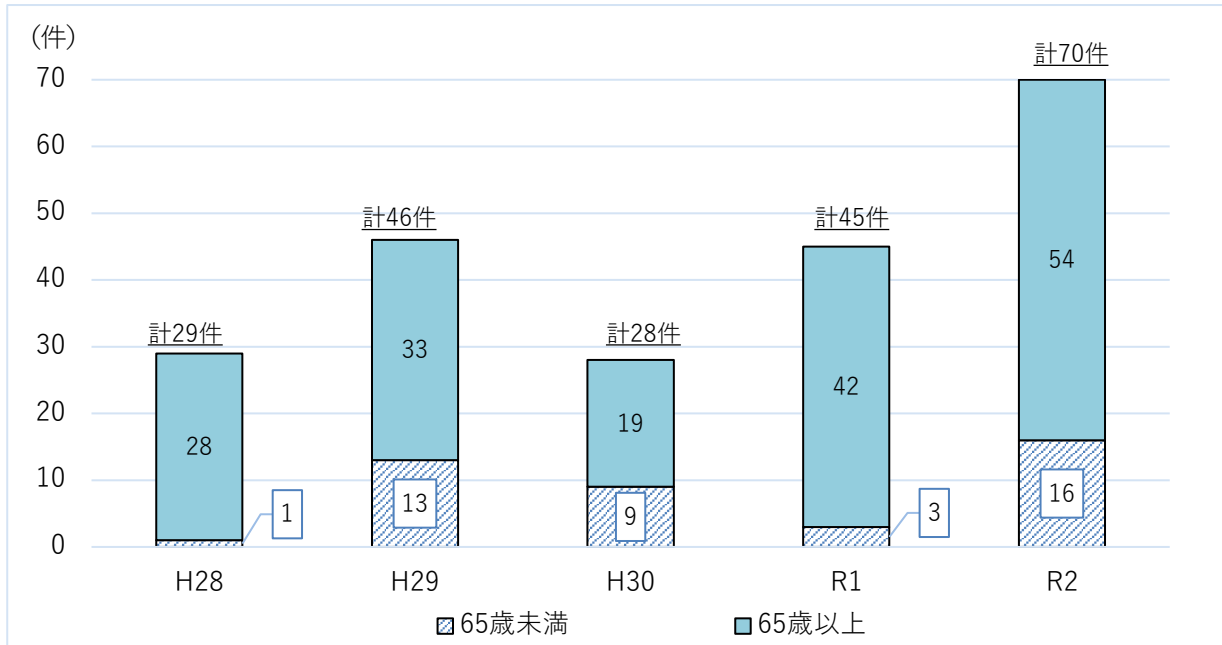
任意後見の利用者数はほぼ横ばいとなっています。



※ 各司法年度末（12.31）時点の利用者数

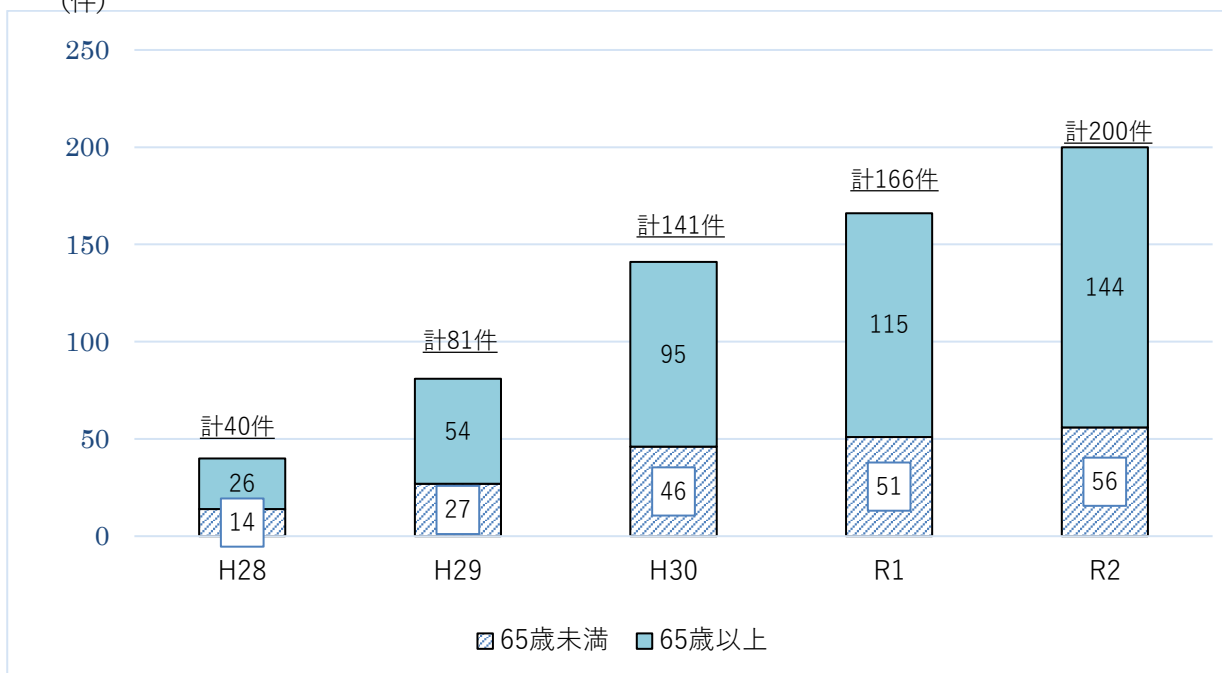
市長申立て件数について、65歳以上の方は増加傾向にあり、令和2年度は54件となっています。また、令和2年度の65歳未満の件数を含めた市長申立て件数は70件となり、令和元年度の約1.5倍の件数となっています。

市長申立て件数



報酬助成件数は65歳以上の方の助成件数の増加が顕著で、平成28年の助成件数は26件でしたが、令和2年度は144件となっており、平成28年度の5.5倍となっています。

報酬助成件数



(2) 課題

- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、成年後見制度の利用を必要としている人に身近な人が気づき、適切な制度利用につながるよう、社会の成年後見制度への理解を広める必要があります。
- 制度の利用を必要としている人を早期に発見するとともに、適切に相談窓口につなげられる体制を整備する必要があります。
- 高齢者及び障害者の相談窓口や権利擁護支援の相談窓口、行政等が連携し、迅速かつ適切に制度利用につなげる体制を整備する必要があります。
- 本人に身近な親族、福祉、保健、医療、地域住民等と後見人等がチームとなって本人を見守ることで、本人の意思や状況に応じた適切な支援が行える体制を整備する必要があります。

3 計画の基本方針と施策の体系及び展開

(1) 基本方針

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるまちな実現を目指します。

(2) 施策の体系

○施策1	成年後見制度利用促進に向けた体制整備
○施策2	成年後見制度の普及啓発
○施策3	成年後見制度の利用に向けた支援の充実
○施策4	チームによる適切な支援の実施
○施策5	後見活動の担い手の養成・育成支援

(3) 施策の展開

【施策1 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備】

No	事業名	取組内容
1	成年後見支援センター(中核機関)の設置・機能強化	<p>(1) 成年後見支援センター(中核機関)の設置 成年後見制度の利用促進に向けた全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」及び「地域連携ネットワークの構築」を行う権利擁護支援の中核機関を設置しています。</p> <p>(2) 成年後見支援センター(中核機関)が担う具体的機能 地域連携ネットワーク及び中核機関は以下の機能を担うとともに、段階的に強化を図ります。</p> <p>①広報機能 ア 成年後見制度に係る講演会、研修会などの開催</p>

		<p>イ パンフレットの配布やホームページ等による制度の普及啓発</p> <p>②相談機能</p> <p>ア 市民及び相談支援機関に対する制度に関する相談支援</p> <p>イ 専門職（弁護士等）が行う相談支援</p> <p>ウ 申立て書類の書き方や手続き等、成年後見制度の申立てに関する支援</p> <p>③利用促進機能</p> <p>ア 関係機関と連携した対象者の人権に配慮した支援方針の検討</p> <p>イ 受任候補職種の調整の支援</p> <p>ウ 家庭裁判所との連携</p> <p>④後見人支援機能</p> <p>ア 関係機関と連携した「チーム」による支援の実施</p> <p>イ 成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会の開催</p>
2	地域連携ネットワークの構築	本人の親族や司法・医療・保健・福祉の専門職団体、地域の関係機関等が連携するネットワークにより、本人及び後見人等を支援する体制を構築します。
3	成年後見制度利用支援事業の実施	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、後見開始の申立て手続きをする親族がないなど、制度利用が困難な方を適切に保護するため、申立者への支援や、必要に応じて市長による後見等開始の申立てを行うほか、支援を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、後見人等への報酬の助成を行います。（助成要件があります）

【施策2 成年後見制度の普及啓発】

No	事業名	取組内容			
		指標項目	単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
1	市民及び医療・保健・福祉関係機関、企業等への講習会の実施	市民に対する講習会を通し、制度利用のメリットについて周知を行うとともに、医療・保健・福祉の関係機関の他、金融機関などの企業等を対象に制度の普及啓発を行うことで、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切に制度に繋ぐ体制を整備します。			
		講習会開催回数	回	8	8

第6章 成年後見制度利用促進計画

2	パンフレット等による普及啓発	パンフレットやホームページ等の活用により、成年後見制度の周知を図ります。			
		配布部数	部	9,000	9,000

【施策3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実】

No	事業名	取組内容
1	相談支援機関と連携した権利擁護支援体制の整備	成年後見支援センター（中核機関）が中心となり、医療・保健・福祉等の相談支援機関と連携し、権利擁護支援を必要とする方を適切に制度利用に繋げる体制を整備します。 また、相談支援機関に対する研修を開催し、支援者間で権利擁護支援の共通認識を図ることにより、体制の強化を図ります。
2	相談体制の充実及びスクリーニングの実施	地域の第一次相談窓口であるあんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等による早期発見及び支援に努めるとともに、第二次相談窓口である成年後見支援センター（中核機関）と連携し、専門的観点からのアセスメント、支援方針の検討を行う体制を整備します。 また、必要に応じて中核機関が訪問による相談を実施し、適切に支援につなげる体制を整備します。
3	成年後見に関する申立て支援	成年後見支援センター（中核機関）は、あんしんケアセンター及び障害者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、申立て支援を行います。
4	関係機関と連携した申立ての判断に係る検討の実施	市長申立ての必要性について、本人の支援に携わる関係者とともに検討します。
5	成年後見に関する市長申立ての実施	権利擁護の観点から市長申立てが必要と判断した場合には、市長が後見開始等の申立てを行い、適切・迅速な制度利用に繋がります。

【施策4 チームによる適切な支援の実施】

No	事業名	取組内容
1	関係機関との連携による適切な支援の実施	成年後見支援センター（中核機関）が中心となり、医療・保健・福祉等の相談支援機関や地域と連携しながら、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後見人がチームとなり、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行うとともに、関係者の連携により後見人を支援する体制を整備します。
2	関係機関が開催するケース会議等との連携	あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等関係機関が開催するケース検討会議等を通して、後見人等と支援に携わる関係者との連携を図り、チームによる支援を行います。

【施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援】

No	事業名	取組内容				
		指標項目	単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)	
1	市民後見人の養成・育成支援	成年後見支援センター（中核機関）において、認知症、知的障害、その他の精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で生活していくことを支援するため、市民後見人を養成していきます。 また、養成修了後もフォローアップ研修を実施するなど、市民後見人の活動を支援していきます。	養成者数	人	0	25
2	後見活動の担い手の確保及び支援の実施	成年後見制度の需要増加に対応するため、担い手の確保に努めるとともに、後見人等候補者の受任調整について家庭裁判所と協議を進めます。 また、法的な判断を必要とする事例に対し、弁護士による専門的な助言を行い、後見人等の活動を支援します。				
3	後見活動の担い手への研修の実施	後見人等のスキルの維持・向上を図るための研修を実施します。				
4	親族後見人への支援	親族後見人が後見活動を行う上で困難が生じた場合に、成年後見支援センター（中核機関）が相談に対応します。 また、親族後見人が相互に情報共有できるための機会を提供します。				

第7章 取組事例

地域福祉活動をより積極的に推進するため、活動の参考となるコロナ禍で活動を継続するために工夫している取組事例をご紹介します。

1 フードパントリー ～社協犢橋地区部会～

【きっかけ・背景】

犢橋地区部会では、子どもがひとりでも来られるような居場所になることを目指して、子ども食堂を開催しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、飲食を伴う「子ども食堂」が開催できなくなり、ひとり親家庭など、生活にお困りの方々を食品や日用雑貨を無料で提供すること（フードパントリー）で、支援したいと思い、令和2年12月から始めました。



【対象者・利用の仕組み】

- 対象者：どなたでも（子ども中心）
- 費用：無料
- 場所：ふるさと農園（花見川区）
- 開催日：2ヵ月に1回程度
- 配布予定：20世帯分程度
- 配布品：レトルト食品、お菓子、飲み物、日曜雑貨など

【活動の工夫】

■周知について

最初は、子ども食堂の参加者に対し、声かけをしていましたが、生活に困っている方という遠慮もあってか、あまり人が集まらず、ふるさと農園内に遊びに来ている方に声かけをして呼び込むことが多かったそうです。

今では、開催ポスターを犢橋小学校で配布してもらったり、近隣のコンビニや商店に掲示してもらったり、町内自治会の回覧板で周知したりして、少しずつ認知されてきているように感じているそうです。

また、メールやLINEを利用して、開催周知や予約を受け付けたりする工夫もされています。

取材させて頂いた日には、ふるさと農園で芋掘りイベントがあり、子ども連れのご家族が移動中に立ち寄ってくれたりもして、農園のイベント日に合わせると相乗効果が生まれ、集客が見込めることが判明したようです。

ただし、多くの方に利用していただきたいという気持ちがある一方で、協力者の人手、資金面には限界があり、本当に必要な方に配布していくためのPRの仕方には、難しさが伴っています。



■ 困難なこと

「生活に困窮していることを、子供は言わないし、言えない。大人も助けを求めづらいケースが多いと思う。長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、そういった世帯が増えていると思うので、少しでも助けになればうれしい。」と犢橋地区部会長（小西さん）はおっしゃいます。

また、スタッフの方からは、「地域に外国人世帯が増えていると感じている中で、困窮している世帯もいると思う。必要な方にフードパントリーを利用してほしいが、日本語が読めない方もいると思うので、英語版のポスターを作ることも検討したい。」や「幼稚園や保育園にもポスターを配布したり、幼稚園バスに掲示させてもらったりして、周知を図っていくことも考えたい。」との声もありました。



■ 新型コロナウイルス感染症対策

アルコール消毒など基本的な対策を実施していますが、何かあった時のために物品を配布した方に連絡先をお聞きしています。

【参加者の声】

参加者からは、「こんなに頂いていいんですか。」や「ありがとうございます。助かります。」との声が聞かれ、大変喜んでいただいています。

【活動の展開】

犢橋地区部会長（小西さん）は「今は、コロナが心配だが、落ち着いてくれば、こども食堂も再開したい。」とおっしゃいます。

取材させて頂いた日には、地域の方から「今度、フードパントリーを手伝わせてほしい。」との申出があり、ボランティアをやりたい方へのPRにもなり、地域の担い手の掘り起こしにもつながる活動になっていることも実感しました。

地元の方のあたたかい気持ちがつながり、その先には、フードパントリーや子ども食堂を通じて子どものために何かしたいと思う人が増えていくことが期待されます。

【連絡先】

千葉市社会福祉協議会 花見川区事務所
043-275-6438

2 コロナに負けない！繋がり大切さ ～社協白井地区部会～

社協白井地区部会は、白井中学校区のエリアを活動範囲としているボランティア団体です。

計6つの委員会が年間を通じて様々な活動を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人が集まることを制限され、活動の対面開催中止を余儀なくされました。

そんなコロナ禍においても地域の方々が工夫して取り組んだ活動の一部を紹介します。

【シトラスリボンプロジェクト】

白井地区部会ボランティア委員会では、「集まらなくても繋がりを感じられる活動を」という思いから、令和3年3月に「シトラスリボンプロジェクト」を始めました。

シトラスリボンプロジェクトとは、新型コロナウイルスに感染した方やそのご家族、医療従事者の皆様への差別や偏見をなくし、誰もが暮らしやすい地域を目指そうという活動です。

委員会メンバーを中心に各自自宅でYouTubeを見ながらリボンを作成し、白井公民館の入口等に配布したところ、プロジェクトの趣旨は多くの賛同を得られ、2,400セット作成したうち、2,200セットが地域の人の手に渡ったそうです（令和3年11月時点）。

また、白井公民館では「シトラスリボンにひとこと」と題した冊子を設置。現在までにたくさんメッセージが寄せられており、地域の皆様の思いを垣間見ることが出来ます。



【タオルでボランティア】

シトラスリボンプロジェクトは好評を博しましたが、委員会では「もっと地域の人に参加してもらいたい…コロナ禍で失われている外出のきっかけになる活動は出来ないだろうか…」という思いが強くなったそうです。そこで誕生したのが「タオルでボランティア」でした。



この活動は、ご家庭に眠っている不要となったタオルを白井公民館に設置した箱に各々持ってきてもらい、それを高齢者施設や障害者福祉施設に配布するというリユースの取組です。「この活動を『ついで』と捉えて、お出かけの機会を持ってほしい」「自分もボランティア活動に参加したと実感してほしい」という願いのもと、スタートしました。

令和3年6月～11月までの回収期間中、多くの人の手により集まったタオルは、保管のための部屋が不足するほど大量だったそうです。

今回集まったタオルは近隣の13施設に配付されることが決まりました。委員長の松田さん

からは「配付の様子は今後地域に広報する予定、参加して下さった方々にもぜひ届けたい」、「これを機に出来た施設の方々との繋がりを切らすことなく、今後も大切にしていきたい」とお話がありました。

【♪ おうちで楽しく わくわくパック】

白井地区部会児童母子福祉委員会においても、コロナ禍による活動制限の壁に悩まされていました。委員長の松島さんは、今までの「親子に集まってもらう」という対面開催の考え方を根本から見直す必要性を強く感じた、と言います。同時に、親子が家の中で孤立してしまう危険性を感じ、外に出るきっかけを作ろうと思い立ち、令和2年10月～新しい形の活動を始めました。それが「わくわくパック」です。



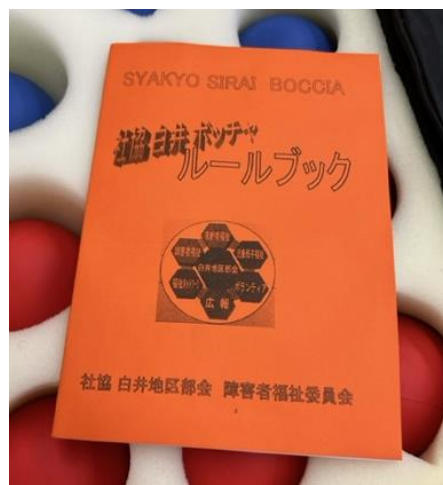
➤ 令和3年11月配布「ヒリヒリ・パタパタ de リース」

2ヶ月に1回、親子で簡単に作ることが出来る工作キットを無償配布し、白井公民館に取りに来てもらうことで外出の機会創出に繋がりました。毎回趣向を変えたキットを作成することでリピーターが増えるよう工夫しているそうです。

委員長（松島さん）は「コロナに負けるもんか！というみんなの共通の思いが新しい取組を生み出す契機になったと感じています」と話してくださいました。

【ボッチャ交流会】

白井地区部会障害者福祉委員会では、令和元年に所属団体の親睦を深める目的でパラスポーツの一つであるボッチャの交流会をスタート。老若男女問わず誰でも楽しめるよう、公式ルールをより簡単にした「白井ルール」を定め、ルールブックを作成しました。



翌年の令和2年からは障害者福祉施設の利用者の方々を含めた交流会を開催しようと検討していた矢先、コロナ禍で頓挫してしまったそうです。

委員会では引き続き、施設利用者の方々との交流会開催を最終目標に据えつつ、自治会の協力を得て小規模のボッチャ体験会を実施したり、委員会の皆さんで競技用と同基準のマイボールを作成し、用具の共用を避けながら、ウィズコロナの活動を続けてきました。



ここからはその体験会の様子をお届けします。

緊急事態宣言が解除され、全国的に感染者数が落ち着きを見せていたことから、令和3年11月28日、高根グリーントウン自治会館にてボッチャ体験会が開催されました。

開催にあたっては入館時のアルコール消毒、検温、マスク着用を始め、ゲーム中のビニール手袋着用・適宜交換を徹底することで感染症対策を万全にし、参加者の皆さんに安心して楽しんでいただけるよう工夫しています。

今回の体験会参加者は男女ともに10代未満～80代までと幅広く、約20人の地域住民の方々が集まり、多世代交流が実現しました。



➤ 白いボールに近い方が得点になります！

「初めてやるからルールが分からない」、「ちゃんと近くに投げられるか不安」とおっしゃっていた皆さんも、時間が進むにつれて「こっちのボールの方が近いね」「意外と動いたから身体がポカポカしてきた」とリラックスして楽しんでいる様子うかがえました。

こうして、障害者福祉委員会委員長(泉さん)の進行のもと、約2時間、チーム対抗戦で大いに盛り上がった体験会は無事に閉会。参加者の皆さんからは「楽しかった」「優勝できなかったのが悔しい」などの声が聞こえ、最後までわいわいとした雰囲気が続いていました。



➤ 大人も子供も一緒に楽しめるボッチャ

【アフターコロナに向けて】

白井地区部会の皆さんは揃って「今回のコロナ禍で繋がり続けることの必要性をより感じた」とおっしゃいます。人に会うこと自体が困難になってしまった世の中で、いかに繋がりを絶やさないようにするか考えるのは非常に大変だったとのことですが、その分、1つ1つ活動が実現していく喜びもひとしおだったそうです。

また、地域の担い手不足が叫ばれている昨今、ほんの些細なことであっても「それだったら私にも出来るかも」というお手伝い感覚を大切に繋いでいきたい、ともお話いただきました。

“つなぐ”をテーマにしたというこれらの取組が、まずは白井地区部会エリアの皆さんに、そして地域や区を超えてもっとたくさんの方々に繋がり、広がっていくことを願っています。

【連絡先】

千葉市社会福祉協議会 若葉区事務所
電話 043-233-8181 FAX 043-233-8171

第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域の体制

各地域において取組みを進めるにあたっては、地域住民の福祉の増進を図ることを目的に活動している社協地区部会が、町内自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、NPO、ボランティア、学校・PTA、社会福祉事業者等、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を行い、区支え合いのまち推進計画に基づく取組みを推進していきます。

また、区支え合いのまち推進協議会は、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとめるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討を行い、区支え合いのまち推進計画を推進する役割を担います。

(2) 市の体制

福祉・保健などの対象別の個別計画と連携し、整合・調整を図りながら取組みを進めるとともに、防犯、防災、教育、就労、交通、環境、まちづくりなど市民生活に関連が深い分野とも連携が必要となるため、庁内横断的に関連部署との連携を密にして本計画を推進していきます。

本市では、庁内横断的な組織として、「地域共生社会推進事業部」が平成29年度に設置され、地域共生社会の実現に向けて、取り組んでいます。

また、本計画においては、地域の取組み（住民同士の支え合い）の支援を市の役割として位置付けており、地域への支援または地域との連携を行う窓口として、区（区役所・保健福祉センター）が市社協の区事務所と連携して、区支え合いのまち推進協議会の開催や地域福祉活動に対する助言・相談対応などを実施します。

(3) 千葉市社会福祉協議会との連携

市社協は、市との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、また、社協地区部会・ボランティア団体等の活動を支援する主体として、重要な役割を果たしています。

本計画においても、市と市社協を共に地域の取組み（住民同士の支え合い）を支援する主体として位置付けていることから、両者が連携して地域福祉の充実に取り組んでいくことが必要です。

とりわけ、実際に地域に入って活動する市社協コミュニティソーシャルワーカーとの情報共有を密接にし、地域のニーズを的確にとらえていく必要があります。

今後も市社協が幅広い活動を展開し内容の充実を図ることができるよう支援すると

ともに、「千葉市と千葉市社会福祉協議会の協議の場」を活用し、本計画と市社協が策定する地域福祉活動計画との連携を図るとともに、事業や施策の検討・推進について協働で取り組みます。

(4) 区支え合いのまち推進協議会

区支え合いのまち推進計画の推進を目的として、情報の収集や議論・意見交換を通じ、地域課題や成果事例の共有、計画の進捗確認や推進方法の検討などを行う合議体です。

社協地区部会等の地域福祉活動団体や社会福祉事業者などから選任された委員及び公募の委員で構成され、主に次に掲げる事項を所掌します。

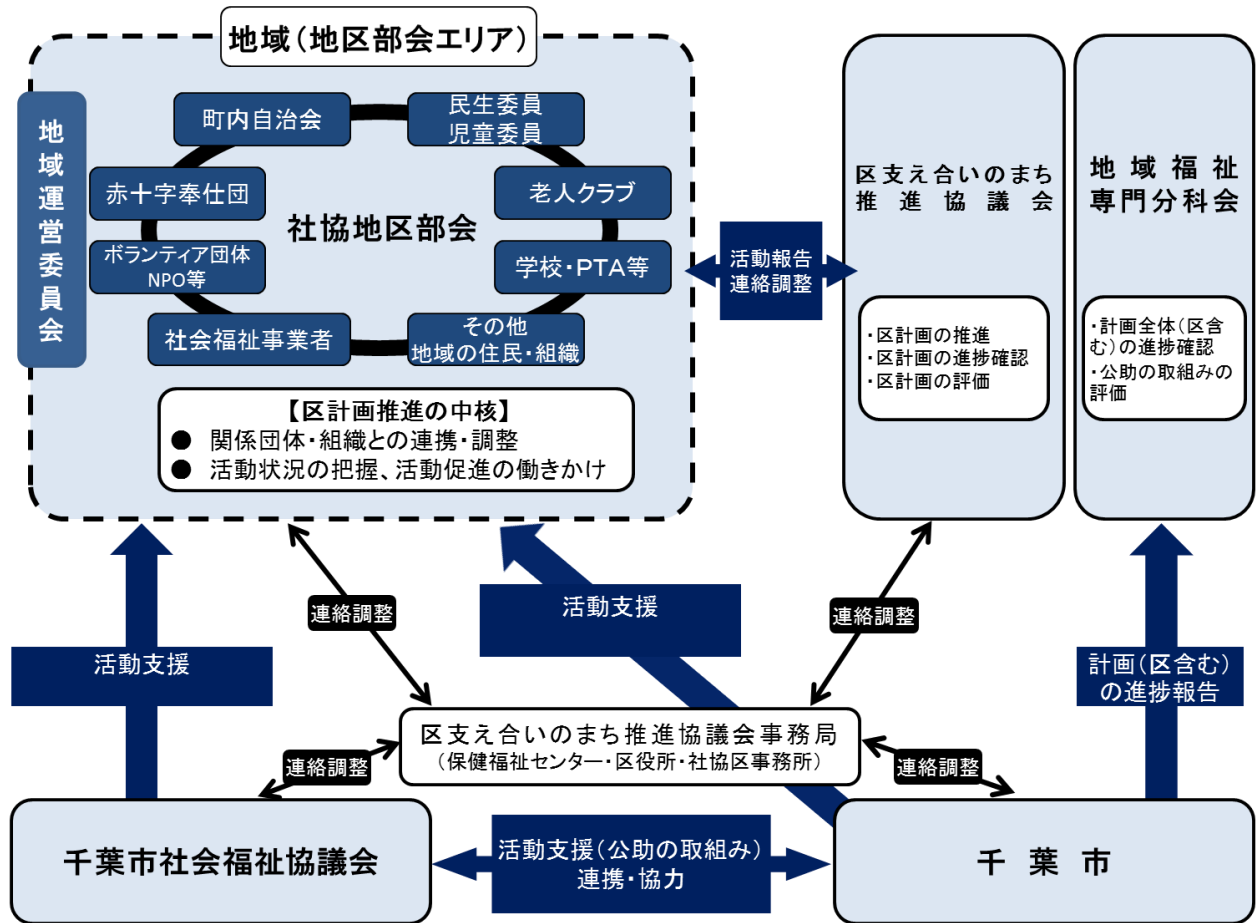
- ① 区支え合いのまち推進計画に関する広報
- ② 地域福祉に関する情報収集、活動団体間の情報交換・連絡調整
- ③ 区支え合いのまち推進計画に位置付けられている取組みの推進状況の確認・評価
- ④ 中間見直しに向けての具体的な取組み及び重点取組項目の設定(花見川区を除く)

(5) 千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

社会福祉事業者及び学識経験者等で構成され、地域福祉に関する事項を調査審議する本市の附属機関です。

地域福祉専門分科会では、本計画の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進や本計画の進捗状況や評価についての検討・審議を行います。

【「支え合いのまち千葉 推進計画」の推進体制のイメージ】



2 計画の評価

- (1) 本計画の策定趣旨を踏まえ、地域に関わる様々な皆さんの意見を反映させながら計画を推進するため、地域福祉専門分科会と各区支え合いのまち推進協議会において、それぞれ毎年度、計画の進捗確認及び評価を行います。
- (2) 「第4章 地域の取組み(住民同士の支え合い)」の取組みについては、各区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から随時各地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区支え合いのまち推進計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証します。
また、市が年度ごとに、各区推進協で取りまとめられた区支え合いのまち推進計画の推進状況を、地域福祉専門分科会へ報告します。
- (3) 「第5章 市の取組み(地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み)」の施策については、地域福祉専門分科会が、市から年度ごとに実施状況の報告を受け、

それに基づき成果と課題について検証します。

ア 目標設定・評価の考え方

(ア) 地域の取組み

地区部会エリアにおける目標は、地域の実情に応じて設定し、定性評価の手法で、自己評価を行います。

(イ) 市の取組み

目標設定は、可能な限りアウトカム指標を採用し、評価の手法を事業・取組みごとに、定性評価と定量評価に分け、各所管課において、自己評価を行います。

(ウ) 評価の考え方

評価にあたっては、プロセス、前年度との比較や外部要因、理由を含めて、多角的に分析・考察を行います。

また、今後の分析のため、市民アンケートなど意識調査の実施を検討します。

イ 評価手法について

(ア) 定量評価

主に量的な成果を評価（市の取組み）

達成状況	内容
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合
A	年度目標にしている業務量を概ね（8割以上）達成できた場合
B	年度目標にしている業務量の一部（5割以上）を達成できた場合
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った（5割未満）場合

(イ) 定性評価

取組みの内容や体制の構築などを評価（市の取組み及び地域の取組み）

達成状況	内容
◎	年度目標以上のものが達成できた場合
○	年度目標が概ね達成できた場合
△	年度目標の一部が達成できた場合
×	年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合も含む）

なお、評価のあり方については、引き続き検討していきます。

資料編

I	社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧	164
II	区支え合いのまち推進協議会委員一覧	165
III	掲載事業一覧（第5章 市の取組み）	171
IV	保健福祉相談窓口一覧	176
V	各種統計データ等	191
	（1）区別データ	191
	（2）社協地区部会一覧	192
	（3）市内施設一覧	194
VI	地域福祉に関するアンケート調査結果	203

I 社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧

【令和2（2020）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
◎ 山下 興一郎	淑徳大学総合福祉学部准教授
○ 竹川 幸夫	千葉市社会福祉協議会会長
大塚 匡弘	千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表
岡本 武志	千葉県社会福祉士会事務局次長
齋藤 一男	千葉市民生委員児童委員協議会会長
齋藤 博明	千葉市医師会会長
住吉 タミコ	千葉市ボランティア連絡協議会会長
高野 正敏	千葉市地域自立支援協議会会長
高山 功一	千葉市身体障害者連合会会長
武井 雅光	千葉市町内自治会連絡協議会
鳥越 浩	千葉市老人福祉施設協議会会長
松崎 泰子	日本社会事業大学理事
茂手木 直忠	千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）
森元 秧	千葉市赤十字奉仕団本部委員長
山口 誠	千葉市青少年育成委員会会長 会計監査
☆ 原田 雅男	花見川区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 飯田 禮子	稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 津田 正臣	若葉区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 岡本 博幸	緑区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 長岡 正明	美浜区支え合いのまち推進協議会委員長

【令和3（2021）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
◎ 山下 興一郎	淑徳大学総合福祉学部准教授
○ 竹川 幸夫	千葉市社会福祉協議会会長
岡本 武志	千葉県社会福祉士会
亀井 琢磨	千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）
川畑 利博	千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表
齋藤 一男	千葉市民生委員児童委員協議会会長
齋藤 博明	千葉市医師会会長
住吉 タミコ	千葉市ボランティア連絡協議会会長
高野 正敏	千葉市地域自立支援協議会会長
高山 功一	千葉市身体障害者連合会会長
武井 雅光	千葉市町内自治会連絡協議会
鳥越 浩	千葉市老人福祉施設協議会会長
松崎 泰子	日本社会事業大学理事
森元 秧	千葉市赤十字奉仕団本部委員長
山口 誠	千葉市青少年育成委員会会長 会計監査
☆ 原田 雅男	花見川区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 鈴木 金作	稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 津田 正臣	若葉区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 岡本 博幸	緑区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 長岡 正明	美浜区支え合いのまち推進協議会委員長

◎ 会長 ○ 副会長 ☆ 臨時委員

Ⅱ（１）中央区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和２（２０２０）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
池田 實	千葉市社会福祉協議会川戸地区部会
石原 久義	千葉市社会福祉協議会千葉みなと地区部会
伊藤 正美	千葉市社会福祉協議会松ヶ丘地区部会
岩本 朝子	千葉市社会福祉協議会西千葉地区部会
植草 志津江	公募
榎本 裕子	中央区民生委員児童委員協議会
小野寺 佳子	千葉市社会福祉協議会松波地区部会
金井 一男	千葉市社会福祉協議会中央東地区部会
亀井 隆行	中央区老人クラブ連合会（生浜地区）
河田 裕之	千葉市社会福祉協議会中央地区部会
木津 孝子	中央区民生委員児童委員協議会
草薙 仁一郎	千葉市社会福祉協議会寒川地区部会
栗田 節子	千葉市社会福祉協議会都地区部会
坂本 望	千葉市生活支援コーディネーター
佐藤 進一	中央区民生委員児童委員協議会
宍倉 和雄	千葉市社会福祉協議会蘇我地区部会
進藤 輝雄	千葉市社会福祉協議会星久喜地区部会
鈴木 茂子	千葉市社会福祉協議会新宿地区部会
鈴木 喜久	中央区町内自治会連絡協議会
○ 高橋 功	千葉市社会福祉協議会ちば中央地区部会
◎ 武井 雅光	中央区町内自治会連絡協議会
土屋 淑子	千葉市社会福祉協議会白旗台地区部会
長嶋 洋二	千葉市社会福祉協議会生浜地区部会
仲野 勢津子	あんしんケアセンター浜野
長谷川 政美	中央区町内自治会連絡協議会
林 京子	あんしんケアセンター松ヶ丘
細貝 康弘	千葉市社会福祉協議会末広地区部会
村井 早苗	千葉市社会福祉協議会東千葉地区部会

【令和３（２０２１）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
秋元 修身	千葉市社会福祉協議会末広地区部会
池田 實	千葉市社会福祉協議会川戸地区部会
石原 久義	千葉市社会福祉協議会千葉みなと地区部会
伊藤 正美	千葉市社会福祉協議会松ヶ丘地区部会
岩本 朝子	千葉市社会福祉協議会西千葉地区部会
植草 志津江	公募
榎本 裕子	中央区民生委員児童委員協議会
小野寺 佳子	千葉市社会福祉協議会松波地区部会
金井 一男	千葉市社会福祉協議会中央東地区部会
亀井 隆行	中央区老人クラブ連合会（生浜地区）
川島 啓二	あんしんケアセンター松ヶ丘
河田 裕之	千葉市社会福祉協議会中央地区部会
木津 孝子	中央区民生委員児童委員協議会
草薙 仁一郎	千葉市社会福祉協議会寒川地区部会
栗田 節子	千葉市社会福祉協議会都地区部会
坂本 望	千葉市生活支援コーディネーター
佐藤 進一	中央区民生委員児童委員協議会
宍倉 和雄	千葉市社会福祉協議会蘇我地区部会
進藤 輝雄	千葉市社会福祉協議会星久喜地区部会
鈴木 茂子	千葉市社会福祉協議会新宿地区部会
鈴木 喜久	中央区町内自治会連絡協議会
○ 高橋 功	千葉市社会福祉協議会ちば中央地区部会
◎ 武井 雅光	中央区町内自治会連絡協議会
土屋 淑子	千葉市社会福祉協議会白旗台地区部会
長嶋 洋二	千葉市社会福祉協議会生浜地区部会
仲野 勢津子	あんしんケアセンター浜野
長谷川 政美	中央区町内自治会連絡協議会
村井 早苗	千葉市社会福祉協議会東千葉地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

Ⅱ（２）花見川区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和２（２０２０）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
天春 立兵	千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会
石橋 富男	社会福祉法人 栗の木
片波見 禎子	花見川区民生委員・児童委員協議会
加藤 大輔	あんしんケアセンター花園
加藤 裕二	社会福祉法人 オリーブの樹
○ 金子 建一郎	花見川区町内自治会連絡協議会
工藤 勝巳	花見川区老人クラブ連合会
藏屋 勝敏	公募
小西 啓治	千葉市社会福祉協議会犢橋地区部会
齋藤 郷	千葉市社会福祉協議会こてはし台地区部会
清水 葉子	千葉市社会福祉協議会畑地区部会
杉山 初江	千葉市社会福祉協議会幕張本郷中学校区地区部会
鈴木 季代子	千葉市社会福祉協議会検見川地区部会
鈴木 恵子	千葉市社会福祉協議会さつきが丘・宮野木台地区部会
鈴木 幸正	千葉市社会福祉協議会幕張・武石地区部会
友利 三雄	千葉市社会福祉協議会天戸中学校区地区部会
中垣 薫	花見川区町内自治会連絡協議会
長島 勝平	千葉市社会福祉協議会花見川第２地区部会
蜂巢 昭	千葉市社会福祉協議会こてはし台中学校区地区部会
◎ 原田 雅男	花見川区町内自治会連絡協議会
藤代 武治	花見川区町内自治会連絡協議会
宮川 悦夫	花見川区民生委員・児童委員協議会
吉松 美津代	千葉西ケアマネージャー事務所

◎ 委員長 ○ 副委員長

【令和３（２０２１）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
石橋 富男	社会福祉法人 栗の木
岡久 繁興	千葉市社会福祉協議会花見川地区部会
片波見 禎子	花見川区民生委員・児童委員協議会
加藤 裕二	社会福祉法人 オリーブの樹
○ 金子 建一郎	花見川区町内自治会連絡協議会
川上 利泰	千葉市身体障害者連合会
工藤 勝巳	花見川区老人クラブ連合会
藏屋 勝敏	公募
小西 啓治	千葉市社会福祉協議会犢橋地区部会
小山 章子	あんしんケアセンター花園
齋藤 郷	千葉市社会福祉協議会こてはし台地区部会
清水 葉子	千葉市社会福祉協議会畑地区部会
鈴木 季代子	千葉市社会福祉協議会検見川地区部会
鈴木 恵子	千葉市社会福祉協議会さつきが丘・宮野木台地区部会
鈴木 幸正	千葉市社会福祉協議会幕張・武石地区部会
相馬 静代	千葉市社会福祉協議会幕張本郷中学校区地区部会
中垣 薫	花見川区町内自治会連絡協議会
長島 勝平	千葉市社会福祉協議会花見川第２地区部会
長津 一男	千葉市社会福祉協議会天戸中学校区地区部会
中村 康弘	花見川区町内自治会連絡協議会
橋立 達夫	千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会
蜂巢 昭	千葉市社会福祉協議会こてはし台中学校区地区部会
◎ 原田 雅男	花見川区町内自治会連絡協議会
宮川 悦夫	花見川区民生委員・児童委員協議会
吉松 美津代	千葉西ケアマネージャー事務所

Ⅱ（３）稲毛区支え合いのまち推進協議会

【令和２（２０２０）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
安西 由紀枝	社会福祉協議会緑・黒砂地区部会
◎ 飯田 禮子	社会福祉協議会稲毛地区部会
伊東 朋子	千葉市あんしんケアセンター天台
井村 進	社会福祉協議会稲丘地区部会
岩上 章子	認定NPO法人 コミュニティケア街ねっと
岡野 龍夫	稲毛区町内自治会連絡協議会
岡山 尚美	社会福祉協議会作草部・天台地区部会
工藤 嘉生	社会福祉協議会小中台東地区部会
坂部 京子	社会福祉協議会弥生地区部会
佐久間 文子	社会福祉協議会山王地区部会
佐藤 滋洋	地域生活支援センターふるる
○ 鈴木 金作	稲毛区町内自治会連絡協議会
布川 弘子	千葉市身体障害者連合会
長谷川 正道	社会福祉協議会緑が丘地区部会
早川 民男	稲毛区民生委員児童委員協議会
深味 肇	千葉市ボランティア連絡協議会
○ 古沢 幸子	稲毛区民生委員児童委員協議会
別所 千恵子	稲毛区老人クラブ連合会
本間 雅恵	社会福祉協議会草野地区部会
眞智 洋二	稲毛区町内自治会連絡協議会
松川 智子	千葉市手をつなぐ育成会
松原 正道	NPO法人 M&M 研究所
三石 治	社会福祉協議会小中台西地区部会
宮崎 淳子	千葉市あんしんケアセンター小仲台
茂手木 直忠	社会福祉協議会轟・穴川地区部会
森脇 清	社会福祉協議会千草台中学校地区部会

【令和３（２０２１）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
伊藤 正樹	社会福祉協議会緑が丘地区部会
○ 井村 進	社会福祉協議会稲丘地区部会
岩上 章子	認定NPO法人 コミュニティケア街ねっと
岡野 龍夫	稲毛区町内自治会連絡協議会
岡山 尚美	社会福祉協議会作草部・天台地区部会
菊池 まり	稲毛・こどものWAねっとわーく
木村 ユミ子	千葉市身体障害者連合会
工藤 和博	千葉市あんしんケアセンター園生
工藤 嘉生	社会福祉協議会小中台東地区部会
佐久間 文子	社会福祉協議会山王地区部会
◎ 鈴木 金作	稲毛区町内自治会連絡協議会
関谷 輝市	社会福祉協議会稲毛地区部会
染谷 英樹	稲毛区障害者基幹相談支援センター
○ 内藤 八洲夫	稲毛区民生委員児童委員協議会
深味 肇	千葉市ボランティア連絡協議会
古沢 幸子	稲毛区民生委員児童委員協議会
別所 千恵子	稲毛区老人クラブ連合会
星野 正子	社会福祉協議会千草台中学校地区部会
眞智 洋二	稲毛区町内自治会連絡協議会
松川 智子	千葉市手をつなぐ育成会
松原 正道	NPO法人 M&M 研究所
宮永 稔	社会福祉協議会小中台西地区部会
茂手木 直忠	社会福祉協議会轟・穴川地区部会
森 松助	社会福祉協議会草野地区部会
吉岡 加代子	社会福祉協議会緑・黒砂地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

Ⅱ（４）若葉区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和2（2020）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
飯塚 芳子	千葉市社会福祉協議会小倉地区部会
石井 和久	千葉市社会福祉協議会坂月地区部会
伊藤 正彦	社会福祉法人宝寿会 若葉泉の里
岩澤 章	千葉市あんしんケアセンター都賀
宇山 正孝	千葉市社会福祉協議会千城台東南・金親地区部会
江尻 利紀	千葉市あんしんケアセンター大宮台
大嶋 昭	地域福祉活動者
小川 英雄	千葉市社会福祉協議会大宮地区部会
尾崎 誠明	千葉市あんしんケアセンター千城台
片桐 邦明	千葉市社会福祉協議会加曾利地区部会
菊次 英志	千葉市社会福祉協議会御成台・千城台西北地区部会
小出 岩男	千葉市社会福祉協議会桜木地区部会
小林 格	社会福祉法人 あしたば中野学園
小林 信治	千葉市社会福祉協議会更科地区部会
駒野 晴雄	千葉市社会福祉協議会白井地区部会
佐々木 武彦	若葉区町内自治会連絡協議会みつわ台（34地区）
佐藤 和恵	千葉市生活支援コーディネーター
澤口 重郎	千葉市ボランティア連絡協議会
清水 節雄	若葉区老人クラブ連合会
宝井 薫子	若葉区主任児童委員協議会
林 義則	千葉市社会福祉協議会千城小地区部会
津田 正臣	地域福祉活動者
角田 信夫	若葉区町内自治会連絡協議会千城台西（24地区）
西村 あをい	東京情報大学
縫部 隆彦	千葉市社会福祉協議会結・みつわ台地区部会
平井 敏一	植草学園大学
藤川 徳治郎	若葉区民生委員・児童委員協議会
布施 正勝	地域福祉活動者
前田 一	若葉区町内自治会連絡協議会 白井（17地区）
真鍋 信枝	千葉市社会福祉協議会 若松地区部会
矢嶋 富美子	千葉市あんしんケアセンター桜木
飯原 優	千葉市社会福祉協議会 貝塚地区部会
山内 興明	千葉市社会福祉協議会 都賀地区部会
山本 彰博	千葉市あんしんケアセンターみつわ台

【令和3（2021）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
飯塚 芳子	千葉市社会福祉協議会小倉地区部会
石井 和久	千葉市社会福祉協議会坂月地区部会
伊藤 正彦	社会福祉法人宝寿会 若葉泉の里
岩澤 章	千葉市あんしんケアセンター都賀
宇山 正孝	千葉市社会福祉協議会千城台東南・金親地区部会
江尻 利紀	千葉市あんしんケアセンター大宮台
大嶋 昭	地域福祉活動者
小川 英雄	千葉市社会福祉協議会大宮地区部会
○ 尾崎 誠明	千葉市あんしんケアセンター千城台
片桐 邦明	千葉市社会福祉協議会加曾利地区部会
菊次 英志	千葉市社会福祉協議会御成台・千城台西北地区部会
小出 岩男	千葉市社会福祉協議会桜木地区部会
小林 格	社会福祉法人 あしたば中野学園
小林 信治	千葉市社会福祉協議会更科地区部会
駒野 晴雄	千葉市社会福祉協議会白井地区部会
佐々木 武彦	若葉区町内自治会連絡協議会みつわ台（34地区）
佐藤 和恵	千葉市生活支援コーディネーター
澤口 重郎	千葉市ボランティア連絡協議会
清水 節雄	若葉区老人クラブ連合会
宝井 薫子	若葉区主任児童委員協議会
田中 重昂	千葉市社会福祉協議会千城小地区部会
◎ 津田 正臣	地域福祉活動者
角田 信夫	若葉区町内自治会連絡協議会千城台西（24地区）
○ 縫部 隆彦	千葉市社会福祉協議会結・みつわ台地区部会
平賀 洋一	植草学園大学
○ 藤川 徳治郎	若葉区民生委員・児童委員協議会
布施 正勝	地域福祉活動者
細川 満子	東京情報大学
前田 一	若葉区町内自治会連絡協議会 白井（17地区）
真鍋 信枝	千葉市社会福祉協議会 若松地区部会
矢嶋 富美子	千葉市あんしんケアセンター桜木
山井 博	千葉市社会福祉協議会 貝塚地区部会
山内 興明	千葉市社会福祉協議会 都賀地区部会
山本 彰博	千葉市あんしんケアセンターみつわ台

◎ 委員長 ○ 副委員長

Ⅱ（５）緑区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和２（２０２０）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
石本 春樹	特別養護老人ホーム ときわ園
伊東 優子	千葉市社会福祉協議会おゆみ野地区部会
大槻 勝三	誉田地区町内自治会連絡協議会
◎ 岡本 博幸	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
鴨 省次郎	千葉市精神障害者南地域家族会
小林 正継	社会福祉法人 くちなし
小山 義春	椎名地区町内自治会連絡協議会
笹塚 幸子	千葉市民生委員・児童委員協議会
茂田 義明	千葉市社会福祉協議会土気地区部会
篠崎 敏夫	千葉市社会福祉協議会誉田地区部会
篠原 重樹	おゆみ野地区町内自治会連絡協議会
高橋 友和	千葉市あんしんケアセンター鎌取
○ 田宮 妙子	おゆみ野女性の会
野崎 芳治	土気地区町内自治会連絡協議会
廣田 健次	千葉市身体障害者連合会
布施 成章	千葉市あんしんケアセンター土気
本田 英作	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
松戸 照彦	おゆみ野泉谷自治会
宮崎 勝寛	千葉市あんしんケアセンター誉田
茂庭 正昭	緑区老人クラブ連合会
山岡 功平	社会福祉法人 ワーナーホーム
吉田 暢	千葉市民生委員・児童委員協議会

【令和３（２０２１）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
石本 春樹	特別養護老人ホーム ときわ園
大槻 勝三	誉田地区町内自治会連絡協議会
◎ 岡本 博幸	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
鴨 省次郎	千葉市精神障害者南地域家族会
小林 正継	社会福祉法人 くちなし
小山 義春	椎名地区町内自治会連絡協議会
笹塚 幸子	千葉市民生委員・児童委員協議会
茂田 義明	千葉市社会福祉協議会土気地区部会
篠崎 敏夫	千葉市社会福祉協議会誉田地区部会
篠原 重樹	おゆみ野地区町内自治会連絡協議会
高橋 友和	千葉市あんしんケアセンター鎌取
○ 田宮 妙子	おゆみ野女性の会
野口 照夫	千葉市社会福祉協議会おゆみ野地区部会
野崎 芳治	土気地区町内自治会連絡協議会
廣田 健次	千葉市身体障害者連合会
布施 成章	千葉市あんしんケアセンター土気
本田 英作	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
松戸 照彦	おゆみ野泉谷自治会
宮崎 勝寛	千葉市あんしんケアセンター誉田
茂庭 正昭	緑区老人クラブ連合会
山岡 功平	社会福祉法人 ワーナーホーム
吉田 暢	千葉市民生委員・児童委員協議会

◎ 委員長 ○ 副委員長

Ⅱ（６）美浜区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和2（2020）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
相原 洋	千葉市あんしんケアセンター真砂
池田 孝子	社会福祉協議会稲毛海岸地区部会
伊藤 正昭	社会福祉協議会打瀬地区部会
加藤 高明	美浜区町内自治会連絡協議会稲浜中学校区
金澤 英昭	千葉市身体障害者連合会
久保田 寅英	美浜区町内自治会連絡協議会真砂中学校区
小谷 健	美浜区町内自治会連絡協議会磯辺中学校区
小林 二郎	美浜区民生委員児童委員協議会
信太 敬三	千葉市ボランティア連絡協議会
鈴木 孝子	美浜区町内自治会連絡協議会高洲第一中学校区
鈴木 俊男	社会福祉協議会幸町一丁目地区部会
十川 勝美	社会福祉協議会高洲・高浜地区部会
外山 金嘉	社会福祉協議会幸町2丁目地区部会
高薄 達男	千葉市あんしんケアセンター高洲
田中 利武	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第二中学校区
遠山 孝行	美浜区町内自治会連絡協議会打瀬中学校区
直井 哲男	美浜区民生委員児童委員協議会
長岡 正明	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第一中学校区
中村 信子	千葉市あんしんケアセンター幸町
成田 英雄	社会福祉協議会真砂地区部会
東村 千栄子	千葉市あんしんケアセンター磯辺
平野 悦子	社会福祉協議会幕張西地区部会
別所 康宏	社会福祉協議会磯辺地区部会
町田 佳景	美浜区老人クラブ連合会
森 君江	美浜区町内自治会連絡協議会幕張西中学校区

【令和3（2021）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
相原 洋	千葉市あんしんケアセンター真砂
○ 池田 孝子	社会福祉協議会稲毛海岸地区部会
伊藤 正昭	社会福祉協議会打瀬地区部会
加藤 高明	美浜区町内自治会連絡協議会稲浜中学校区
金澤 英昭	千葉市身体障害者連合会
川畑 利博	社会福祉協議会幸町一丁目地区部会
久保田 寅英	美浜区町内自治会連絡協議会真砂中学校区
小谷 健	美浜区町内自治会連絡協議会磯辺中学校区
小林 二郎	美浜区民生委員児童委員協議会
信太 敬三	千葉市ボランティア連絡協議会
鈴木 孝子	美浜区町内自治会連絡協議会高洲・高浜中学校区
十川 勝美	社会福祉協議会高洲・高浜地区部会
高薄 達男	千葉市あんしんケアセンター高洲
田中 利武	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第二中学校区
遠山 孝行	美浜区町内自治会連絡協議会打瀬中学校区
直井 哲男	美浜区民生委員児童委員協議会
◎ 長岡 正明	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第一中学校区
長瀬 安男	社会福祉協議会幸町2丁目地区部会
中村 信子	千葉市あんしんケアセンター幸町
東村 千栄子	千葉市あんしんケアセンター磯辺
平野 悦子	社会福祉協議会幕張西地区部会
別所 康宏	社会福祉協議会磯辺地区部会
町田 佳景	美浜区老人クラブ連合会
森 君江	美浜区町内自治会連絡協議会幕張西中学校区
吉川 英朗	社会福祉協議会真砂地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

Ⅲ 掲載事業一覧（第5章 市の取組み）

● 施策の展開（第5章 市の取組み）

Ⅰ 地域の支え合いの力を高める

主要施策(1)コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
1	生活支援体制の充実	地域包括ケア推進課	再掲No93,122,134
2	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	地域福祉課	再掲No92,94,123,135
主要施策(2)地域福祉活動におけるオンラインの活用支援			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
3	スマホ講座の開催	スマートシティ推進課	
主要施策(3)地域づくりに向けた支援			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
4	区地域活性化支援事業	各区地域振興課	
5	地域運営委員会の支援	市民自治推進課	
6	ボランティア活動補償制度	市民自治推進課	
7	地区部会活動の支援	地域福祉課	
8	いきいき活動外出支援事業	高齢福祉課	
9	子育てサークルの支援	健康支援課	
主要施策(4)地域づくりの担い手、リーダーの育成			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
10	ちばし地域づくり大学校	高齢福祉課	
11	認知症サポーター養成講座	地域包括ケア推進課	
12	シニアリーダー講座	健康推進課	
13	介護支援ボランティア制度の運用	介護保険管理課	
14	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	障害福祉サービス課	
15	精神保健福祉ボランティア養成講座	こころの健康センター	
16	ボランティア活動の促進	地域福祉課	再掲No82
17	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	国際交流課	
18	社会福祉セミナー	地域福祉課	
19	民生委員協力員	地域福祉課	
20	生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	生涯学習振興課	
21	応急手当普及啓発事業	救急課	
主要施策(1)居場所(通いの場)の拡充			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
22	認知症カフェ設置促進	地域包括ケア推進課	
23	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業	高齢福祉課	再掲No43
24	ひきこもりサポート(居場所団体への助成)	精神保健福祉課	
25	こどもの居場所づくり	こども企画課	
26	放課後子ども教室推進事業	生涯学習振興課	
主要施策(2)地域福祉活動の拠点確保			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
27	社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進	地域福祉課	
		高齢福祉課	
		介護保険事業課	
28	地域づくり拠点としての公民館の活用	生涯学習振興課	
29	空き家の有効活用事業	住宅政策課	
30	学校施設開放	学校施設課	

資料編【Ⅲ 掲載事業一覧（第5章 市の取組み）】

3 介護予防・健康づくり、生きがいづくり	主要施策(1)介護予防・健康づくり			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	31	健康づくり事業	健康推進課	
	32	ヘルスサポーターの養成	健康推進課	
	33	食生活改善推進員の養成	健康推進課	
	34	各区の特色に応じた運動に関する講習会等の実施	健康推進課	
	35	障害者スポーツ大会等の開催	障害者自立支援課	
	36	学校体育施設開放事業	スポーツ振興課	
	37	ちばしパラスポーツコンシェルジュ	スポーツ振興課	
	38	千葉県パラスポーツ振興補助金	スポーツ振興課	
	主要施策(2)生きがいづくり			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	39	生涯現役応援センター	高齢福祉課	
	40	シルバー人材センター	高齢福祉課	
41	老人クラブの育成	高齢福祉課		
42	いきいきプラザ・いきいきセンター(老人福祉センター)の管理運営	高齢福祉課		
4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	主要施策(1)生活支援サービスの拡充			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	43	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業	高齢福祉課	再掲No23
	44	高齢者等ごみ出し支援事業	高齢福祉課	
	45	高齢者に対する外出支援	高齢福祉課	
	46	地域見守り活動支援事業	高齢福祉課	再掲No50
	47	福祉有償運送支援事業	高齢福祉課	
	48	千葉市の生活支援サイトの充実	地域包括ケア推進課	
	49	ファミリー・サポート・センター事業	幼保支援課	
	主要施策(2)地域見守り体制の充実			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	50	地域見守り活動支援事業	高齢福祉課	再掲No46
	51	民間企業と連携した高齢者の見守り支援	高齢福祉課	
	52	徘徊高齢者SOSネットワーク事業	地域包括ケア推進課	
	53	学校セーフティウォッチ	学事課	
	54	民生委員・児童委員活動への支援	地域福祉課	
	55	孤独死防止通報制度の運用	地域福祉課	
	主要施策(3)防犯体制の強化			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	56	市民防犯活動の支援	地域安全課	
	57	地域防犯ネットワークの推進	地域安全課	
	58	防犯ウォーキングの推進	各区地域振興課	
	59	こども110番のいえ	健全育成課	
	60	くらしの巡回講座・連携事業	消費生活センター	
主要施策(4)災害に備える地域づくり				
NO.	事業・施策名	担当課	備考	
61	避難所運営委員会の設立育成	防災対策課		
62	自主防災組織の育成	防災対策課		
63	防災アドバイザー派遣	防災対策課		
64	防災知識の普及啓発	防災対策課		
65	避難行動要支援者の支援体制	防災対策課		
66	災害時におけるボランティア体制の整備	地域福祉課		
67	交通安全総点検	各区地域振興課		

主要施策(1)福祉教育の推進			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
68	福祉教育の推進	地域福祉課	
69	学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育	教育指導課	
70	福祉講話の実施	障害者自立支援課	
71	青少年育成事業	健全育成課	
主要施策(2)啓発活動の推進			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
72	認知症への理解の促進	地域包括ケア推進課	
73	認知症介護研修	地域包括ケア推進課	
74	障害者差別解消の推進	障害者自立支援課	
75	障害者への情報保障	障害者自立支援課	
76	障害者週間における啓発活動	障害者自立支援課	
77	身体障害者連合会への支援	障害者自立支援課	
78	児童福祉週間における啓発活動	こども家庭支援課	
79	青少年育成委員会への支援	健全育成課	
80	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	地域福祉課	
		高齢福祉課	
		市民自治推進課	
		国際交流課	
81	ボランティアに関する情報の発信	地域福祉課	
		市民自治推進課	
		国際交流課	
		生涯学習振興課	
82	ボランティア活動の促進	地域福祉課	再掲No16
83	地域福祉に関する情報提供	地域福祉課	
84	市政出前講座	広報広聴課	
85	交通安全対策	地域安全課	
86	人権週間等における人権啓発活動	男女共同参画課	
Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する			
主要施策(1)包括的な相談支援体制の構築			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
87	包括的相談支援体制の構築	地域福祉課	再掲No96,136
88	相談支援機関向けコンシェルジュ	地域福祉課	
89	地域ケア会議の充実	地域包括ケア推進課	再掲No125
90	生活自立・仕事相談センターの充実	保護課	再掲No109
91	子ども家庭総合支援拠点事業	こども家庭支援課	
主要施策(2)コミュニティソーシャルワーク機能の強化			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
92	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	地域福祉課	再掲No2,94,123,135
主要施策(3)地域の居場所(通いの場)へのアウトリーチの拡充			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
93	生活支援体制の充実	地域包括ケア推進課	再掲No1,122,134
94	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	地域福祉課	再掲No2,92,123,135
95	地域リハビリテーション活動支援事業	健康推進課	
主要施策(4)サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくりへの支援			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
96	包括的相談支援体制の構築	地域福祉課	再掲No87,136
97	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	生涯学習振興課	

資料編【Ⅲ 掲載事業一覧（第5章 市の取組み）】

2 生きづらさを抱えている人への支援	主要施策(1)生活のしづらさを抱えている方々への対応			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	98	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業	精神保健福祉課	
	99	ひきこもり地域支援センターの充実	精神保健福祉課	
	100	精神障害者家族会への支援	精神保健福祉課	
	101	依存症者を支援する民間団体への助成	精神保健福祉課	
	102	依存症者等への支援推進	精神保健福祉課	
	103	障害者福祉団体への支援	障害者自立支援課	
	104	就労定着支援	障害福祉サービス課	
	105	重度訪問介護利用者の大学就学支援	障害福祉サービス課	
	106	LGBT専用相談窓口の設置	男女共同参画課	
	主要施策(2)自死(自殺)対策			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	107	ゲートキーパーの養成	こころの健康センター	
	108	自殺予防に向けた意識啓発	精神保健福祉課	
	主要施策(3)生活困窮者自立支援の促進			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	109	生活自立・仕事相談センターの充実	保護課	再掲No91
	主要施策(4)子どもの貧困への対応			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
110	子どもの貧困対策総合コーディネート事業(子どもナビゲーター)	こども家庭支援課		
主要施策(5)住宅確保要配慮者に対する支援				
NO.	事業・施策名	担当課	備考	
111	住宅確保要配慮者への円滑入居支援	住宅政策課		
112	居住支援協議会	住宅政策課		
主要施策(6)再犯防止の推進				
NO.	事業・施策名	担当課	備考	
113	地方再犯防止推進計画の策定	地域福祉課		
114	保護司の活動支援	地域福祉課		
3 虐待防止・権利擁護	主要施策(1)虐待防止			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	115	高齢者虐待への対応	地域包括ケア推進課	
	116	障害者虐待への対応	障害者自立支援課	
	117	児童虐待・DVへの対応	こども家庭支援課 児童相談所	
	118	児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発活動	こども家庭支援課 児童相談所 男女共同参画課	
	主要施策(2)権利擁護			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	119	日常生活自立支援事業への支援	地域福祉課	
	120	法人後見事業への支援	地域福祉課	
121	未成年後見制度の利用促進	こども家庭支援課 児童相談所		

Ⅲ 社会資源の創出を促進する				
1 多 様 な 主 体 と の 連 携	主要施策(1) 社会福祉法人の公益的な取組の促進			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	122	生活支援体制の充実	地域包括ケア推進課	再掲No1,93,134
	123	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	地域福祉課	再掲No2,92,94,135
	124	社会福祉法人の公益的な取組みの促進	地域福祉課	
	主要施策(2) 企業、学校、NPOなど多様な主体との連携の促進			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	125	地域ケア会議の充実	地域包括ケア推進課	再掲No89
	126	在宅医療・介護連携センターの運営	在宅医療・介護連携支援センター	
	127	多職種連携の推進	在宅医療・介護連携支援センター	
	128	エンディングサポート(終活支援)事業	在宅医療・介護連携支援センター	
	129	保育所(園)・認定こども園地域活動事業	幼保運営課	
	130	学校と地域の連携・協働体制の整備事業	学事課	
	131	公益活動団体の連携促進	市民自治推進課	
	132	民間企業等との連携	政策調整課 経済企画課	
	133	コミュニティビジネスの支援	産業支援課	
	134	生活支援体制の充実	地域包括ケア推進課	再掲No1,93,122
	135	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	地域福祉課	再掲No2,92,94,123
	主要施策(3) 新たなプラットフォームの形成			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
136	包括的相談支援体制の構築	地域福祉課	再掲No87,96	

IV 保健福祉相談窓口一覧

■保健・福祉の総合相談

保健・福祉サービスを必要とする方に適切なサービスを提供するためには、その方の健康状態や身体状況、生活の状態等を総合的な視点からとらえ、その方の意思を尊重しながら、各種のサービスを必要に応じて組み合わせせていくきめ細かな対応が必要です。

すべての市民が、必要ときに適切な保健・福祉サービスを、地域に暮らしながら利用できるように、保健福祉センターを拠点として、各区単位のサービスを提供しています。

1 保健福祉センター

(1) 高齢障害支援課

高齢者・障害者等の各種の相談を受け、必要に応じた援助や施設入所等の事務を行っています。

- 高齢支援班・・・高齢福祉に係る各種相談を受け、必要に応じた援助や指導を行うほか、民生委員・児童委員に関することを担当します。
- 障害支援班・・・身体・知的障害者（児）（精神については健康課）の相談を受け、必要に応じた援助や指導を行います。
- 介護保険室・・・介護保険制度に関する相談や要介護認定等の申請を受け、必要に応じてサービスの利用に向けた助言や指導を行います。

(2) こども家庭課

児童及び家庭に関する相談や子育て支援（ひとり親家庭支援含む）に関する各種手当・医療費助成の申請、保育所・子どもルームの利用に関する手続きを行います。

(3) 社会援護課

生活に困っている方に対して相談及び助言を行うとともに、生活保護による各種の援助及び自立のための支援を行っています。

- 社会給付班・・・生活保護費や住居確保給付金、戦没者遺族等の給付等に関することを行います。
- 保護班・・・生活保護や中国残留邦人等に関する相談を受け、必要に応じた援助、指導等を行います。

(4) 健康課

健康・精神保健・難病に関する相談や各種申請等の受け付けをしています。

- すこやか親子班・・・乳幼児の健康診査・育児支援等に関することを行います。
- 健康づくり班・・・健康教育・健康相談・介護予防等に関することを行います。
- こころと難病の相談班・・・精神保健福祉相談・難病相談等に関することを行います。

所在地	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜
	中央区中央 4-5-1	花見川区瑞穂 1-1	稲毛区穴川 4-12-4	若葉区貝塚 2-19-1	緑区鎌取町 226-1	美浜区真砂 5-15-2
高齢障害支援課	高齢支援班 ☎ 221-2150 障害支援班 ☎ 221-2152 介護保険室 ☎ 221-2198 FAX 221-2602 ☒koreishogai.CHU@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 275-6425 障害支援班 ☎ 275-6462 介護保険室 ☎ 275-6401 FAX 275-6317 ☒koreishogai.HAN@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 284-6141 障害支援班 ☎ 284-6140 介護保険室 ☎ 284-6242 FAX 284-6193 ☒koreishogai.INA@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 233-8558 障害支援班 ☎ 233-8154 介護保険室 ☎ 233-8264 FAX 233-8251 ☒koreishogai.WAK@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 292-8138 障害支援班 ☎ 292-8150 介護保険室 ☎ 292-9491 FAX 292-8276 ☒koreishogai.MID@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 270-3505 障害支援班 ☎ 270-3154 介護保険室 ☎ 270-4073 FAX 270-3281 ☒koreishogai.MIH@city.chiba.lg.jp
こども家庭課	☎ 221-2149 FAX 221-2606 ☒kodomokatei.CHU@city.chiba.lg.jp	☎ 275-6421 FAX 275-6318 ☒kodomokatei.HAN@city.chiba.lg.jp	☎ 284-6137 FAX 284-6182 ☒kodomokatei.INA@city.chiba.lg.jp	☎ 233-8150 FAX 233-8178 ☒kodomokatei.WAK@city.chiba.lg.jp	☎ 292-8137 FAX 292-8284 ☒kodomokatei.MID@city.chiba.lg.jp	☎ 270-3150 FAX 270-3291 ☒kodomokatei.MIH@city.chiba.lg.jp
社会援護課	第一課社会給付班 ☎ 221-2147 第一課保護第一班 ☎ 221-2154 第一課保護第二班 ☎ 221-2155 第一課保護第三班 ☎ 221-2156 第一課保護第四班 ☎ 221-2550 FAX 221-2164	社会給付班 ☎ 275-6416 保護第一班 ☎ 275-6471 保護第二班 ☎ 275-6420 保護第三班 ☎ 275-6490 保護第四班 ☎ 275-0091 FAX 275-6904	社会給付班 ☎ 284-6135 保護第一班 ☎ 284-6136 保護第二班 ☎ 284-6142 保護第三班 ☎ 284-6143 保護第四班 ☎ 284-6143 FAX 284-6153	第一課社会給付班 ☎ 233-8148 第一課保護第一班 ☎ 233-8156 第一課保護第二班 ☎ 233-8157 第一課保護第三班 ☎ 233-8208 FAX 233-8170 ☒shakaiengo1.WAK@city.chiba.lg.jp	社会給付班 ☎ 292-8135 保護第一班 ☎ 292-8152 保護第二班 ☎ 292-8136 保護第三班 ☎ 292-8153 FAX 292-8162 ☒shakaiengo.MID@city.chiba.lg.jp	社会給付班 ☎ 270-3148 保護第一班 ☎ 270-1223 保護第二班 ☎ 270-3149 FAX 270-3195 ☒shakaiengo.MIH@city.chiba.lg.jp

所在地	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜
	中央区中央 4-5-1	花見川区瑞穂 1-1	稲毛区穴川 4-12-4	若葉区貝塚 2-19-1	緑区鎌取町 226-1	美浜区真砂 5-15-2
	☒shakaiengo1.CHU@city.chiba.lg.jp 第二課保護第一班 ☎ 221-2066 第二課保護第二班 ☎ 221-2067 第二課保護第三班 ☎ 221-2068 第二課保護第四班 ☎ 221-2017 FAX 221-2164 ☒shakaiengo2.CHU@city.chiba.lg.jp	☒shakaiengo.HAN@city.chiba.lg.jp	☒shakaiengo.INA@city.chiba.lg.jp	第二課保護第一班 ☎ 233-8158 第二課保護第二班 ☎ 233-8149 第二課保護第三班 ☎ 233-8199 第二課保護第四班 ☎ 233-8180 FAX 233-8170 ☒shakaiengo2.WAK@city.chiba.lg.jp		
健康課	すこやか親子班 ☎ 221-2581 健康づくり班 ☎ 221-2582 こころと難病の相談班 ☎ 221-2583 FAX 221-2590 ☒kenko.CHU@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 275-6295 健康づくり班 ☎ 275-6296 こころと難病の相談班 ☎ 275-6297 FAX 275-6298 ☒kenko.HAN@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 284-6493 健康づくり班 ☎ 284-6494 こころと難病の相談班 ☎ 284-6495 FAX 284-6496 ☒kenko.INA@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 233-8191 健康づくり班 ☎ 233-8714 こころと難病の相談班 ☎ 233-8715 FAX 233-8198 ☒kenko.WAK@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 292-2620 健康づくり班 ☎ 292-2630 こころと難病の相談班 ☎ 292-5066 FAX 292-1804 ☒kenko.MID@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 270-2213 健康づくり班 ☎ 270-2221 こころと難病の相談班 ☎ 270-2287 FAX 270-2065 ☒kenko.MIH@city.chiba.lg.jp

2 保健福祉総合相談

保健や福祉に関する相談を受け、内容に応じ関係各課等に引き継ぎをするなど、利用者のニーズに対応した保健福祉サービスの利用をサポートします。

○受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

☎ 245-5721 FAX 245-5620 ☒fukushi-soudan@city.chiba.lg.jp

3 保健所

保健所は、公衆衛生の向上を図るため、広域的・専門的・技術的に全市的な対応が必要とされる感染症対策等の対人保健サービス、食品衛生、環境衛生、医務・薬務等における監視及び指導等の対物保健サービスを実施する総合拠点として、設置されています。

○所在地：美浜区幸町 1-3-9

保健所総務課	感染症対策課	食品安全課	環境衛生課
総務班 ☎ 238-9920 医務班 ☎ 238-9921 薬務班 ☎ 238-9967 FAX 203-5251 ☒somu.PHO@city.chiba.lg.jp	結核感染症班 ☎ 238-9974 予防接種班 ☎ 238-9941 FAX 238-9932 ☒kansensho.PHO@city.chiba.lg.jp	食品指導班 ☎ 238-9934 食品監視班 ☎ 238-9935 食品調査班 ☎ 238-9937 管理栄養班 ☎ 238-9924 市場・食鳥監視室 ☎ 238-9959 FAX 238-9936 ☒shokuhin.PHO@city.chiba.lg.jp	営業指導班 ☎ 238-9939 施設指導班 ☎ 238-9940 FAX 238-9945 ☒kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp

4 心配ごと相談所

民生委員・児童委員を主体とした相談員が、面接・電話により広く市民の日常生活上の相談に応じて、適切な助言を行います。千葉市社会福祉協議会の中に設置されています。

○受付時間：月～金曜日 10:00～15:00（祝日・年末年始を除く）

○所在地：中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ 1 階

☎ 209-8860 FAX 312-2442 ☒info@chiba-shakyo.jp

5 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて、市長の推薦により厚生労働大臣から委嘱されており、その職務は、社会奉仕の精神をもって生活困窮者のほか高齢者、児童、障害者等で援護を必要とする方々の相談・援助にあたり、保健福祉センターや児童相談所等の関係行政機関に対して協力することとされています。なお、民生委員は児童福祉法に定められた児童委員を兼ねています。

本市の定数は、令和 3(2021)年 9 月 1 日現在で 1,520 人(うち主任児童委員 156 人)です。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齡障害支援課 (P-176 -)]

6 千葉市こころと命の相談室

仕事・育児・介護などで時間的に制約の多い世代の方が相談しやすいよう、自殺予防の相談窓口を平日の夜間及び土日の日中に開設しています。

職場や家庭の人間関係、生活の不安などについて、産業カウンセラー等の専門相談員が相談に応じます。

○相談日時：毎週月、金曜日 18:00～21:00（祝日・年末年始を除く）

月2回 土曜日 10:00～13:00、月1回 日曜日 10:00～13:00

○所在地：中央区新町18-12 第八東ビル501号室

予約枠と当日相談枠を設けています。平日の9:30～16:30に下記にて予約を受け付けています。

☎ 216-3618 ☒ chibacocoro@co-higashikanto.jp

7 千葉市ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にある方およびその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談、支援を行います。電話、来所による相談のほか、ご家庭等への訪問や同行も可能です。

○開所時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

○所在地：美浜区高浜2-1-16 千葉市こころの健康センター内

☎ 204-1606 Fax 204-1607

8 千葉市生活自立・仕事相談センター

様々な理由により生活に困りごとを抱えている地域住民に寄り添い、経済的・社会的自立に向けた支援を行っています。

○相談日時(共通)：月～金曜日 8:30～17:30（祝日・年末年始を除く）

○千葉市生活自立・仕事相談センター中央

所在地：中央区中央4-5-1 きぼーる15階 中央保健福祉センター

☎ 202-5563 Fax 221-3370 ☒ soudan-chu@chiba-shakyo.jp

○千葉市生活自立・仕事相談センター花見川

所在地：花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1階

☎ 307-6765 Fax 307-6766 ☒ hanamigawa-soudan@uwnchiba.net

○千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛

所在地：稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター1階

☎ 207-7070 Fax 207-7072 ☒ soudan@jigyoudan.com

○千葉市生活自立・仕事相談センター若葉

所在地：若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階

☎ 312-1723 Fax 312-6403 ☒ wakaba@jigyoudan.com

○千葉市生活自立・仕事相談センター緑

所在地：緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター2階

☎ 293-1133 Fax 291-1899 ☒ midori@npo-link.jp

9 子どもナビゲーター

子どもたちが夢と希望を持って成長していける「誰も置き去りにしない社会」を実現していくため、子どもナビゲーターを配置し、関係機関が連携しながら家庭環境等から基本的な生活習慣が身に付いていない子どもとその家庭に寄り添い、生活習慣や生活環境の改善を直接働きかけるとともに、各種の支援につなげます。

○相談日時(共通)：月～金曜日 8:30～17:30（祝日・年末年始を除く）

○中央保健福祉センター 所在地：中央区中央4-5-1 きぼーる15階 ☎ 222-0877

○花見川保健福祉センター 所在地：花見川区花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1階

☎080-7283-9128

○稲毛保健福祉センター 所在地：稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター1階 ☎ 222-8582

○若葉保健福祉センター 所在地：若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階 ☎ 308-3988

■ 高齢者の相談

1 あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、介護・福祉・健康・医療に関する様々な相談に応じるほか、権利擁護に関する相談業務等を行います。

なお、お住まいの地域により、担当するセンターが決まっています。詳しくは、各センターまでお問い合わせください。

○業務日時（共通）：月～土曜日 9:00～17:00（日曜日・祝日・年末年始を除く）

※緊急の場合は時間外でも電話に応じます。

あんしんケアセンター名	町丁名
東千葉：☎ 216-2131 FAX 216-2132	院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光
中央：☎ 216-2121 FAX 216-2211	旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、新田町、新町、神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、間屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町
千葉寺：☎ 208-1222 FAX 261-3209	青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町
松ヶ丘：☎ 420-8325 FAX 264-8655 白旗出張所：☎308-9811 FAX 265-8111	赤井町、今井町、今井、鶉の森町、大森町、川崎町、白旗、蘇我町、蘇我、大巖寺町、川戸町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松ヶ丘町、南町、宮崎、宮崎町、若草
浜野：☎ 305-0102 FAX 305-0108	生実町、塩田町、新浜町、浜野町、南生実町、村田町
こてはし台：☎ 258-8750 FAX 258-8751	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井4丁目、こてはし台、大日町、み春野、横戸町、横戸台
花見川：☎ 250-1701 FAX 250-1703	天戸町、柏井1丁目、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川
さつきが丘：☎ 307-3225 FAX 307-3226	懐橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台2丁目～4丁目
にれの木台：☎ 445-8012 FAX 445-8013	朝日ヶ丘1～3丁目・5丁目、西小中台、畑町、宮野木台1丁目
花園：☎ 216-2610 FAX 216-2618	朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘4丁目、検見川町、浪花町、花園町、花園、南花園、瑞穂
幕張：☎ 212-7300 FAX 212-7330	武石町、幕張町、幕張本郷
山王：☎ 304-7740 FAX 304-7743 宮野木出張所：☎ 307-9010 FAX 307-9011	柏台、小中台町、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町、宮野木町
園生：☎ 306-6881 FAX 306-6882	あやめ台、園生町
天台：☎ 284-6811 FAX 284-6866	作草部町、作草部、千草台、天台町、天台、萩台町
小仲台：☎ 307-5780 FAX 307-5781	穴川町、穴川、小仲台、轟町、弥生町
稲毛：☎ 216-2831 FAX 216-2832	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町
みつわ台：☎ 290-0120 FAX 290-0122	愛生町、高品町、殿台町、原町、東寺山町、みつわ台、源町
都賀：☎ 312-5110 FAX 312-5121	都賀、都賀の台、西都賀、若松町、若松台
桜木：☎ 214-1841 FAX 214-8787	貝塚町、貝塚、加曽利町、桜木、桜木北
千城台：☎ 236-7400 FAX 236-7401	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町
大宮台：☎ 208-1212 FAX 208-1214	五十土町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、北谷津町、古泉町、佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町
鎌取：☎ 293-6911 FAX 293-6912	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町
誉田：☎ 300-4855 FAX 292-8262	大膳野町、高田町、平川町、誉田町
土気：☎ 295-0110 FAX 205-5050	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大権町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町
真砂：☎ 278-0111 FAX 278-0115	中瀬1丁目、ひび野1丁目、真砂、若葉
磯辺：☎ 303-6530 FAX 303-6531	磯辺、打瀬、高浜5～6丁目、豊砂、中瀬2丁目、浜田、ひび野2丁目、幕張西、美浜
高洲：☎ 278-2545 FAX 278-2547	稲毛海岸、高洲、高浜1～4丁目・7丁目
幸町：☎ 301-5332 FAX 246-2420	幸町、新港

2 ちば認知症相談コールセンター

認知症の方やご家族などが気軽に利用できるコールセンターです。介護の経験者が電話で相談に応じます。

○相談日：月・火・木・土 10:00～16:00

○面接相談日：金（要予約）

○所在地：中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館5階

☎ 238-7731 プッシュ回線の固定電話(局番なし) #7100 FAX 238-7732

3 認知症疾患医療センター

認知症の方やご家族などからの医療的な相談に応じます。

相談の内容に応じて、地域の医療機関などの紹介や、鑑別診断などを行います。

○相談日：月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～15:00 ※まずは電話でご相談ください。

○所在地：中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学医学部附属病院内

☎ 226-2736、222-2256 Fax 226-2738

4 介護相談員派遣

介護相談員が、介護保険施設などの事業所を訪問し、利用者や家族の相談に応じます。

☎ 245-5256 Fax 245-5621 ✉ kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp

5 家族介護者支援センター

家族介護者（高齢者を在宅で介護している家族）が、日頃介護をしている中で困難に感じていることについて、ホームヘルパー等が分かりやすくアドバイスします。

電話で気軽にご相談いただけるほか、自宅訪問やオンライン上で介護方法（排泄介助や食事介助など）の実技を交えながら、直接アドバイスを受けることができます。

○相談日：月～金 9:00～17:00 土 10:00～13:00

○所在地：中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター4階

☎ 302-2017 Fax 242-6376 ✉ chihokyo@kfz.biglobe.ne.jp

6 生涯現役応援センター

高齢者の皆さんの生きがいの向上と社会を支える存在として活躍いただくことを目的として、就労やボランティア等地域活動のための情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行います。

○相談日：月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

○所在地：稲毛区穴川 4-12-1 稲毛区役所 2階

☎ 256-4510 Fax 256-4507

■ 障害者の相談

1 障害者相談センター

障害者相談センターとは、障害者（満 18 歳以上の身体障害者・知的障害者及び難病患者）の更生援護の利便を図るための技術的専門機関として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の両機能を併せ持った施設です。

○所在地：中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ B 棟 1階

☎ 209-8823 Fax 209-8826 ✉ shogaishasodan.HWS@city.chiba.lg.jp

業務の内容

障害者に関する専門的知識及び技術を必要とする相談・指導及び医学的・心理学的・職能的判定業務を行っています。

①補装具に関する相談・指導及び処方と適合判定

身体障害者の身体の一部の欠損、又は機能障害を補い、日常生活を容易にするために用いる補装具（義手・義足・装具・車いす・補聴器他）の支給及び修理に際し、その処方・仮合せ及び適合判定を行っています。平成 25(2013)年 4 月 1 日より難病患者（国が指定した疾患）も対象者となりました。

②自立支援医療（更生医療）給付の要否判定

身体障害者が、障害の軽減・進行の防止・機能回復のために行う治療（人工透析等）について、その給付の要否の判定を行っています。

③身体障害者手帳の交付に係る障害程度の認定と手帳の作成事務

身体障害認定基準に基づき、障害程度の審査を行い、身体障害者手帳の作成を行っています。

④療育手帳交付に係る判定と手帳の作成事務

療育手帳の交付を希望する知的障害者に対し、その障害の程度を判定するとともに療育手帳の作成事務を行っています。

⑤職親委託を希望する知的障害者に対する要否判定

生活・職業指導等を目的とする職親制度の利用を希望する知的障害者に対し、その要否判定を行っています。

2 千葉市こころの健康センター

市民の皆様の心の健康の保持増進や知識の普及、精神障害者の保健福祉の増進を図ることを目的に、各種の事業を行っています。

○所在地：美浜区高浜 2-1-16

☎ 204-1582 Fax 204-1584 ✉ kokoronokenko.HWS@city.chiba.lg.jp

業務の内容

①企画・立案

専門的立場から精神保健福祉施策を推進します。

②技術援助・技術指導

地域で精神保健福祉活動を担っている保健所・保健福祉センターなどの関係機関に対し、専門的な立場からの助言指導を行います。

③教育研修

保健所・保健福祉センター・社会復帰施設などの関係機関で精神保健福祉業務に従事する職員に対し、専門的資質向上のための研修を行います。

④普及啓発

心の健康に関する知識の普及と精神障害についての正しい理解のため、講演会・講座(精神保健福祉講演会・ボランティア講座など)を開催します。

⑤調査研究

精神保健福祉に関する資料の収集、統計及び調査を行います。

⑥精神保健福祉相談

思春期や高齢期、アルコール・薬物依存に関する問題など、心の健康に関する相談を行います。また、精神科医師による来所相談(予約制)も行います。

⑦組織育成

ボランティア組織、家族の会、当事者の会、協力事業所の会、その他精神保健福祉に関する団体などの活動を支援します。

⑧こころの電話(主に傾聴を専門に実施しています)

○受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00(休館日を除く)

○休館日：土・日曜日、祝日、年末年始

☎ 204-1583

3 精神科救急情報センター

夜間・休日を含め精神疾患の急激な発症や精神症状の急変に対応するため、24時間の相談に応じます。

☎ 276-3188

4 千葉市発達障害者支援センター

発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人、家族及び支援機関等からの発達障害に関する相談(予約制)に応じます。

○所在地：美浜区高浜 4-8-3 (療育センター内3階)

☎ 303-6088 Fax 279-1353

5 障害者福祉センター

障害者に関する各種の相談に応じるとともに、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進や、スポーツ・レクリエーションのための便宜を総合的に供与し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設で、機能訓練室、作業訓練室、ADL室等が設置されています。

○利用時間：火曜～土曜日 9:00～21:00 日曜日 9:00～17:15

○休館日：月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)、祝日、年末年始

○対象者：原則として市内在住・在勤の18歳以上の障害者、障害者団体及び福祉団体

○所在地：中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ1階

☎ 209-8779 Fax 209-8782 ✉ fukushi-c@nifty.com

6 障害者基幹相談支援センター

障害のある方が住みなれた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな相談に応じます。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。

窓口	所在地	☎	FAX
中央区基幹相談支援センター	中央区長洲 2-13-4-101	445-7733	445-7785
花見川区障害者基幹相談支援センター	花見川区畑町 591-17	239-6427	239-6428
稲毛区障害者基幹相談支援センター	稲毛区作草部 2-4-6	254-0671	290-6530
若葉区障害者基幹相談支援センター	若葉区大宮町 2112-8	312-2853	265-5405
緑区障害者基幹相談支援センター	緑区土気町 1634 土気市民センター2階	310-5532	310-7666
美浜区障害者基幹相談支援センター	美浜区真砂 2-3-1	304-5454	304-6322

7 身体障害者相談員

身体障害者(児)やその家族の方に、身近な問題について、地域で相談・助言・指導をします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齡障害支援課 (P- 176 -)]

8 知的障害者相談員

知的障害者(児)やその家族の方に、身近な問題について、地域で相談・助言・指導をします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齡障害支援課 (P- 176 -)]

9 知的障害者生活支援事業

生活支援ワーカーが家庭や職場を訪問すること等により、金銭や衣食住に関する問題の解決など、地域生活に必要な支援を行います。

窓口	所在地	☎	FAX
畑町ガーデン	花見川区畑町 577-4	271-9191、350-1550	271-9191、350-1555
中野学園	若葉区中野町 1574-31	228-6114	228-4651
やさし〜ど(中野学園)	緑区土気町 1634	205-8488	205-8488

10 障害者等住宅改造相談事業

障害者又は高齢者が居住する住宅を改造しようとする時に、専門的知識を有する者による相談を実施します。

○相談日：原則として第1・3火曜日の13:00～17:00まで(応相談)

[問い合わせ先 障害者福祉センター (P- 181 -)]

11 手話相談

聴覚障害者のために手話による専門の相談員を配置して、各種の相談に応じています。相談日は月曜日、火曜日及び金曜日です。

[問い合わせ先 中央保健福祉センター高齡障害支援課 (P- 176 -)]

12 精神保健福祉相談

専門医による精神保健福祉相談を予約制で行っています。

種類	実施場所
精神保健福祉相談	各保健福祉センター健康課、千葉市こころの健康センター
専門相談	千葉市こころの健康センター
思春期相談	
高齢者相談	
アルコール・薬物依存相談	

このほか、精神保健福祉相談員による相談を随時受け付けています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課 (P- 177 -)、千葉市こころの健康センター (P- 181 -)]

13 千葉障害者就業支援キャリアセンター

障害者の就労を支援し、また、障害者を雇用する（雇用を考えている）事業主を支援するため、就職に関する相談、センターでの訓練、職場実習、就労時の職場定着支援など、就労におけるあらゆる場面でのサポートを行います。

○所在地：美浜区新港 43
☎ 204-2385 Fax 246-7911

14 千葉障害者職業センター

就職や職場復帰を目指す障害者や障害者の雇用をしている（または雇用を考えている）事業主に対して、就職や雇用、職場定着等にかかる支援・サービスを提供しています。

○所在地：美浜区幸町 1-1-3
☎ 204-2080 Fax 204-2083 ✉ chiba-ctr@jeed.or.jp

15 障害者差別解消の相談窓口

障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害を理由とする差別については、民間事業者や主務官庁の相談窓口のほか、下記相談窓口へご相談ください。（下記相談窓口は、原則として市職員による差別に関する相談窓口です。）

☎ 245-5157 Fax 245-5549 ✉ shogaisabetsu@city.chiba.lg.jp

16 広域専門指導員による相談

障害を理由として不利益な取扱いを受けたり、障害特性に応じた合理的な配慮がなされない等、障害のある方の暮らしの中の差別に関わる様々な問題について、広域専門指導員が相談に応じます。

☎ 292-1317 Fax 291-8488

17 障害者人権 110番事業

障害者とその家族の方や関係者の方々のために、電話または来所によるご相談をお受けしております。

○所在地：中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3階
☎ 246-2282 Fax 246-2282

18 千葉市障害者虐待防止センター

障害者虐待の早期発見・早期対応のため、障害者虐待防止センター（各区保健福祉センター）を設置しています。障害者に対する虐待を発見した人は、迷わず下記のセンターまでご連絡ください（24時間受付）。

なお、通報者・届出者の情報は守られます。

区名	所在地	☎・FAX
中央区	中央区中央 4-5-1	221-2943
花見川区	花見川区瑞穂 1-1	275-2943
稲毛区	稲毛区穴川 4-12-4	284-2943
若葉区	若葉区貝塚 2-19-1	234-2943
緑区	緑区鎌取町 226-1	292-2943
美浜区	美浜区真砂 5-15-2	270-2943

■こども・子育ての相談

1 児童相談所

18歳未満のお子さんの養護・虐待・障害・非行・育成などについて相談に応じます。

専門のスタッフ（児童福祉司、児童心理司、言語聴覚士、医師など）が、必要に応じて調査・診断・指導を行います。また、定期的に児童相談所に来所する通所指導のほか、一時的に児童を保護したり、児童福祉施設等への入所（措置）も行います。そのほか、里親相談にも応じています。

○所在地：美浜区高浜 3-2-3
☎ 277-8880 Fax 278-4371 ✉ jidosodan.CFC@city.chiba.lg.jp

(1) 主な業務

ア 相談

① 来所相談

児童相談員等が、各種相談(養護相談・虐待相談・心身障害相談・非行相談・育成相談等)を受け付けます。

② 電話相談

「子ども電話相談」を設け、専門の電話相談員が相談に応じています。

○相談日時 月～金曜日 9:00～16:30 (12:00～13:00 及び祝日・年末年始を除く)

☎ 279-8080

イ 調査・診断指導

受け付けた相談に対し、児童福祉司が家庭や関係機関等を訪問し、調査・指導を行います。

また、医師や児童心理司等が専門的診断を行うとともに、必要に応じて通所指導を行います。

ウ 施設入所等

保護者がいない児童や、環境上養護を要する児童、障害のある児童等を必要に応じ児童福祉施設等へ入所させ、または里親等に委託しています。なお、世帯の課税状況により負担があります。

(2) 一時保護

家庭の事情で養育できなくなった児童や迷子、虐待を受けた児童を保護します。また、行動観察、短期入所指導等のため、一時的に児童を預かります。

2 家庭児童相談室

家庭相談員が子どもと家庭のことについて相談に応じ、問題解決のお手伝いをしています。

お子さんの学校生活、性格、習慣、家族関係、知能・ことばの遅れ、家出や夜遊びで困っているなどのお悩みを伺います。

区名	相談日	受付時間	☎	FAX
中央区	月・火・木・金曜日	9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	221-2151	221-2606
花見川区	月・水・木・金曜日		275-6445	275-6318
稲毛区	月・火・木・金曜日		284-6139	284-6182
若葉区	月・火・水・金曜日		233-8152	233-8178
緑区	月・水・木・金曜日		292-8139	292-8284
美浜区	月・火・水・金曜日		270-3153	292-8284

3 児童委員・主任児童委員

○児童委員

民生委員が兼務し、お住まいの地域で、児童・妊産婦・母子家庭などの福祉に関する悩みごとについて相談に応じます。相談内容によっては、必要に応じて、児童相談所、保健福祉センター、保健所など専門機関に取り次ぎます。

○主任児童委員

学校や児童相談所などと連携して、いじめや児童虐待、育児など児童福祉に関する事項を専門的に担当し、区域を担当する児童委員の活動に協力します。児童委員とともに、皆さんの相談役・支え役となります。

[問い合わせ先 各保健福祉センター子ども家庭課 (P- 176 -)]

4 児童家庭支援センター

学校生活、しつけ、児童虐待、非行など児童に関する様々な問題についての相談に応じます。

○児童家庭支援センター・子里

☎ 310-6001 FAX 310-6002 ✉ hibiki@tenyuukai.jp

○子ども未来サポートセンター・ほうゆう

☎ 215-2001 FAX 250-7787 ✉ kodomomirai-houyu@houyukai.or.jp

○児童家庭支援センター・旭ヶ丘

☎ 214-8633 FAX 232-1477 ✉ ja-asahigaoka@c-bethany-home.com

○児童家庭支援センター・ふたば

☎ 285-5634 FAX 255-6798 ✉ jikasen-futaba@mbr.nifty.com

5 子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業

公民館に子育てについて気軽に相談できる子育てサポーターを配置し、「子育てママのおしゃべりタイム」を実施しています。また、家庭教育アドバイザー（臨床心理士有資格者）が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。

公民館事業の日程などは、「ちば市政だより」をご覧ください。各区中核公民館へお問い合わせください。

区名	中核公民館	☎	FAX
中央	松ヶ丘公民館	261-5990	263-9280
花見川	幕張公民館	273-7522	273-6185
稲毛	小中台公民館	251-6616	256-6179
若葉	千城台公民館	237-1400	237-1401
緑	誉田公民館	291-1512	292-7487
美浜	稲浜公民館	247-8555	238-4176

6 子育て支援コンシェルジュ

保育をはじめとした子育て支援サービス全般の利用に関する相談・情報提供などを行う子育て支援コンシェルジュを各区保健福祉センターこども家庭課に配置し、相談業務等を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課 (P-176 -)]

7 地域保健推進員

地域保健推進員は、町内自治会長等の推薦を受け市長より委嘱された方で、2か月児を持つ家庭を全戸訪問し、育児に関する情報提供を行うなど、地域での子育てを支援しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課 (P-177 -)]

8 青少年サポートセンター

青少年の健全育成や非行防止のため、学校や警察などの協力のもと、相談や補導活動及び青少年のサポート事業、広報啓発活動に努めています。非行・家庭問題・不登校などの電話相談及び来所相談を受けています。

名称	☎	FAX	✉
青少年サポートセンター(中央区、全区)	227-7830	227-2892	seishonensupport.CFC@city.chiba.lg.jp
東分室(若葉区)	237-5411	237-0316	seishonensupport-higashi@city.chiba.lg.jp
西分室(美浜区、稲毛区及び花見川区の一部)	277-0007	277-9651	seishonensupport-nishi@city.chiba.lg.jp
南分室(緑区)	293-5811	293-5813	seishonensupport-minami@city.chiba.lg.jp
北分室(花見川区、稲毛区の一部)	259-1110	259-5519	seishonensupport-kita@city.chiba.lg.jp

9 子ども・若者総合相談センターLink

30歳代までのニート、不登校、引きこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者とその家族の相談に応じています。

○所在地：美浜区高浜 2-1-16 千葉市こころの健康センター内

☎ 050-3775-7007

インターネット申込：<https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba2/uketsuke/dform.do?acs=1001linksoudann>

10 養護教育センター

学習の遅れ、落ち着きがない、就学や進路等に関することで悩みをお持ちの方に教育相談を行います。

(来所相談・電話相談・医療相談・土曜教育相談)

○所在地：美浜区高浜 3-2-3

☎ 277-1199 FAX 277-1852

11 療育相談所

心身に障害あるいはその疑いのある児童に対して、早期の診断・検査・評価を行い、障害の程度、発達レベルを明らかにし、障害に応じた療育・指導を行っています。

○電話受付時間：9:00～17:15

○所在地：美浜区高浜 4-8-3

☎ 216-2401 FAX 277-0220 ✉ ryouikuiban@guitar.ocn.ne.jp

12 障害児等療育支援事業

在宅の障害児等が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、支援事業者が、訪問又は外来による療育相談や訪問健康診査を行います。

また、障害児保育を行う保育所等の職員に対し、療育に関する技術の指導を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課 (P- 176 -)、障害福祉サービス課]

13 乳幼児相談（育児相談）

乳幼児が心身ともに健やかに育つよう、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による相談を実施しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課 (P- 177 -)]

14 母子健康包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関して、保健師や助産師の専門職が面接や電話等を通じ、相談に応じるほか、保健福祉サービスの紹介を行います。

区名	所在地	相談時間	☎	FAX
中央区	中央区中央 4-5-1 きぼーる内	平日 8:30~17:30 (祝日・年末年始を除く)	221-5616	221-2590
花見川区	花見川区瑞穂 1-1		275-2031	275-6298
稲毛区	稲毛区六川 4-12-4		284-8130	284-6496
若葉区	若葉区貝塚 2-19-1		233-6507	233-8198
緑区	緑区鎌取町 226-1		292-8165	292-1804
美浜区	美浜区真砂 5-15-2		270-2880	270-2065

※いずれも各区保健福祉センター健康課内

15 発達相談

乳幼児相談、乳幼児の各健康診査などで、主に運動発達面に関して、より詳細な相談が必要なときに、小児神経科専門医による発達相談を保健所で実施しています。

☎ 238-9925 Fax 238-9946 ✉ shien.HWH@city.chiba.lg.jp

■ひとり親家庭、寡婦および女性の相談

1 母子・父子自立支援員

母子家庭、父子家庭や寡婦の方を対象に、お子さんや家庭、福祉資金の貸付のことなどについて相談に応じ、自立へのお手伝いをします。

窓口	相談日	受付時間	☎	FAX
中央保健福祉センターこども家庭課	月・火・水・金曜日	9:30~16:30 (祝日・年末年始を除く)	221-2558	221-2606
花見川保健福祉センターこども家庭課	月・火・水・金曜日		275-6445	275-6318
稲毛保健福祉センターこども家庭課	月・水・木・金曜日		284-6139	284-6182
若葉保健福祉センターこども家庭課	月・水・木・金曜日		233-8152	233-8178
緑保健福祉センターこども家庭課	月・火・木・金曜日		292-8139	292-8284
美浜保健福祉センターこども家庭課	月・火・木・金曜日		270-3153	270-3291

2 母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の母及び父の就業と自立を支援するため、専門の相談員が就労相談に応じるほか、児童扶養手当受給者等に対して、ハローワークと連携した就業支援を行っています。

また、就業に役立つ講座の受講や資格取得のための給付金についての相談も受け付けています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター母子・父子自立支援員 (P- 186 -)]

3 ひとり親家庭土日・夜間相談電話

平日や昼間に育児や生活一般に関することなどを相談する時間がない方のために、相談員が電話でお話をうかがいます。

○相談日時：土日、祝日 9:00~18:00 月~金曜日 18:00~21:00

☎ 234-3366

4 千葉市配偶者暴力相談支援センター

配偶者などからの暴力に悩んでいる方からの相談に応じています。

○相談時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:00

☎ 245-5110

5 婦人相談員

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、広く相談に応じています。

窓口	相談日	受付時間	☎	FAX
中央保健福祉センターこども家庭課	月～金曜日	9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)	221-2149	221-2606
花見川保健福祉センターこども家庭課			275-6421	275-6318
稲毛保健福祉センターこども家庭課			284-6137	284-6182
若葉保健福祉センターこども家庭課			233-8150	233-8178
緑保健福祉センターこども家庭課			292-8137	292-8284
美浜保健福祉センターこども家庭課			270-3150	270-3291

6 ハーモニー相談(女性のための相談)

女性からの相談を受け付けています。家族、職場、健康、将来、人間関係など、様々な悩みや問題について、女性相談員が応じます（要予約）。

○利用時間：火・水・木・金曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

土・日曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

☎ 209-8771

■ 権利擁護関係の相談

1 人権擁護委員による相談

差別待遇、名誉毀損、いやがらせ、いじめなど人権上の悩みごとについて、人権擁護委員が相談に応じます。

(1) 常設人権相談

○受付時間：月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

○相談方法：面接または電話

○面接場所：千葉地方法務局5階

○受付方法：面接の場合 千葉地方法務局人権擁護課 ☎ 302-1319、電話の場合 ☎ 0570-003-110(全国共通)

(2) 特設人権相談

○受付時間：毎週火曜日 10:00～15:00

○相談方法：面接

○面接場所：千葉中央コミュニティセンター2階

○受付方法：当日直接会場へ

☎ 302-1319（千葉地方法務局）

2 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

判断能力が十分ではない方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行います。

○対象：知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など

○相談窓口：千葉市成年後見支援センター（千葉市社会福祉協議会）

○受付時間：月～金曜日 9:00～17:30(祝日・年末年始を除く)

○所在地：千葉市ハーモニープラザ C棟3階

☎ 209-6000 FAX 209-6021 ✉ seinenkoken@chiba-shakyo.jp

3 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など精神上の障害によって判断能力が十分でない方を保護し、支援するため、家庭裁判所に適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選んでもらい、安心して生活ができるようにすることを目的とした制度です。

家庭裁判所に法定後見の開始の審判を申し立てることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族の方です。なお、身寄りのない方については、市町村長も申し立てることができます。

また、本市では、申立てを行った方のうち、生活保護を受けている方など低所得者については、裁判所への申立て費用や保護者への報酬を助成します。

○対象者

- ・精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が十分でない方

[問い合わせ先]

- ・高齢者の方 千葉県あんしんケアセンター（P- 176 -）
- ・障害のある方 千葉県障害者基幹相談支援センター（P- 176 -）
- ・千葉家庭裁判所 ☎ 333-5321（後見係）
- ・身寄りのない認知症高齢者の方 各保健福祉センター高齢障害支援課（P- 176 -）
- ・身寄りのない知的障害者、精神障害者の方 障害者自立支援課
☎ 245-5175 Fax 245-5549 ✉ shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp
- ・親族申立ての支援 千葉県成年後見支援センター（P- 188 -）

4 千葉県成年後見支援センター

成年後見制度に関する様々な相談に応じています。専門家による法律相談も行っています。

（法律相談は要予約）

○受付時間：月～金曜日 9:00～17:30（祝日・年末年始を除く）

○所在地：中央区千葉寺町 1208-2 千葉県ハーモニープラザC棟3階

☎ 209-6000 Fax 209-6021 ✉ seinenkoken@chiba-shakyo.jp

5 法テラス千葉

成年後見制度をはじめ、法的な相談に応じ、総合的に支援する公的機関です。

○受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

○所在地：中央区中央4-5-1 きぼーる2階

☎ 0570-078315（IP電話を使用されている方 050-3383-5381）

6 未成年後見制度

未成年後見制度とは、未成年の親権を行う者が、死亡、行方不明等でいなくなったときに裁判所が後見人を選任し、後見人が未成年者の身上援護や財産管理を行うことで、未成年者を保護する制度です。

[問い合わせ先 児童相談所（P- 183 -）]

7 千葉県社会福祉士会（権利擁護センターぱあとなあ千葉）

成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問、問い合わせ等に応じています。週2回、無料で、電話・来訪相談を行っています。

○相談日時：火・木曜日 10:00～16:00

○所在地：中央区千葉港7-1 ファーストビル千葉みなと3階 千葉県社会福祉士会事務局

☎ 238-2866 Fax 238-2867

8 千葉司法書士会（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部）

判断能力が減衰した方に対し、家庭裁判所の選任により、センター登録の司法書士が、後見人等として直接支援します。

○所在地：美浜区幸町2-2-1 千葉司法書士会館内

☎ 301-7831

9 千葉県弁護士会（高齢者・障害者支援センター）

成年後見制度・権利擁護など、法律問題全般に関する相談等を行っています。

○所在地：中央区中央 4-13-9 千葉県弁護士会館内

☎ 227-1800

10 千葉県行政書士会（一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター）

成年後見制度の相談等を行っています。

○所在地：中央区中央 4-13-10 教育会館 4 階

■ 就労に関する相談**1 千葉市自立・就労サポートセンター**

国(千葉労働局)と協働で、生活保護・児童扶養手当・住居確保給付金を受けている方、生活保護申請・相談中の方などを対象に、求人情報の提供、職業紹介及び就職までのサポートを行っています。

○千葉市自立・就労サポートセンター中央

所在地：中央区中央 4-5-1 きぼーる 11 階

☎ 223-6270 Fax 221-2200

○千葉市自立・就労サポートセンター花見川

所在地：花見川区瑞穂 1-1 花見川保健福祉センター1 階

☎・Fax 275-6633

○千葉市自立・就労サポートセンター稲毛

所在地：稲毛区穴川 4-12-1 稲毛区役所 2 階(「千葉市ふるさとハローワークいなげ」併設)

☎ 284-0860

○千葉市自立・就労サポートセンター若葉

所在地：若葉区貝塚 2-19-1 若葉保健福祉センター1 階

☎ 233-2337 Fax 233-2331

相談日時(共通)：月～金曜日 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)

2 ハローワーク

雇用に関する相談・支援、職業の相談・紹介及び雇用保険の支給等、様々な雇用サービスを行っています。

○ハローワーク千葉

所在地：美浜区幸町 1-1-3

☎ 242-1181 Fax 242-1163

○ハローワーク千葉南

所在地：中央区南町 2-16-3 海気館蘇我駅前ビル 3 階・4 階

☎ 300-8609 Fax 300-8619

3 マザーズハローワーク

子育てをしながら働きたい方や仕事と家庭を両立したい方に、総合的な就職支援を行っています。

○所在地：中央区新町 3-13 千葉 TN ビル 1 階

☎ 238-8100 Fax 238-6792

■ その他の相談

1 食生活改善推進員

食生活改善推進員（ヘルスマイト）は、千葉市が主催する養成講座を修了後、市長の委嘱を受けて、地域で食生活改善のための料理講習会等、食育活動をしています。

また、活動依頼について相談することができます。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課（P- 177 -）]

2 男性電話相談

家族、職場、生き方、人間関係、心や体などの様々な悩みや問題について、男性相談員が応じます。

○利用時間：金曜日 18:30～20:30（祝日・年末年始を除く）

☎ 209-8773（電話のみ）

3 LGBT 専用相談窓口

日常生活においてLGBT当事者やその周囲の方(家族・友人・先生・職場関係の方など)が抱える悩みなどを、相談することができます。

○利用時間：毎月第3日曜日 午後2時～午後6時

☎ 245-5440（電話のみ）

V 各種統計データ

(1) 区別データ

	全市	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	時点
総人口 (人)	976,784	210,770	176,993	157,986	148,671	130,068	152,296	R3.9.30
世帯 (世帯)	474,636	110,931	86,740	76,565	73,913	56,191	70,296	R3.9.30
要支援・要介護認定者 (人)	47,380	9,853	9,017	7,621	9,396	5,365	6,128	R3.9.30
要支援 1	7,451	1,410	1,515	1,202	1,372	675	1,277	
要支援 2	5,203	1,129	805	820	1,123	601	725	
要介護 1	12,043	2,393	2,584	1,917	2,254	1,244	1,651	
要介護 2	6,773	1,470	1,210	1,042	1,473	821	757	
要介護 3	6,089	1,354	1,059	1,025	1,259	747	645	
要介護 4	5,807	1,171	1,092	1,013	1,177	745	609	
要介護 5	4,014	926	752	602	738	532	464	
身体障害児・者 (人) ※身体障害手帳所持者数	30,141	6,179	5,389	4,946	5,275	4,234	4,118	R3.3.31
肢体不自由	14,746	3,032	2,555	2,439	2,597	2,209	1,914	
視覚障害	1,798	371	324	334	325	217	227	
聴覚・平衡機能障害	2,294	484	406	336	384	347	337	
音声・そしゃく・言語機能障害	389	74	62	72	69	59	53	
内部障害	10,914	2,218	2,042	1,765	1,900	1,402	1,587	
知的障害児・者 (人) ※療育手帳所持者数	7,441	1,428	1,351	1,217	1,414	1,055	976	R3.3.31
精神障害者 (人) ※精神障害者 保健福祉手帳所持者数	9,676	2,337	1,669	1,510	1,742	1,219	1,199	R3.3.31
指定難病受給者数 (人)	7,082	1,498	1,312	1,104	1,113	929	1,126	R3.3.31
外国人 (人)	28,530	6,471	4,816	4,119	4,116	1,686	7,322	R3.9.30
未就学児	48,593	10,738	8,154	7,906	6,700	7,682	7,413	R3.3.31
ホームレス (人)	31	10	2	0	6	3	10	R3.8.31
生活保護受給者 (人)	21,248	6,285	3,205	3,126	5,423	1,874	1,335	R3.10.1
民生委員・児童委員定数 (人)	1,520	347	284	259	247	166	217	R3.9.1
町内自治会 (団体)	1,100	234	147	187	203	161	168	R3.9.30
町内自治会加入世帯 (世帯)	288,869	62,768	58,702	49,650	41,900	29,698	46,151	R3.9.30
社協地区部会 (団体)	67	17	13	11	14	4	8	R3.9.30
社協会員加入口数 (口)	175,748	41,599	34,641	29,964	23,334	23,347	22,863	R3.3.31
老人クラブ (団体)	221	52	44	41	34	18	32	R3.10.31
老人クラブ加入者 (人)	10,426	2,374	2,056	1,642	1,776	826	1,752	R3.10.31
自主防災組織 (団体)	1,031	221	146	177	169	138	180	R3.9.30
自主防災組織加入世帯 (世帯)	285,742	61,827	55,158	49,264	39,554	28,089	51,850	R3.9.30

(2) 社協地区部会一覧 (令和3(2021)年3月31日現在)

《中央区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	都地区部会	都町
2	末広地区部会	末広、長洲2丁目、長洲1丁目の一部、千葉寺町の一部、青葉町の一部
3	ちば中央地区部会	亥鼻、本町、中央、市場町、道場南、鶴沢町、旭町、亀井町、亀岡町、葛城、東本町、長洲1丁目の一部、青葉町の一部
4	西千葉地区部会	登戸、新千葉の一部、汐見丘町、春日
5	中央地区部会	弁天、栄町、富士見、本千葉町、新町の一部、新千葉の一部
6	蘇我地区部会	蘇我、今井、若草、南町
7	白旗台地区部会	白旗、鶴の森町、今井町、大蔵寺町、花輪町、宮崎、赤井町の一部、千葉寺町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
8	松波地区部会	松波
9	松ヶ丘地区部会	松ヶ丘町の一部、仁戸名町の一部、星久喜町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
10	川戸地区部会	中央区：川戸町、仁戸名町の一部、赤井町の一部 緑区：平山町の一部
11	寒川地区部会	港町、寒川町、稲荷町
12	星久喜地区部会	矢作町、星久喜町の一部、松ヶ丘町の一部、青葉町の一部
13	生浜地区部会	村田町、浜野町、塩田町、生実町、南生実町
14	東千葉地区部会	東千葉
15	新宿地区部会	新宿、神明町、新田町、出洲港
16	中央東地区部会	祐光、椿森、道場北、院内、要町
17	千葉みなと地区部会	中央港、千葉港、問屋町

《花見川区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	検見川地区部会	検見川町、南花園2丁目の一部
2	花園地区部会	花園、花園町、浪花町、瑞穂、朝日ヶ丘4丁目、南花園1丁目、南花園2丁目の一部
3	犢橋地区部会	犢橋町、千種町、三角町
4	こてはし台中学校区地区部会	大日町、内山町、宇那谷町、横戸台、横戸町の一部、み春野
5	幕張・武石地区部会	武石町、幕張町6丁目
6	花見川地区部会	柏井町、柏井、花島町、横戸町の一部、花見川6・7街区
7	花見川第二地区部会	天戸町の一部、花見川1～5街区、8・9街区
8	朝日ヶ丘地区部会	朝日ヶ丘1～3丁目、西小中台、宮野木台の一部
9	こてはし台地区部会	こてはし台
10	天戸中学校区地区部会	長作町、長作台、作新台、天戸町の一部
11	さつきが丘・宮野木台地区部会	さつきが丘、宮野木台の一部
12	幕張本郷中学校区地区部会	幕張本郷、幕張町1丁目の一部
13	畑地区部会	畑町、朝日ヶ丘5丁目

《稲毛区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	小中台東地区部会	小中台町、園生町の一部、宮野木町の一部
2	山王地区部会	山王町、小深町、六方町、長沼原町の一部
3	轟・穴川地区部会	轟町、穴川、穴川町
4	稲毛地区部会	稲毛、稲毛町、稲毛東5～6丁目
5	稲丘地区部会	稲丘町、稲毛台町、稲毛東1～4丁目、稲毛1丁目の一部、黒砂4丁目の一部、小仲台1丁目の一部
6	千草台中学校地区部会	千草台、萩台町、天台町、天台2～6丁目
7	草野地区部会	あやめ台の一部、園生町の一部、長沼町の一部、長沼原町の一部
8	緑が丘地区部会	柏台、長沼町の一部、宮野木町の一部、園生町の一部、あやめ台の一部
9	301(作草部・天台)地区部会	作草部、作草部町、天台1丁目
10	緑・黒砂地区部会	緑町、黒砂、黒砂台1～2丁目
11	小中台西地区部会	小仲台1丁目の一部～9丁目

《若葉区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	坂月地区部会	大草町、太田町、坂月町、小倉町の一部
2	貝塚地区部会	貝塚町、貝塚2丁目
3	桜木地区部会	桜木1～8丁目、桜木北1丁目、桜木北2丁目の一部、貝塚1丁目、小倉町の一部
4	小倉地区部会	小倉台、小倉町の一部、若松町の一部
5	白井地区部会	中野町、和泉町、野呂町、川井町、五十土町、大広町、高根町、佐和町、北谷津町、中田町の一部、多部田町の一部
6	更科地区部会	古泉町、富田町、更科町、御殿町、小間子町、上泉町、下泉町、大井戸町、下田町の一部、谷当町、中田町の一部
7	御成台、千城台西・北地区部会	御成台、千城台西、千城台北、下田町の一部
8	千城台東南・金親地区部会	千城台東、千城台南、金親町
9	26地区部会	大宮台、北大宮台、大宮町の一部、多部田町の一部、緑区平山町の一部
10	若松地区部会	若松町の一部、若松台、桜木北2丁目の一部、桜木北3丁目、都賀5丁目、西都賀5丁目の一部
11	加曽利地区部会	加曽利町
12	都賀地区部会	都賀1～4丁目、西都賀1～4丁目、西都賀5丁目の一部、都賀の台
13	結・みつわ台地区部会	愛生町、殿台町、原町の一部、東寺山町、みつわ台、源町
14	千城小地区部会	大宮町の一部

《緑区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	誉田地区部会	誉田町、鎌取町、辺田町、平山町の一部、大膳野町、高田町、平川町、おゆみ野6丁目の一部、東山科町
2	椎名地区部会	大金沢町、椎名崎町、小金沢町、茂呂町、中西町、古市場町、落井町、富岡町、刈田子町
3	土気地区部会	土気町、小食土町、小山町、大椎町、板倉町、大木戸町、下大和田町、上大和田町、高津戸町、大高町、越智町、あすみが丘、大野台、あすみが丘東
4	おゆみ野地区部会	おゆみ野有吉、おゆみ野1～5丁目、おゆみ野6丁目の一部、おゆみ野中央、おゆみ野南

《美浜区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	稲毛海岸地区部会	稲毛海岸
2	幸町2丁目地区部会	幸町2丁目、新港の一部
3	幸町1丁目地区部会	幸町1丁目、新港の一部
4	高洲・高浜地区部会	高洲、高浜
5	真砂地区部会	真砂
6	磯辺地区部会	磯辺
7	幕張西地区部会	幕張西、浜田
8	打瀬地区部会	打瀬

(3) 市内施設一覧

■ 地域交流スペース等

参考第5章「市の取組み」No. 27「社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進」(P97)

【利用できる活動】①事務作業、打合せ、会議 ②サロン活動 ③体操 ④食事
⑤特に制限なし(⑥を除く) ⑥物品・機材等の保管

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、下記以外の利用条件や制限(開放中止含む)がある場合がございますので、利用にあたっては必ず事前に施設へご確認ください。

《中央区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム あかいの郷	中央区赤井町 284	10時-12時	無料	○	○	○				☎209-1511
特別養護老人ホーム 淑徳共生苑	中央区生実町 2407-1	要相談	無料	○	○					☎265-5526
特別養護老人ホーム 都苑(ケアハウス含む)	中央区川戸町2	要相談	無料					○		☎208-3850
特別養護老人ホーム 新千葉一倫荘	中央区新千葉 3-10-20	9時-17時 9時-12時 1,000円 13時-17時 1,000円 空調費 300円(半日)		○	○	○	○			☎243-0888
特別養護老人ホーム ピアポート千寿苑	中央区間屋町 6-4	9時-18時	無料	○		○				☎204-8400
特別養護老人ホーム 星久喜白山荘	中央区星久喜町 152-2	要相談	無料	○						☎209-1500
特別養護老人ホーム ローゼンヴィラはま野	中央区南生実町 461-2	10時-12時 13時-16時	無料	○	○	○				☎305-0100
特別養護老人ホーム 恵光園シャイニー中央	中央区星久喜町 36	要相談	無料	○	○	○	○			☎308-4812

《花見川区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム ゆうゆう苑	花見川区犢橋町 10	要相談	無料	○						☎215-5530
特別養護老人ホーム 一倫荘	花見川区大日町 1492-2	14時-16時	無料					○		☎257-7000
特別養護老人ホーム 花見川フェニックス	花見川区畑町 591-1	9時-17時	無料	○	○	○			○	☎213-7711
地域密着型特別養護老人ホーム きさらぎ荘	花見川区幕張町 3-2273	要相談	無料	○	○	○	○			☎273-6008
特別養護老人ホーム 桐花園(ケアハウス含む)	花見川区幕張町 3-2362-2	10時-17時	無料					○		☎213-3881
地域密着型特別養護老人ホーム 横戸ガーデン	花見川区横戸町 899-1	9時-17時	無料	○	○	○				☎047-419-7316
特別養護老人ホーム 晴山苑(ケアハウス含む)	花見川区花島町 149-1	14時-16時	無料	○	○	○	○			☎250-7351

《稲毛区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム いなげ一倫荘	稲毛区稲毛町 5-87-1	9時-17時	800円-1,300円 (半日)	○	○					☎204-8880
特別養護老人ホーム 桃花苑	稲毛区山王町 255-3	9時-17時	無料					○		☎308-3975
特別養護老人ホーム 稲毛こひつじ園	稲毛区萩台町 380-2	9時-18時	無料	○	○	○	○			☎207-5599
地域密着型特別養護老人ホーム みやのぎ荘	稲毛区宮野木町 1025-11	9時-17時	無料		○	○	○			☎255-2121
特別養護老人ホーム ソレイユ千葉北	稲毛区長沼原町 250	10時-12時 14時-17時 18時-20時	無料					○		☎286-5300
特別養護老人ホーム プラタナス	稲毛区園生町 1283-12	9時-17時	無料					○		☎290-8010
特別養護老人ホーム ハピネス稲毛	稲毛区長沼原町 847-7	9時-18時	無料	○	○		○			☎441-6004
特別養護老人ホーム とどろき一倫荘	稲毛区轟町 5-2-1	9時-17時	無料	○	○	○	○			☎307-8301

《若葉区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム 恵光園(ケアハウス含む)	若葉区大広町 252-4	10時-16時	無料	○	○	○				☎292-6220
特別養護老人ホーム 菜の花園	若葉区大宮町 1621	要相談	無料					○		☎209-9235
特別養護老人ホーム サンライズビラ	若葉区大宮町 2107	要相談	無料	○	○	○	○			☎266-2111
特別養護老人ホーム 小倉町いずみ苑	若葉区小倉町 1325-1	要相談	無料					○		☎232-2601
軽費老人ホーム(A型) はつらつの里	若葉区小間子町 4-6	要相談	無料					○		☎239-0100
特別養護老人ホーム ちば美香苑	若葉区佐和町 322-88	9時-18時 (日曜日)	無料					○		☎228-3848
特別養護老人ホーム 第2いずみ苑	若葉区中田町 1044-32	9時-18時	無料					○		☎312-1700
特別養護老人ホーム 昌晴園	若葉区野呂町 736-1	9時-15時	未定	○	○	○				☎228-1711
軽費老人ホーム(ケアハウス) サニー秋桜	若葉区東寺山町 2-6	要相談	無料		○	○				☎255-7335
特別養護老人ホーム 更科ホーム	若葉区更科町 2593-2	10時-16時	無料	○	○	○	○			☎239-0221
特別養護老人ホーム バウムあすみの丘	若葉区若松町 88-1	要相談	無料	○	○	○	○			☎312-8880

資料編【 V 各種統計データ等 (3) 市内施設一覧】

《緑区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム 千寿苑(ケアハウス含む)	緑区大木戸町 1200-73	10時-15時	無料	○	○		○			☎294-6161
特別養護老人ホーム けやき園(ケアハウス含む)	緑区鎌取町 75-1	要相談	無料					○		☎300-2111 ☎300-2302
軽費老人ホーム(A型) ほんだくらぶ	緑区高田町 401-16	10時-16時	無料	○	○	○	○			☎291-6601
特別養護老人ホーム 緑苑	緑区平山町 2008-1	10時-17時	無料	○	○	○	○			☎497-5001
軽費ケアハウス グリーンユーワ	緑区高田町 1060-108	10時-16時	無料	○	○	○			○	☎300-4881
特別養護老人ホーム ときわ園	緑区平川町 1731	10時-15時	無料	○	○					☎291-2788
特別養護老人ホーム 裕和園	緑区高田町 1084	要相談	無料	○	○	○	○			☎291-8595

《美浜区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム しょうじゅ美浜	美浜区幸町 2-12-2	要相談	無料	○	○	○				☎243-8890
特別養護老人ホーム コストリゾン千寿苑	美浜区真砂 2-3-3	9時-17時	無料	○	○	○				☎270-5000

【利用できる活動】①事務作業、打合せ、会議 ②サロン活動 ③体操 ④食事
⑤特に制限なし(⑥を除く) ⑥物品・機材等の保管

■ コミュニティセンター

名称	所在地
中央コミュニティセンター	中央区千葉港 2-1
〃 松波分室	中央区松波 2-14-8
蘇我コミュニティセンター	中央区今井 1-14-43
〃 ハーモニープラザ分館	中央区千葉寺町 1208-2
畑コミュニティセンター	花見川区畑町 1336-2
幕張コミュニティセンター	花見川区幕張町 3-7730-4
花島コミュニティセンター	花見川区花島町 308 花島公園センター内
穴川コミュニティセンター	稲毛区穴川 4-12-3
長沼コミュニティセンター	稲毛区長沼町 461-8
都賀コミュニティセンター	若葉区都賀 4-20-1
千城台コミュニティセンター	若葉区千城台西 2-1-1
鎌取コミュニティセンター	緑区おゆみ野 3-15-2
土気 あすみが丘 プラザ	緑区あすみが丘 7-2-4
高洲コミュニティセンター	美浜区高洲 3-12-1
真砂コミュニティセンター	美浜区真砂 2-3-1

■ 公民館

参考第5章「市の取組み」No.28「地域づくり拠点としての公民館の活用」(P97)

区	施設名	所在地
中央 (9館)	松ヶ丘	中央区松ヶ丘町 257-2
	生浜	中央区生実町 67-1
	新宿	中央区新宿 2-16-14
	宮崎	中央区宮崎 2-5-22
	葛城	中央区葛城 2-9-2
	末広	中央区末広 3-2-2
	椿森	中央区椿森 6-1-11
	川戸	中央区川戸町 403-1
	星久喜	中央区星久喜町 615-7
花見川 (10館)	幕張	花見川区幕張町 4-602
	花園	花見川区花園 3-12-8
	犢橋	花見川区犢橋町 162-1
	検見川	花見川区検見川町 3-322-25
	花見川	花見川区柏井町 1590-8
	さつきが丘	花見川区さつきが丘 1-32-4
	こてはし台	花見川区横戸町 861-4
	長作	花見川区長作町 1722-1
	朝日ヶ丘	花見川区朝日ヶ丘 1-1-30
	幕張本郷	花見川区幕張本郷 2-19-33
稲毛 (9館)	小中台	稲毛区小中台 5-7-1
	黒砂	稲毛区黒砂 2-4-18
	轟	稲毛区轟町 1-12-3
	稲毛	稲毛区稲毛 1-10-17
	千草台	稲毛区天台 3-16-5

区	施設名	所在地
	草野	稲毛区園生町 384-93
	山王	稲毛区六方町 55-29
	都賀	稲毛区作草部 2-8-53
	緑が丘	稲毛区宮野木町 1807-3
	若葉 (8館)	千城台
更科	若葉区更科町 2254-1	
白井	若葉区野呂町 622-10	
加曾利	若葉区加曾利町 892-6	
大宮	若葉区大宮町 3221-2	
みつわ台	若葉区みつわ台 3-12-17	
若松	若葉区若松町 2117-2	
桜木	若葉区桜木 3-17-29	
緑 (5館)	誉田	緑区誉田町 1-789-49
	椎名	緑区富岡町 290-1
	土気	緑区土気町 1631-7
	越智	緑区越智町 822-7
	おゆみ野	緑区おゆみ野中央 2-7-6
美浜 (6館)	稲浜	美浜区稲毛海岸 3-4-1
	幕張西	美浜区幕張西 2-6-2
	磯辺	美浜区磯辺 1-48-1
	幸町	美浜区幸町 2-12-14
	高浜	美浜区高浜 1-8-3
打瀬	美浜区打瀬 2-13	

■ 小学校

参考第5章「市の取組み」No.30「学校施設開放」(P98)、No.36「学校体育施設開放事業」(P100)

学校名	所在地
院内小学校	中央区祐光 1-25-3
生浜小学校	中央区浜野町 1335
生浜西小学校	中央区塩田町 316-1
生浜東小学校	中央区生実町 1928
大森小学校	中央区大森町 268
川戸小学校	中央区川戸町 450
寒川小学校	中央区寒川町 1-205
新宿小学校	中央区新宿 2-15-1
蘇我小学校	中央区今井 3-15-32
大巖寺小学校	中央区大巖寺町 375
鶴沢小学校	中央区鶴沢町 21-1
仁戸名小学校	中央区仁戸名町 380
登戸小学校	中央区登戸 2-11-1
弁天小学校	中央区弁天 1-21-2
星久喜小学校	中央区星久喜町 1060
本町小学校	中央区本町 2-6-23
松ヶ丘小学校	中央区松ヶ丘町 580
都小学校	中央区都町 4-2-1
宮崎小学校	中央区宮崎 2-3-13

学校名	所在地
朝日ヶ丘小学校	花見川区朝日ヶ丘 2-6-1
上の台小学校	花見川区幕張本郷 4-8-1
柏井小学校	花見川区柏井 4-48-1
検見川小学校	花見川区検見川町 3-322-23
犢橋小学校	花見川区犢橋町 774
こてはし台小学校	花見川区こてはし台 2-28-1
作新小学校	花見川区作新台 7-2-1
さつきが丘西小学校	花見川区さつきが丘 2-14
さつきが丘東小学校	花見川区さつきが丘 1-7
長作小学校	花見川区長作町 1273
西小中台小学校	花見川区西小中台 3-1
西の谷小学校	花見川区幕張本郷 3-22-6
畑小学校	花見川区畑町 1385-1
花島小学校	花見川区花見川 8-1
花園小学校	花見川区花園 4-1-2
花見川小学校	花見川区花見川 4-1
花見川第三小学校	花見川区花見川 1-1
幕張小学校	花見川区幕張町 4-781
幕張東小学校	花見川区幕張町 4-681

資料編【 V 各種統計データ等 (3) 市内施設一覧】

学校名	所在地
幕張南小学校	花見川区幕張町 3-7718
瑞穂小学校	花見川区瑞穂 1-2
横戸小学校	花見川区横戸町 1005
あやめ台小学校	稲毛区園生町 446-1
稲丘小学校	稲毛区稲丘町 19-30
稲毛小学校	稲毛区稲毛町 5-534-5
柏台小学校	稲毛区園生町 588
草野小学校	稲毛区園生町 1385
小中台小学校	稲毛区小仲台 6-34-1
小中台南小学校	稲毛区小仲台 8-15-1
山王小学校	稲毛区山王町 121
園生小学校	稲毛区小仲台 9-30-1
千草台小学校	稲毛区天台 5-11-1
千草台東小学校	稲毛区作草部町 1298-1
都賀小学校	稲毛区作草部町 938
轟町小学校	稲毛区轟町 3-4-30
緑町小学校	稲毛区緑町 2-13-1
宮野木小学校	稲毛区宮野木町 2100
弥生小学校	稲毛区弥生町 3-18
大宮小学校	若葉区大宮台 7-8-1
小倉小学校	若葉区小倉台 5-1-1
北貝塚小学校	若葉区貝塚町 1093
坂月小学校	若葉区坂月町 298
桜木小学校	若葉区桜木 3-26-1
更科小学校	若葉区更科町 2073
白井小学校	若葉区野呂町 215
千城小学校	若葉区大宮町 2655
千城台東小学校	若葉区千城台東 1-15-1
千城台わかば小学校	若葉区千城台北 1-4-1
千城台みらい小学校	若葉区千城台東 3-18-1
都賀の台小学校	若葉区都賀の台 2-13-1
みつわ台北小学校	若葉区みつわ台 3-5-1
みつわ台南小学校	若葉区みつわ台 1-17-1
源小学校	若葉区源町 541-6
若松小学校	若葉区若松町 360-1

学校名	所在地
若松台小学校	若葉区若松台 2-25-1
あすみが丘小学校	緑区あすみが丘 6-2
有吉小学校	緑区おゆみ野 1-53
泉谷小学校	緑区おゆみ野中央 4-3
扇田小学校	緑区おゆみ野中央 1-26
大木戸小学校	緑区大木戸町 317
大椎小学校	緑区あすみが丘 6-38
越智小学校	緑区越智町 705-359
おゆみ野南小学校	緑区おゆみ野南 4-26
金沢小学校	緑区おゆみ野南 5-31
小谷小学校	緑区おゆみ野 4-45
椎名小学校	緑区茂呂町 582
土気小学校	緑区土気町 1634-2
土気南小学校	緑区あすみが丘 4-16
平山小学校	緑区辺田町 141
誉田小学校	緑区誉田町 1-27
誉田東小学校	緑区誉田町 2-21-84
磯辺小学校	美浜区磯辺 4-16-1
磯辺第三小学校	美浜区磯辺 1-25-1
稲毛第二小学校	美浜区稲毛海岸 5-7-1
稲浜小学校	美浜区稲毛海岸 2-3-2
打瀬小学校	美浜区打瀬 1-3-1
海浜打瀬小学校	美浜区打瀬 3-3-1
幸町小学校	美浜区幸町 2-12-12
幸町第三小学校	美浜区幸町 1-10-1
高洲小学校	美浜区高洲 2-2-20
高洲第三小学校	美浜区高洲 3-3-11
高洲第四小学校	美浜区高洲 1-15-1
高浜第一小学校	美浜区高浜 1-4-1
高浜海浜小学校	美浜区高浜 4-8-2
幕張西小学校	美浜区幕張西 2-8-1
真砂第五小学校	美浜区真砂 1-12-15
真砂西小学校	美浜区真砂 4-5-1
真砂東小学校	美浜区真砂 2-13-1
美浜打瀬小学校	美浜区打瀬 2-18-1

■ 中学校

参考第5章「市の取組み」No. 30「学校施設開放」(P98)、No. 36「学校体育施設開放事業」(P100)

学校名	所在地
生浜中学校	中央区南生実町 258
葛城中学校	中央区葛城 2-9-1
川戸中学校	中央区川戸町 443
新宿中学校	中央区間屋町 1-73
末広中学校	中央区末広 2-10-1
蘇我中学校	中央区白旗 1-5-3
椿森中学校	中央区椿森 4-1-1
星久喜中学校	中央区星久喜町 823
松ヶ丘中学校	中央区松ヶ丘町 440
朝日ヶ丘中学校	花見川区朝日ヶ丘 2-4-1
天戸中学校	花見川区天戸町 1429

学校名	所在地
犢橋中学校	花見川区三角町 656-2
こてはし台中学校	花見川区こてはし台 5-15-1
さつきが丘中学校	花見川区さつきが丘 2-15
花園中学校	花見川区花園 4-1-1
花見川中学校	花見川区花見川 6-2
幕張中学校	花見川区幕張町 4-45
幕張本郷中学校	花見川区幕張本郷 5-18-1
緑が丘中学校	花見川区犢橋町 213-4
稲毛中学校	稲毛区稲毛町 5-120
草野中学校	稲毛区園生町 1397
小中台中学校	稲毛区小仲台 9-46-2

学校名	所在地
千草台中学校	稲毛区千草台 2-3-1
都賀中学校	稲毛区作草部町 1306-1
轟町中学校	稲毛区轟町 3-5-14
緑町中学校	稲毛区緑町 2-3-1
大宮中学校	若葉区大宮町 2077
貝塚中学校	若葉区貝塚 1-7-1
加曾利中学校	若葉区加曾利町 961-5
更科中学校	若葉区更科町 2112
山王中学校	若葉区若松町 774
白井中学校	若葉区野呂町 623
千城台西中学校	若葉区千城台西 2-20-1
千城台南中学校	若葉区千城台南 1-20-1
若松中学校	若葉区若松町 2106-2
みつわ台中学校	若葉区みつわ台 2-41-1
有吉中学校	緑区おゆみ野 2-41
泉谷中学校	緑区おゆみ野中央 4-2

学校名	所在地
大椎中学校	緑区あすみが丘 8-26
越智中学校	緑区越智町 651
おゆみ野南中学校	緑区おゆみ野南 5-25
土気中学校	緑区土気町 1400
土気南中学校	緑区あすみが丘 4-38
誉田中学校	緑区誉田町 1-138
磯辺中学校	美浜区磯辺 7-1-1
稲毛高附属中学校	美浜区高浜 3-1-1
稲浜中学校	美浜区稲毛海岸 2-3-3
打瀬中学校	美浜区打瀬 3-12-1
幸町第一中学校	美浜区幸町 2-12-7
幸町第二中学校	美浜区幸町 1-10-2
高洲中学校	美浜区高洲 2-3-18
高浜中学校	美浜区高浜 4-8-1
幕張西中学校	美浜区幕張西 2-9-1
真砂中学校	美浜区真砂 5-18-2

■ 地域福祉交流館

地域福祉の推進を図るため、市内で子育て支援、高齢者の健康づくりなどの地域福祉活動を行っている団体に活動室の貸し出しを行っています。

※活動室の利用にあたっては、事前に団体登録が必要です。

名称	所在地
犢橋地域福祉交流館	花見川区犢橋町 1465
小中台地域福祉交流館	稲毛区小仲台 5-3-1

■ 国際交流プラザ

参考第5章「市の取組み」No. 17「国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進」(P92)

外国人市民への情報提供や生活相談、国際交流ボランティアによる日本語学習支援などを行う、国際交流の拠点施設です。プラザ内の会議室は、国際交流活動を行う団体に貸し出しを行っています。

※会議室の利用にあたっては、事前に団体登録が必要です。

名称	所在地
国際交流プラザ	中央区千葉港 2-1 (千葉中央コミュニティセンター2階)

■ 消費生活センター（暮らしのプラザ）

参考第5章「市の取組み」No. 61「くらしの巡回講座・連携事業」(P108)

消費生活の安定・向上を図るために設置された、消費者活動の拠点施設です。2階の「消費者活動コーナー」、3階の「研修講義室」「実験実習室」は、消費者活動を行っている団体等に貸し出しを行っています。

※諸室の利用にあたっては、事前に登録が必要です。

名称	所在地
消費生活センター（暮らしのプラザ）	中央区弁天 1-25-1

■ いきいきセンター・いきいきプラザ

高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるように、創作室や研修室等を備えているほか、日常生活の悩みごとや健康の相談に応じたり、健康増進やレクリエーション活動を行うことができる施設です。

名称	所在地	指定管理者
中央いきいきプラザ	中央区松ヶ丘町 257-1	(社福) 千葉市社会福祉協議会
花見川いきいきプラザ	花見川区三角町 750	
稲毛いきいきプラザ	稲毛区稲毛東 6-19-1	
若葉いきいきプラザ	若葉区北谷津町 333-2	
緑いきいきプラザ	緑区誉田町 2-15-65	
美浜いきいきプラザ	美浜区高洲 3-5-6	
蘇我いきいきセンター	中央区今井 1-14-38	
花見川いきいきセンター	花見川区花見川 9-1	
さつきが丘いきいきセンター	花見川区さつきが丘 1-32-3	
あやめ台いきいきセンター	稲毛区園生町 446-1 (あやめ台小学校内)	
大宮いきいきセンター	若葉区大宮台 7-8-1 (大宮小学校内)	
都賀いきいきセンター	若葉区都賀 4-20-1 (都賀コミュニティセンター内)	
越智いきいきセンター	緑区越智町 822-7	
土気いきいきセンター	緑区土気町 1634 (土気市民センター内)	
真砂いきいきセンター	美浜区真砂 4-4-10	

■ 地域活動支援センター

障害者（または15歳以上の障害児）が通所により、創作的活動や生産活動、社会との交流の促進等を行うほか、種類により、専門職員による社会基盤との連携強化や地域住民ボランティア育成、普及啓発、機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービス等の事業を実施します。

種類	名称	所在地	定員
地域活動支援センターⅠ型	まるめろ	中央区東本町 1-6	30
	支援センターはなみがわ	花見川区天戸町 757-3	20
	地域生活支援センターふらる	稲毛区作草部 2-4-6	20
	やさしど(中野学園)	緑区土気町 1634 土気市民センター2階	20
	ディアフレンズ真砂	美浜区真砂 2-3-1	20
	若葉泉の里	若葉区大宮町 2112-8	25
地域活動支援センターⅡ型	ハートケアセンターちば	中央区登戸 1-6-2 渡辺ビル1階	27
	たけの子工房	緑区辺田町 131-6	30
地域活動支援センターⅢ型	けやきと仲間	中央区松波 2-5-9 小幡ビル2階	20
	らいおん千葉	中央区長洲 1-33-14	20
	フロンティア	中央区南町 3-1-1 ダイゴビル3階	30
	リベラ	中央区長洲 2-21-1-205	22
	ペーカリーウィズ	花見川区柏井町 815-5	20
	キッチン園 MARU	稲毛区轟町 1-2-6	14
	トライアングル西千葉	稲毛区小仲台 2-6-1 京成稲毛ビル 205	19
	地域の茶の間	美浜区磯辺 2-6-6 ウェルズ 21 磯辺パート1B号	15
	コミュニティサロンそら	緑区土気町 1727-4 藤屋北辰興産ビル1階	15
	あすぴれんと	若葉区都賀 3-21-9 BKハイツ 305号室	24
	くるみ	美浜区磯辺 1-9-19	15

■ 子育て支援館

乳幼児とその保護者が楽しく遊びながら、子育てについて学びあうとともに、子育て不安に対する相談や子育て支援情報の提供などを行う施設です。

名称	所在地
千葉市子育て支援館	中央区中央 4-5-1 きぼーる 6階

■ 子育てリラックス館

子育て中の方が親子で気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で交流したり、さらには子育てに関する相談等ができる施設です。

名称	所在地
蘇我・子育てリラックス館	中央区今井 1-14-38 (蘇我コミュニティセンター隣)
千葉寺・子育てリラックス館	中央区千葉寺町 887-7 (フィールドハウス千葉寺参番館 1階)
花見川・子育てリラックス館	花見川区花見川 3-28-101 (花見川団地商店街内)
幕張本郷・子育てリラックス館	花見川区幕張本郷 2-8-23 (アミティ望月 101号室)
小ばと・子育てリラックス館	稲毛区天台 1-7-10 (小ばと子育て支援センター 2階)
子育てリラックス館・園生出張ひろば	稲毛区園生町 1107-7 生活クラブ いなげビル 2階 虹と風 (地域活動スペース虹と風 2階)
そののう・子育てリラックス館	稲毛区園生町 451-15 (プラザ園生 1階)
千城台・子育てリラックス館	若葉区千城台北 3-21-1 (イコアス千城台 2階)
都賀駅前・子育てリラックス館	若葉区西都賀 3-2-8 (M・G・Oビル 1階)
おゆみ野中央・子育てリラックス館	緑区おゆみ野中央 8-2 (おゆみ野ふれあい館 1階)
幸町・子育てリラックス館	美浜区幸町 2-12-1 美浜しょうじゅレジデンス 1階
高洲・子育てリラックス館	美浜区高洲 3-12-1 (高洲コミュニティセンター隣接)

■ 地域子育て支援センター

保育所(園)内の施設で、保育士が、子どもの食事・睡眠・トイレ・友達づくりなど、様々な子育ての不安や悩みなどについて相談に応じるほか、子育て親子の交流の場として利用できます。

名称	所在地
にこにこルーム	中央区新宿 2-15-2 (新宿保育所内)
子育てひろば・ちどり	花見川区検見川町 3-331-4 (ちどり保育園内)
子育てひろば・いなげ	稲毛区小仲台 2-10-1 (稲毛保育園内)
子育てひろば・みつわだい	若葉区みつわ台 5-8-8 (みつわ台保育園内)
ふれあいひろば・輝	緑区おゆみ野中央 7-30 (明和輝保育園内)
桜ほっとステーション親子	緑区土気町 1626-5 (明德土気保育園内)
子育てひろば・うたせ	美浜区打瀬 1-3-5 (打瀬保育園内)

■ 子ども交流館

「遊び・創造・憩い」を通して、子どもたちに、健全な遊びと居場所を提供し、子どもの健全な育成と交流を図る施設です。

名称	所在地
千葉市子ども交流館	中央区中央 4-5-1 きぼーる 3～5階

■ どこでもこどもカフェ

学校でも家庭でもない第3の居場所として、信頼できる大人が見守る中で幅広い年齢の子どもたちが一緒に遊び、そして学ぶ、子どもたちにとって居心地が良く、落ち着くことができる「身近なカフェ」のような場所を提供します。

※R4.1月現在の情報を記載しているため、今後変更の可能性があります。

名称	開催場所	開催日時
ひだまり	中央区仁戸名町 543-5 松ヶ丘町七区睦会町内会館	毎週月～金曜日（祝日を除く） 13時～17時
ニッセこどもカフェ	中央区千葉寺町 1220-4	毎週金曜日 16時～18時
子里カフェ	中央区川戸町 92-1	毎月第2木曜日 15時～18時 毎月第4木曜日 15時～18時 毎月第1土曜日 13時～17時
花園子どもカフェ+	花見川区花園 3-12-8 花園公民館 2階会議室 1・2	毎週日曜日 9時半～11時半
花園みんなのカフェ TOMO	花見川区花園 2-14-4 1F オープンルーム TOMO	毎週月曜日 14時半～18時
こどもカフェ 3rd プレイス虹	稲毛区園生町 1107-7 生活クラブいなげビレッジ虹と風 2階 地域交流スペース虹	毎週木曜日 15時～17時
中・高校生放課後カフェ TonoRosso	稲毛区園生町 1111-1 プチモンド稲毛 1-B ちばっ子寺子屋@稲毛内	毎週火～木曜日 10時～12時、17時半～19時半 長期休暇期間 16時～19時半 (中高生のみ、中学生 18時半まで) 毎月第1土曜日 10時～12時 (小学生可)
西千葉子どもカフェ HOKKO	稲毛区弥生町 2-19 石川ビル 2階	毎月第2金曜日 15時～18時 毎月第3金曜日 15時～18時
若葉こどもカフェ部	若葉区みつわ台 2-5-15 アルファプラザ 1F	毎週月曜日 16時～18時 毎月第2日曜日 10時～13時 毎月第4日曜日 10時～16時 (小学校の休業日を除く)
子どもカフェハックベリー	若葉区小倉町 477-4	毎月第2、第4、第5金曜日 14時～17時 毎月第3土曜日 10時～15時
TSUGAノわこどもカフェ	若葉区西都賀 3-17-11	毎週金曜日 14時～17時
こども広場「キャッチ」	緑区おゆみ野中央 8-2 おゆみ野ふれあい館	毎週土曜日 14時～16時
こどものコミュニティー	美浜区幸町 1-7-1 千葉ガーデンタウンクラブハウス	毎週木曜日 16時～18時 (小学校の休業日を除く)

VI 地域福祉に関するアンケート調査結果

- 1 調査名 千葉市WEBアンケート調査
- 2 調査期間 令和3年(2021)年4月30日～5月10日
- 3 回答者数 1,047人 【H29調査】650人
- ※ 割合(%)は小数点第2位以下四捨五入のため、割合の合計が100%にならない場合があります。
- ※ 複数回答の割合(%)は、各設問の対象者数を基数(n)としているため、割合の合計が100%を超える場合があります。

4 回答者の属性

(1) 性別

性別	回答数	割合
男性	504	48.1%
女性	514	49.1%
その他	13	1.2%
未回答	16	1.5%
合計	1,047	100.0%

(2) 年齢

年齢	回答数	割合
10代以下	31	3.0%
20代	48	4.6%
30代	115	11.0%
40代	259	24.7%
50代	265	25.3%
60代	172	16.4%
70代以上	157	15.0%
合計	1,047	100.0%

(3) 居住区

居住区	回答数	割合
中央区	214	20.4%
花見川区	156	14.9%
稲毛区	161	15.4%
若葉区	105	10.0%
緑区	129	12.3%
美浜区	249	23.8%
市内在勤・在学	33	3.2%
合計	1,047	100.0%

(4) 職業

職業	回答数	割合
会社員	385	36.8%
自営・自由業	47	4.5%
パート・アルバイト	155	14.8%
公務員	55	5.3%
学生	37	3.5%
専業主婦・主夫	167	16.0%
無職	170	16.2%
その他	31	3.0%
合計	1,047	100.0%

資料編【 VI 地域福祉計画に関するアンケート調査結果 】

【問1】 今後、あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由となったときに、ご近所や地域活動をしている方々に手助けしてほしいことは何ですか。(3つまで回答可)

設問	回答数	回答割合
食事づくり	150	14.3%
掃除、洗濯	164	15.7%
買い物代行	227	21.7%
通院や買い物等の外出支援	350	33.4%
ちょっとした力仕事の支援（庭木の剪定、大きな家具の移動など）	294	28.1%
ちょっとした家事支援（ゴミ出し、電球の交換など）	221	21.1%
見守りや安否確認	475	45.4%
日常会話の相手、悩み事の相談	172	16.4%
急病や災害時などの手助け	541	51.7%
特になし	55	5.3%

【問2】 お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。(現在、新型コロナウイルスの影響で中止または休止している活動を含む。)(複数回答可)

設問	回答数	回答割合
見守りや安否確認	204	19.5%
交流の場や通いの場（茶話会、体験教室、認知症カフェなど）	208	19.9%
通院や買い物等の外出支援	35	3.3%
ちょっとした力仕事の支援（庭木の剪定、大きな家具の移動など）	61	5.8%
ちょっとした家事支援（ゴミ出し、電球の交換など）	61	5.8%
日常的な家事支援（掃除や洗濯、食事の準備など）	18	1.7%
配食サービス（お弁当の配達など）	44	4.2%
悩み事の相談	27	2.6%
日常会話の相手	25	2.4%
急病や災害時などの手助け	37	3.5%
防犯パトロールや登下校のパトロール	332	31.7%
スマートフォン、パソコンなどの使い方教室	40	3.8%
行われていない	72	6.9%
わからない	501	47.9%

【問3】 これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか。(1つだけ回答)

設問	回答数	回答割合
ある	305	29.1%
ない（機会があったら参加したい）	467	44.6%
ない（参加したくない）	275	26.3%

【問4】 地域福祉活動に参加したきっかけは、どのようなことでしたか。※問3で「ある」を選択した人のみ（複数選択可）

設問	回答数	回答割合
ボランティアセンターの募集	19	6.2%
研修や講習、地域のイベント	38	12.5%
市ホームページ、市政だより	32	10.5%
家族・友人・身近な方	37	12.1%
地域活動している方からの声掛け	64	21.0%
所属する地域団体の役職等になった	71	23.3%
勤務先の地域貢献、社会貢献活動	9	3.0%
学校の課外活動	26	8.5%
覚えていない	9	3.0%

【問5】今後、どのような地域活動に参加したいですか。

※問3で「ある」「ない（機会があったら参加したい）」を選択した人のみ（複数回答可）

設問	回答数	回答割合
見守りや安否確認	292	37.8%
交流の場や通いの場（茶話会、体操教室、認知症カフェなど）	186	24.1%
通院や買い物等の外出支援	132	17.1%
ちょっとした力仕事の支援（庭木の剪定、大きな家具の移動など）	132	17.1%
ちょっとした家事支援（ゴミ出し、電球の交換など）	205	26.6%
日常的な家事支援（掃除や洗濯、食事の準備など）	49	6.3%
配食サービス（お弁当の配達など）	56	7.3%
悩み事の相談	68	8.8%
日常会話の相手	162	21.0%
急病や災害時などの手助け	236	30.6%
防犯パトロールや登下校のパトロール	227	29.4%
スマートフォン、パソコンなどの使い方教室	130	16.8%
わからない	90	11.7%
その他（ ）	18	2.3%

【問6】地域福祉活動に参加したくない理由は何ですか。※問3で「ない（参加したくない）」を選択した人のみ（2つまで回答可）

設問	回答数	回答割合
時間がない	161	58.5%
地域活動に関する情報がない	56	20.4%
ふだん地域活動との関わりがない	87	31.6%
参加したい活動がない	41	14.9%
地域活動に興味がない	33	12.0%
自身や家庭の事情で参加できない	63	22.9%
新型コロナウイルス感染症への不安	123	44.7%

【問7】より多くの市民が地域活動に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）

設問	回答数	回答割合
情報発信の強化（市政だよりなどの紙媒体の活用）	491	46.9%
情報発信の強化（オンラインツール（SNS・アプリなど）の活用）	391	37.3%
リーダーなどの人材育成	217	20.7%
多少の実費の補填や報酬の支給	408	39.0%
表彰などの仕組み	69	6.6%
身近な活動拠点	402	38.4%
好きな時に気軽に参加できる仕組み	636	60.7%
得意分野を活かした活動のみ参加できる仕組み	334	31.9%
ボランティア休業などの制度	172	16.4%
研修や講演会の開催	159	15.2%
イベントの開催やボランティア体験など	211	20.2%
特になし	38	3.6%
その他（ ）	37	3.5%